

参議院中小企業対策特別委員会会議録第三号

第一百四十六回
午前十時開会

平成十一年十一月十八日(木曜日)

委員

委員の異動
十一月十七日

辞任

補欠選任

国務大臣

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

菅川健二君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

官房審議官

高橋今則君

官房審議官

渡辺秀央君

菅川健二君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

渡辺秀央君

阿南一成君

岩瀬良三君

金本時男君

龟井邦茂君

阿南一成君

木村仁君

阿南一成君

大蔵大臣

宮澤喜一君

通商産業大臣

深谷隆司君

國務大臣

堺屋太一君

経済企画庁長官

堀屋太一君

内閣総理大臣

小淵惠三君

通商産業政務次官

水野誠一君

官房審議官

西川きよし君

高橋今則君

きょうは、総理以下、御出席をいただきまして、中小企業関係の問題についてざっくばらんに議論をさせていただきたい、このように思います。

ぐつての今日の経済状況なり、あるいは政治の問題を含めて、ちょっと総括的に少し触れていただきたいというふうに思います。
それで、私、自己紹介を先にいたしますと、比例区の選出でありますから、実は今でも土曜日、日曜日とかいろんな、こちらであきましたときに、は全国を飛び回っています。全国を飛び回ってみて、最近共通して有権者、国民の皆さん方から出でてくる問題が二つあります。

の問題も含めてなんですが、一体これはどうなつて
いるんだよと。それぞれ永田町なりこの国会の
中というのも、私もずっと十年くらいおらせても
らっていきますけれども、わかっているようであつ
て実は私も余りわかりません。けれども、地方の方
皆さん方なり国民の皆さんからすると、今日の政
治というのは一体どうなつてているんだよといふこ
とがまず一番、これはどこへ行つても必ず聞かれ
ることが一つです。

そして「一つ目に、この経済というのを、これを何とかしてくれぬかと、この不況になつてゐるのを。この景気もうちょっとたまらぬよといふような、これは私も中小企業主の社長も含めて多く知つてゐるんですけども、そういう人たちから異口同音にしてそういう言葉が出てくる。それで、私は、そういう面で改めてこれはちょっとと総理にお伺いをいたしたいと思うんですけども、考えてみると、これちよつときようの朝の新聞を見ておりますと、自由党の小沢さんが一時は連立離脱であるとかいろいろなことをおつしやつていて、むしろこれは補正予算は賛成して連立離脱はしないといふうなことも記事がちょっとと出かかるつたりして、正直言つてこれはわかりません。

○國務大臣（小澤恵三君）　民主政治におきましては、選挙によって国民の意思をしっかりと受けとめながら、それぞれの選挙時における主張につきましては、これを具現するために最善の努力をしないかなきやならぬという先生の御指摘は、私はそのとおりだと思います。

そうすると選挙というのは一休何なんだと領、そういうものを掲げて、これから四年間なら四年間の任期の間、我が政党はこういうふうにやつてまいりますということを国民の皆さん方にある面においては契約をする、約束をするということが選挙であったと私は思います。そして、国民の皆さんはそのことを聞いて、よし、わかつたということで投票をされている。去年の七月の参議院選挙はまさにそうだった。それが変わつちやつた。これはある面においては政治に対する不信感というものを大変に増長しているというふうに私はずっと全国走り回つていて実は感じるわけです。

ですから、これは今、小測総理にどうこうといふことを聞くつもりはありませんが、世間一般の国民の皆さんからすると、これははつきりひとつ小測総理も認識をしておいてもらわにやいけませんのは、三年前衆議院選挙のときには、この自由党の皆さん方も公明党の皆さん方も、これはちょっと党名が違いましたけれども、自民党的政治では日本はよくならないと。これは自民党的皆さん方ですから、それはちょっと立場の違いといふのはあつたとしても、少なくとも自由党的皆さん方も公明党の皆さん方も自民党的政治ではだめだ、こういうふうにおおししゃつてきました。それから、昨年の参議院選挙も全く同じことを言って、そして選挙を戦われてそれなりの国民の審判を受けになつた。そして今、連立内閣というものができている。

これは政党の、今こういう変化の時代でありますから、総理が今おっしゃったように、ある面では新しい政界再編成も含めているような動きがあるのかもしれません。ですから、その上での話になつてくるわけですが、個人の問題を含めて、例えば比例代表制で当選して、そしてこれは政党の名前で当選をしているのですから、そういう人が完全に違った政党、相反する政党に移動す

私としては、やはり基本的に選挙のときの政党の公約そのものはたつとんで、その政党としての約束した国民に対する責務を果たさにやならぬと思いますが、しかし同時に、当選された方々が御自身の意思によって新たな政党に参画するなりするというここまで、選挙民の意思に最終的にこたえていくということであれば私は許されるのではないか、こう考えておる次第でござります。

○足立良平君 これは、ちょっともうこれ以上この問題余り突っ込むもうとは思いません、私は、趣

ただ、政党としてお約束をされたことと、それから当選しました議員その者の政治的な対応についてはそれぞれその時点において変わるということともこれまた許されるものだと思いますし、参議院におかれましては六年、衆議院においては四年間、与えられた議席の中で国政を担うに値する国會議員それぞれがみずから信念に基づいて行動することも、これは否定し得ないものだらうと思います。

なぜなれば、しかば選舉時における政党のものにすべて制約されるということになると、その後の情勢を見ましても、選舉時における政党が離合集散をして所を変えて政党が変わるというケースもあるわけでありますし、しかばそうした議員の各位といふものは、政党がそのときに約束した綱領なりお約束事をされるということ、政党としてのことを守り抜かなければならぬということになると、政党が分かれたりあるいは一緒になつたりということがこれまたある意味では許されないことにもなりかねないわけであります。

うふうにおっしゃつて、これもちょっと先送りされた。

考えてみると、私は、總理の言葉じりをとらまえて、そしてあれがけしからぬ、これがけしからぬと言うつもりは全然ないんですよ。それはない。けれども、はつきりと正式の、フォーマルな公の場所で私はこう考えますよというふうにおっしゃつていたやつがころころころ変わつ

した。これも新聞等の報道を見ておりますと、自民党の中山政治改革本部長の考え方をむしろ肯定的に総理もおっしゃっていたように私は新聞記事をずっと見ておりました。

それから、これは総理だけの問題ではありませんけれども、定数削減の問題にしても介護保険の問題にしても、それからガイドラインにおける船舶検査の問題、これはある面においてはガイドラインの一つの大きな柱であった。三党の考え方方が違うから若干先送りしようと。前の通常国会で、

るということは一体いかがであるか。これはまさかといふに私は思いますので、これはあえてここでこういう定義だけ一応しておきたいと思います。

それで、総理、これはちょっと私、今思い出しておりますと、この前の国会における国旗・国歌の特別委員会ですか、の中でも私はちょっとと総理と議論したんですが、国旗・国歌のあの法案をつくるに当たりまして、総理はこの参議院の予算委員会で、ちょうど自民党としてこれを進めていくということをおっしゃる一週間前に、たしか明確に法案化をしようという考え方はありませんと、いうふうにおっしゃった。それ以降事情が変化したんだと、事情が変化という表現をずっとされたいたわけですけれども、一週間前に総理はこれは法案化する考え方はありませんといふにおっしゃっている。

それから、企業・団体献金の禁止の問題。さのうもクエスチョンタイムでいろんな議論がありま

ちやつて、そして本来やると言つてはいたやつが
ちやつといつの間にか先延ばしされている。

私は今申し上げた一つ一つの項目について、こ
れはどうだこうだということはきょうは詰めるつ
もりはありません。けれども、結局これは、総理

というのは政治の一一番最高の責任者なんです。こ
の最高の責任者の言動、総理の言葉あるいは表現
の仕方、これは国民の皆さん方がそれをじつと見
ていて、そしてこれは本当に信頼に値するのかし
ないのかという観点で国民の皆さん方は総理の一
拳手一投足を実は見ていると私は思うんです。

それからもう一つ、最近の神奈川県警のあの不
祥事。私はもう大変なことだらうというふうに実
は思つてゐるんです。これは今の日本の社会的な
秩序、これをきちんと担保してくれる、安全とい
うものを担保してくれるのは私はやっぱり警察だ
と。そして、一般的警察官というものは大変まじめ
に職務に精勤をしていると私は信じています。け
れども、本部長以下最高幹部ですよ、最高幹部か
らあいうふうな状態をしてきたということにつ
いては、私は、警察というものに対して大変な不
信感というものが国民の皆さんにできていると。
そして東海村の原子力事故です。これも一応安

全だと言つてはいた。そしてまた、これはひょっと
したら通産大臣の所管というよりは科技庁の所管
なのかも知れませんけれども、これも今まで何
十年間にわたつて原子力の安全問題について嘗々
として努力してきたその努力があの行為によつて
一遍に水泡に帰してしまつたんです。

こうずつと考えてみると、今日の政治に對して
国民は、これは一体どうなつてゐるんだよと。そ
して、これに對して日本の文化といふのは恥の文
化だと。自分が責任があるとすれば潔く責任をと
るといふことが日本人の今までの文化だし、そ
して皆がおおそうか、もう一遍新たにやろうでは
ないかという気持ちになつてくるのが今までの
日本の美学だと私は思つてゐるんです。それが全
く飛んでしまつてゐる。

総理、私はいろいろと考えてすつと振り返つて

みまして、これはちょっと大変な状態になつてい
るよう思つてならないんですが、いわゆる責任
をとるということ、あるいはまた国民の信頼を失
墜してしまつてゐることについて、総理と
して一体どのように考へておられますか。

○國務大臣(小淵惠三君) 政治は、先人が申され
てゐるように、信なくば立たずということをござ
いますから、國民の信頼を失つてはこのことを行
い得ないということでありまして、最近これに関
して、いろいろな事件が発生をすることによりま
して大変國民の皆さんに信頼を失墜するような事
態が生じておることにつきましては、政治の責任
者としても深く反省し、再び信頼を取り戻すため
に何をなすべきかということにつきまして最善の
努力を傾注していかなければならぬ、こう考え
ておる次第でござります。

個々の問題に触れまして御指摘がありました
が、いずれにいたしましても既に事件としてこれ
が明らかになつておることでござりますから、例
えば警察の不祥事の問題等につきましても、具体
的に申し上げれば、神奈川県警における本部長が
事件を部内にとどめて処理しようということだっ
たということでありまして、この事案につきまし
ていわゆるこれをチェックすべき國家公安委員
会に答申がなされない限りにおいてはなかなかそ
うで通産大臣、ちょっとと東海村の問題が出ま
したから、私はあえてお聞きをしておきたいと思
います。

○足立良平君 憲法の六十五条、「行政権は、内
閣に属する。」ということが明確に書かれていま
す。

私は、今申しましたように行政的いろいろな責
任というものがある中で、そういう面での、今の
総理の答弁というものを聞いていまして、これか
ら行政の長としての総理大臣が本当にこの種の問
題を絶対に起こさないというふうな決意というも
のはどうも感じられないというふうに思います。

これは本当のところ、私は改めて責任の問題とい
うことを明確にしていただきなければならぬとい
うことを一応申し上げて、このまま終わりたい
と思います。

ないというふうに考へておるところでございま
す。

○足立良平君 憲法の六十五条、「行政権は、内
閣に属する。」ということが明確に書かれていま
す。

私は、今申しましたように行政的いろいろな責
任といふものがある中で、そういう面での、今の
総理の答弁というものを聞いていまして、これか
ら行政の長としての総理大臣が本当にこの種の問
題を絶対に起こさないというふうな決意といふも
のはどうも感じられないというふうに思います。

これは本当のところ、私は改めて責任の問題とい
うことを明確にしていただきなければならぬとい
うことを一応申し上げて、このまま終わりたい
と思います。

それで通産大臣、ちょっとと東海村の問題が出ま
したから、私はあえてお聞きをしておきたいと思
います。

○足立良平君 東海村のあの事故は大いに反省しなければなりませんが、そのことで原子力発電所まで非常に危険
でだめなんだという、そういうような不安や不信
の念が広まるということはまことに遺憾なことで
あります。それを払拭するために、例えば私ど
もは電力会社の社長、責任者を全部呼んで一堂に
会して、さらに常に緊張感を忘れずに頑張るよう
に、あるいは検査のマニュアルをきちんとやつて
いるかどうかについての最終検などもさせたとこ
ろでございます。

○足立良平君 私も、福島県の第二原子力発電所を視察してま
いましたが、原子力発電所におけるそのような
緊迫感というものはしつかりしているし、防護体制
も目下万全であるというふうに思つております。

そして、そういう万全を期した上で、國民の信頼
を回復するということを日々努力しながら、しか
しエネルギー政策における原子力の位置というの
は変わるものではないと、そのように思つていま
す。

○足立良平君 といいますのは、委員御承知のように、例えば
安全供給の確保、継続的な供給とか、経済発展と
か、あるいは環境の保全ということを考え、同
時決着を考へる、エネルギー行政を考える場合
に、目下のところ原子力エネルギーが最適であ
り、重要であると考えているからであります。

○足立良平君 いざれにしても、通産大臣というみずから責
任においてしっかりと対応していくようにいたして
まいりたいと思つております。

て、今後二度とそのようなことがないような対応
を今全力を挙げて取り組んでいるところであります。

ただ、問題なのは、燃料加工工場と原子力発電
所における安全性というのは全く別物でございま
す。例えば、原子力発電所ではウラン溶液等は四
重という多重防護対策というのを立てて万全を期
していいるというのが現状でございます。だから、
東海村のあの事故は大いに反省しなければなりません
せんが、そのことで原子力発電所まで非常に危険
でだめなんだという、そういうような不安や不信
の念が広まるということはまことに遺憾なことで
あります。それを払拭するために、例えば私ど
もは電力会社の社長、責任者を全部呼んで一堂に
会して、さらに常に緊張感を忘れないで頑張るよう
に、あるいは検査のマニュアルをきちんとやつて
いるかどうかについての最終検などもさせたとこ
ろでございます。

私は、福島県の第二原子力発電所を視察してま
いましたが、原子力発電所におけるそのような
緊迫感というものはしつかりしているし、防護体制
も目下万全であるというふうに思つております。

そして、そういう万全を期した上で、國民の信頼
を回復するということを日々努力しながら、しかし
エネルギー政策における原子力の位置というの
は変わるものではないと、そのように思つていま
す。

○足立良平君 といいますのは、委員御承知のように、例えば
安全供給の確保、継続的な供給とか、経済発展と
か、あるいは環境の保全ということを考え、同
時決着を考へる、エネルギー行政を考える場合
に、目下のところ原子力エネルギーが最適であ
り、重要であると考えているからであります。

○足立良平君 いざれにしても、通産大臣というみずから責
任においてしっかりと対応していくようにいたして
まいりたいと思つております。

私は、これまでの間で、多分お読みになつたと
か、あるいは何らかの形でございました。したがつて、まことに遺憾であります。

○足立良平君 これはけさの東京新聞ですか、
ちょっと読んでいまして、多分お読みになつたと

【參證說】

四

思ひもよれぬ、日経連の奥田会長です。たる人ども「どうだ」と、こう一喝したという、こういう記事がある。結局これは、H.IIロケット、あの失敗の問題にしても、あるいはまたこの臨界事故のジエー・シー・オーのああいう仕事の仕方にしても、日本の製造業というものが、これはこれから極めて重要なだけれども、しかし一方で、そういう一面でいささかたるんではいるんではないか。そして、これは後ほど少し議論をしていきたいと思ってますけれども、人員を削減すれば例えば株価が上りますけれども、人員を削減すれば例えば株価が上

て、政府のさまざまな対策によりまして一時よりは景気はかなりよくなつておりますが、依然として民間需要は回復力が弱い、いま一押し二押しのことでこ入れが必要だという認識を持つております。
○足立良平君 GDPの中で占めるウエート、個人消費は今やひょっとしたら六〇%弱になつているのかもしれません。五八%か九%、若干変化するとしても約六〇%。民間の設備投資も、これも大体一六、七%くらいなんでしょうか。合計いた

この不況下で、しかも国民の方は預貯金とう、株式なり、これはもうほとんど動いていませんが、預貯金にどんどんやる、そして個人消費はどうんど動いていない。これは将来に対する不安感というものが大変に強い。そこからやつぱり預貯金をしておこうということにつながってきてみると私は思つているんですが、そういう面をめぐつて、総理どういうふうにお考えでしょうか。
○國務大臣（小渕恵三君）　国民の預貯金が増加していると、いうことであります。これは裏返して言えれば、個人の消費がそれだけ伸びないという点もあるんだらうと思います。

の実態を十分踏まえて対処する必要がある。でなければ、六割近く個人消費というものは景気に対しての影響が極めて大きいものでござりますから、こういった点も十分勘案しながら対処いたしております。

○足立良平君 今ずっとお話を聞いていまして、確かに経理の答弁というのは、なるべくはつきり物を言わずに、言葉じりをとらえられないよう何とはなしにふわふわと終わつておくというのは、ひょっとしたら技術なのかもしませんね。

私は冒頭ちょっと申し上げましたけれども、例

に、もう一度、企業におけるクローバルな競争開発係の中での、しかもそれに勝ち抜いていきながら、一方で企業の社会的責任というものをどう考えていくかということは、これから議論の俎上に乗せていかなければならぬ課題だというふうに思っておりますので、これがあえてそれだけ申し上げておきたいというふうに思います。

— 1 —

て、さと千三百三十一兆 統計がち
わっていますからそういうふうになつて

いる。若

フレーム

後向が有
るといふ

ことは歴史の示すところであります

題名

というふうな話を出でてくる。そして、雇用の問題は先行き、きょうの新聞を見ていましたらNTT

つい最近、月例経済報告が行われました。それで、もう時間も余りありませんから内容はそう詳しく述べません。私の理解しているのは、要は公的な資本なりそういうもので一応経営陣が支えてきた。けれども、これは民需に完全にまだ移っている状態ではない。そして、アジア貿易を中心にしてそれで何とか今ずっと動いているんだ。だから、これからはもうちょっと気をつけなきゃいけないというふうに私は実は思つておりますので、その点で付加して、もし間違っている点がありましたらと、それから長官の見解をお聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(堺屋太一君) 先ごろ政府は月例あるいは経済新生対策を出しまして、そこで景気判断

十二の中の実はどくうにだとで四円弱券とれはんじれも。

ただけれども、大体千三百三十兆円あるんです。
しかも、この千三百三十兆円の個人の金融資産
十で預貯金が七百三十二兆円ある。この七百三
一兆円というものを毎年別に見て、いきますと、
は、大変に不況だ不況だということで今日まで
んどことどんどん国債をつぎ込んで今言われたよ
に支えてきた日本經濟、そして国民はもう大変
「言っているけれども、この預貯金は多いとき
四十兆円、少なくとも二十七、八兆円、三十兆
弱は毎年ずっと増加をしてきてる。地域振興
とかなんとかばつとばらまいても、ほとんどそ
は個人消費の増大にはつながっていない、ほと

るよう
売れ
すが、
な情
けれど
しよう
よつて
びない
いざ
という
存じま
かわな
が、
さら

ういった状況でもない。物の中ではかなり新しい需要を喚起する個々の製品も売られておりまして、一つは相当そこに飛びつくというものがあります。特に若い人たちがかなり消費に向かうようになって、産業関係のいろいろな機器その他ありますから、一般的にはそういうこともございまして。また、季節によっては、寒さ、暑さによる衣類その他がなかなか思うように消費が伸びるというようなこともあるかと思います。

とまい。問時でとすくま用る T

そういう面では、個人消費をよく考えて云々と
う總理の今の言葉じやなしに、そういう点を踏
えてこれから政府としてどうするんだといふこ
とを明確に国民に対してもツセージを出さない
た銀行、大手銀行もこれまでいろいろなのが出て
る。人員整理もどんどん出でています。将来に対
する不安感というものが、國民はそれではちょっと
わからないぞというところから自助努力、自分
がおいてすら一万一千人削減だ
。あるいはまた将来一年間くらいはもう一切採
用はストップだ、こう言っていますね。あるいは
題がある。

この不況下で、しかも国民の方は預貯金とう、株式なり、これはもうほとんど動いていませんが、預貯金にどんどんやる、そして個人消費はほとんど動いていない。これは将来に対する不安感というものが大変に強い。そこからやつぱり預貯金をしておこうということにつながってきてみると私は思っているんですが、そういう面をめぐって、総理どういうふうにお考えでしようか。
○國務大臣(小栗憲三君) 国民の預貯金が増加しているということでありまして、これは裏返しておるということでありまして、これは裏返しておると言えれば、個人の消費がそれだけ伸びないという点もあるんだろうと思います。

そのよつて来る原因是、今先生も御指摘のように、一つは将来に対する不安といいますか、そういうものに対してみずから防御しなければならぬ、ということともあるかと思います。また同時に、金利その他也非常に低迷しておる中で、いわゆる物価も極めて超安定というより、むしろ卸売物価等は下がりぎみであるというようなところでございまして、そういう中では、一般的に、俗にインフレ傾向がありますれば消費というものはかなり進むということも歴史の示すところでありますが、こういった状況でもない。

さらに、物の中ではかなり新しい需要を喚起するような個々の製品も売られておりまして、一つは売れれば相当そこに飛びつくといいうものがありりますが、特に若い人たちがかなり消費に向かうような情報産業関係のいろいろな機器その他ありますけれども、一般的にはそういうこともございましょう。また、季節によつては、寒さ、暑さに伴つて衣類その他がなかなか思うように消費が伸びないというようなこともあるかと思います。

いすれにいたしましても、個人が預貯金を持つことと自体は決して私は悪いことではない存じますけれども、しかしそれが適正な消費に向かわないということについての原因その他につ

の実態を十分踏まえて対処する必要がある。では、六割近く個人消費というものは景気に対しての影響が極めて大きいものでござりますから、こういった点も十分勘案しながら対処いたしては、この問題についてどのような形で消費を拡大していくべきかという点についてはさらに知恵を絞つていかなきやならぬ、このように考えております。

○足立良平君 今ずっとお話を聞いていまして、確かに総理の答弁というのは、なるべくはつきり物を言わずに、言葉じりをとらえられないよう何とはなしにふわっと終わっておくというのは、ひょっとしたら技術なのかもしませんね。

私は冒頭ちょっと申し上げましたけれども、例えば厚生年金の問題一つとっても、これは二、三日前テレビでやっていましたけれども、厚生年金から厚生事業団に移ったお金のあれが大変ないろんな問題を起こしてきてる。あるいはまた介護保険をめぐても、これもある。年金に対してもあるいは失業保険そのものも、これからひよつとしたら基金がだんだん少なくなってくるぞというふうな話も出てくる。そして、雇用の問題は先行き、きょうの新聞を見ていましたらNTTにおいてすら二万一千人削減だ、こう言つている。あるいはまた将来二年間くらいはもう一切採用はストップだ、こう言つていますね。あるいはまた銀行、大手銀行もこれまでいろんなのが出てくる。人員整理もどんどん出でます。将来に対する不安感というものが、国民はそれではちょっとわからないぞというところから自助努力、自分でやっぱり防衛しなきやならないということで預貯金の方に今どんどん走っている。ここに一番の問題がある。

そういう面では、個人消費をよく考えてみてください。総理の今の言葉じゃなしに、そういう点を踏まえてこれから政府としてどうするんだといふことを明確に国民に対しメッセージを出さないと

と、今この沈滯している国民の意識というものが、よし、これからそれなら頑張つてやろうじゃないか、ある面においてはちょっと消費もふやそではないか、こういう気持ちに全然なつてこない。私はその点が一番問題なのではないかと思いますが、その点含めて総理の考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○國務大臣(小淵恵三君) 御指摘はそのとおりであります。したがつて第一に私は安心へのかけ橋と申し上げておるんですが、この世紀から次の世紀に向かつて国民が本当に安心できるシステムは何か、その中に御指摘のように年金の問題とか介護の問題とか、そういうことで国として、また地方自治団体もそうであります。公的機関が取り組まなければならない問題についてしっかりと答えていくことに尽きるんだ

たその時点で十分な御審議をちょうだいいたしました

いと思いますが、新しい経済対策も含めまして、政府といたしましては、今先生御指摘のように、公需から民需への需要を喚起する種々の施策を講じておる。ぜひこれが実行される段階においては所期の目的が達成できるようにということで、最善の今対策を講じておるということを考えておる次第でございます。

言葉の違いと申されるかもしませんが、昨年來、政権をお預かりいたしまして、金融問題について対処すると同時に、まずは日本経済を再生させることであらゆる施策を講じさせていただいてまいりましたが、これからいわゆる構造改革といいますか、企業体におきましても、新しい企業再生のための法律を先国会の最後に通していただきまして、今回、中小企業問題に取り組ませていただいておりますけれども、新たにこうした構造改革を行うという意味で、新しい、新生といいますか、言葉の違いとお話をありますけれども、いわゆる何としても現状、経済をプラス成長にしなきやならぬという政策と同時に、一方で企業も含めまして次の世紀に向かってしっかりととした体質にしていかなければならぬというための政策と企業、業を起こすための施策を講じておるということでございまして、そういう意味では新しい施策も織り込んでおる、こう感じておるわけですが、改めて御批判と予算に対するそれぞの御見解を承つてまいりたいというふうに考えております。

○足立良平君 また、この補正予算の内容は別途ゆづくり議論をさせていただきたいというふうに思ひます。

日経の総合経済データバンクの試算によりまして、いわゆる経済新生対策の与える影響と、いうものが一応計算されているわけです。それを見ていくと、個人消費は、対策が仮になかつたら一・四四、対策があつて一・六六だと、こうなつている。○一二ポイントちょっとふえるというにすぎない。名目公共投資は、対策を行わなかつたら一

五・九%のマイナスになるだろう、行ったとした

らマイナス五・一ということになつて、差し引きすると一〇・八ポイントのなにが出てくるというふうになっている。

これは、総理が今のように答弁をされているけれども、実際的には本当に民需に向かって今この補正予算も含めてやっておられるかどうかについて、私はそういう意味では極めて疑問だというふうに思います。これはあえてそのことだけ申し上げておきたい、このように思います。

それで、今、総理の答弁の中で、ベンチャーエンタープライズというふうなお話もございました。ですからこの基本法の関係についてちょっと質問させていただきます。創業者、ベンチャーエンタープライズ云々というふうなお話を聞いておられる

ことを今回のこの法律の中で一番考えておられる

ということは私どもは十分理解をいたしております。また必要だと思います。特に、これはアメリカの

今日のベンチャーエンタープライズ、今度は長官にお聞きをしておいた方がいいと思いますが、アメリカの企業のなには実際的には相当開業率も高い。一方で廃業率も、一・一ポイントぐらい差があるかもしれません、高い状態になつている。日本とは大きく違ひがある。

これはそういう面で、日本のこれから開業率と廃業率、そしてそこには当然労働の移動というものが、流動化といいうものが出てくると思うんですけれども、それらの問題をめぐつてこれから日本の中企業といいうものはどうなればならない

O足立良平君 これは通産大臣にちょっとお聞きしたいと思います。

通産大臣のこの法案に対する話を聞いておりま

して、中小企業を取り巻く状況が変わってきたんだ、いわゆる格差の是正といいうふうな物の考え方ではないんだと、こういうふうにおっしゃる。それは一つの考え方として正しいし、ベンチャーエンタープライズなり、あるいはまた起業がどんどん起こるような、そういう面での状態をつくつていかなきやならない、ということも私は当然だと。民主党としては、その考え方で今プロジェクトチームをつくりまして、けさも八時からこのベンチャーエンタープライズの起業をそういう面でどこにどうすれば一番本当にふやしていくことができるかという勉強会をやらないかなといふうに私は思つています。

ただいま委員の御指摘の、アメリカにおける労働の移動の状況と日本の状況というのはかなり違います。アメリカの場合には、仕事をかわつて働くことがありますし、また就業に関しての感覚が大分違います。アメリカの場合には、仕事をかわつて働くのではなく、場所を移つていくということにかなりの抵抗感がありますが、しかし時代の変化とともにそういうものに対する認識も変わっていくのではないかというふうに考えております。

O足立良平君 予定していただいたより大分おくれてしまつたように、一方で開業を高めるということは、一方で廃業、閉業といふんでしようか、これ

がどんどんふえてまいりまして、一三%、一六%ぐら

減つているという状態であります。

これからの日本は、やはりどんどん開業率がふえて、中小零細企業がふえなきやいけない。それはアメリカもそうでございますけれども、決して

ハイテク・情報産業というようなものはばかりではなくして、家事のアウトソーシング、例えばケータリングでありますとかガーデニングでありますとか、あるいは企業サービスでありますとか、もつと一般的な業がどんどん広がり、商店街も盛んになる、そういうような形にならなきやい

けないと思います。

その一方で、また不適任な人あるいは後継者が欲的な人々がどんどんと中小企業に入つてくる。

そういった社会風土全体をつくりかえていく必要があると考えております。

O足立良平君 これは通産大臣にちょっとお聞きしたいと思います。

通産大臣のこの法案に対する話を聞いておりま

して、中小企業を取り巻く状況が変わってきたんだ、いわゆる格差の是正といいうふうな物の考え方ではないんだと、こういうふうにおっしゃる。それは一つの考え方として正しいし、ベンチャーエンタープライズなり、あるいはまた起業がどんどん起こるような、そういう面での状態をつくつていかなきやならない、ということも私は当然だと。民主党としては、その考え方で今プロジェクトチームをつくりまして、けさも八時からこのベンチャーエンタープライズの起業をそういう面でどこにどうすれば一番本当にふやしていくことができるかという勉強会をやらないかなといふうに私は思つています。

ただいま委員の御指摘の、アメリカにおける労働の移動の状況と日本の状況というのはかなり違います。アメリカの場合には、仕事をかわつて働くのではなく、場所を移つていくということにかなりの抵抗感がありますが、しかし時代の変化とともにそういうものに対する認識も変わっていくのではないかというふうに考えております。

O足立良平君 予定していただいたより大分おくれてしまつたように、一方で開業を高めるということは、一方で廃業、閉業といふんでしようか、これ

がどんどんふえてくるということも事実。そうすると、労働の流動化がどんどん進んでいく。日本

会における労働の流動化している状態というの

は、私は受けとめ方が相当違うのではないか。このことを通産大臣として一体どういうふうにお考えで下さいか。

○国務大臣(深谷隆司君) 今までの基本法の中に

は創業といいう点に余り力が入つていなかつたと。いろんな改正を今度行つてあるわけであります

が、その中で、やはり新しい事業が生まれていく

という勢いがないことが日本の経済の活性化を妨げている。今も経済企画庁長官からお話をありますように、アメリカは開業率が非常に高い。日本

は、昭和六十年以降というのは非常に低くな

りまして、多分、私の記憶が正しければ、廃業率が三・二%ぐらい、創業率は二・七%ぐらいで推移しております。

そこで、私たちは創業といいうことに力を入れる。それは、中小企業の創業も含め、特にベンチャーエンタープライズの創設ということを図つていこうと。我々としては、毎年十四万社ぐらいふえておりま

すが、これを五年の間にはさらに十万社ふやして

二十四万社ぐらいにして、そうすれば雇用は百万

人ぐらい新たに採用できるだろうという目標を持っています。

ただいま委員の御指摘の、アメリカにおける労働の移動の状況と日本の状況といいうのはかなり違います。アメリカの場合には、仕事をかわつて働くのではなく、場所を移つていくということはむしろ積極的に考えております

が、日本の場合には、まだ一人入社するとそのまま定年までいられるといったような、そんな感覚がありますから、場所を移つていくということにかなりの抵抗感がありますが、しかし時代の変化とともにそういうものに対する認識も変わっていくのではないかというふうに考えております。

O足立良平君 予定していただいたより大分おくれてしまつたように、一方で開業を高めるということは、一方で廃業、閉業といふんでしようか、これ

がどんどんふえてくるということも事実。そうすると、労働の流動化がどんどん進んでいく。日本

の社会の中における労働の流動化とアメリカの社

先ほどもちょっと触れましたけれども、けさの

これはなでNTT二万一千というような人員削減、これは実は大影響の大きい、心理的にも大変に大きい記事であります。

それで、ここで労働政務次官 私はちょっとと聞いておきますが、今までの労働政策というものが、企業が雇用を維持していくということを中心にして、そしてそれをある程度ソフトランディングしていくというのが私はその中心であつたと思うんです。例えば今それぞれ長官も、それから通産大臣もお話しになつたその考え方と労働省の考え方とは同じかどうか、ちょっととそれをお聞きしたいと思います。

○政務次官(長勢豊遠君) 御案内のとおり、雇用の安定を図るために、いろいろ問題が起きた場合に、まず企業内で失業を出さない、それが基本的な政策のポイントでありまして、雇調金等をそのために活用してまいりました。不幸にして離職者が出了した場合には、再就職の援助の体制を雇用保険制度を使って最大限活用するというのが従来のや

り方であります。

しかし、今回議論になつておりますように、構造転換等も生ずる、しかも不況が長く続くと、これだけではなかなか足りませんので、雇用開発に

関する多くの政策を昨年来数次にわたりてとつてまいりました。さらに、リストラ等の問題が大き

く生じてきています。当然、これらの従来の政策をさらに万全を期していくわけでございますが、同時に新たな産業を興すという観点から労働

移動も生ずるわけでありますので、この方が早くかつ適切に新しい産業に移動できるよう職業能力開発体制を強化して、早く産業の振興が起こる、その間はつなぎの雇用創出を図っていく、こ

ういう方針で労働政策の万全を期してまいりました。

○足立良平君 職業能力の教育というのは、私は大変大切だと思っております。ただ実際的に、日本の場合にその能力というのは、例えば労働省も社外資格取得の能力開発とかいろんなことを試みられているけれども、いわゆる日本の企業の求め

る能力というのは企業の内部の仕事の仕方によつて大分違うということで、それが本当に機能するかどうか。流動化することによって新しくまた企業に今度再就職していくことができるかというと、実はミスマッチというのが大変出てきている。ということは、やっぱりこれは労働省として考えてもらわぬと大変な問題だと。

それで、あとは関連質問にゆだねたいと思いま

すが、私は総理に一つお聞きをしておきたいと思

うんです。

○総理 振り返つてみると、石油ショックが昭和四十

八年でしようか、長官が「油断」を書かれた年です。たしか十月二十日ころだったと思います。

そして、五年後の中東のあの戦争で第二次石油

ショックが起きた。日本の企業というのは実は大変な状態に陥りました。そしてその中で、日本の

企業の労働組合と企業経営者というのは、そういうエネルギーコストが物すごく上がった中で、リストラというよりもそれを切り抜けるために大変

な努力をした。

それは何かというと、日本の雇用というのはアメリカなりヨーロッパと違つて包括契約をしてい

るわけです、職種契約でない。だから、世の中が

変わり、経済が変わり、そして消費者ニーズが変

化していくと、その企業というのは実質的には

新しい企業の体制に順応してきたという歴史を

持つてきています。そこには企業別労働組合の

責任として労働者あるいは従業員を生かしていく

という発想がないと、これから日本のいわゆる

構造転換をしていくに当たってはまずいのではないか。そういう面で、経済というのは経国済民と

いうふうに言われているわけありますが、まさ

に本当の意味でこの日本の国民が安心をしてこれ

から将来に希望を持てるような条件をどうつくる

かというの、私はこの基本法なり中小企業問題

をめぐつての一番のポイントだと思つてますが、

そういう面でこの失業問題、今言いましたような

点も含めて、ちょっとと総理の考え方をお聞きをし

ておきたい。

○國務大臣(小淵恵三君) 御主張されておられる

こと、私もそれなりに理解しているつもりでござりますし、しばしば申し上げておりますが、いわ

ゆる欧米的な大変ドラマチックなリストラによ

る効率的な構造改革をするということに比べまして、日本

的といいますか、さりながら、新しいグローバル

ゆる開業が三・七%をお聞きしている。〇・一ボ

イント違う。五百七万社の〇・一ポイントとい

ますと何ですか、大体五千社くらい毎年どんど

ん日本の企業数は減ってきてる。平均して中小

企業の就業人員というのは八・八人くらい、約十

人。そうすると、現実的に四万人から五万人は

ずっと失業がふえている。

そして、政府の出されている基本法の物の考え

方は、五年後に十万社くらいふえるようなベン

チャービジネスなり創業をやろうとしたら、この

五年間一体どうするんだよ。この五年間、先ほ

ど言つたように、どんどん大企業もリストラをや

りましょう、中小企業もどんどん廃業して減つて

くる。今三百十七万人おる失業者がさらにふえて

くるじゃないですか。

その点で、私はここで総理にお聞きしたいんで

す。確かにそれは、労働の流動化あるいは国際的

な競争の条件というのは、これは当然考えていか

なきやいけない。けれども、同時に、日本の企業

というのは柔構造を持っている。その中で私は、

奥田日経連会長が言われるよう、企業の社会的

責任として労働者あるいは従業員を生かしていく

という発想がないと、これから日本のいわゆる

構造転換をしていくに当たってはまずいのではないか。そういう面で、経済というのは経国済民と

いうふうに言われているわけありますが、まさ

に本当の意味でこの日本の国民が安心をしてこれ

から将来に希望を持つれるような条件をどうつくる

かというの、私はこの基本法なり中小企業問題

をめぐつての一番のポイントだと思つてますが、

そういう面でこの失業問題、今言いましたような

点も含めて、ちょっとと総理の考え方をお聞きをし

ておきたい。

○國務大臣(小淵恵三君) 御主張されておられる

こと、私もそれなりに理解しているつもりでござ

りますし、しばしば申し上げておりますが、いわ

ゆる欧米的な大変ドラマチックなリストラによ

る効率的な構造改革をするということに比べまして、日本

的といいますか、さりながら、新しいグローバル

化している中で従来のような状況というものは、

これはなかなかし得ない。

そこで、第三の道と申し上げてます

いる。これが、まさに労使ともに困

難な状況、先ほど石油ショック、狂乱物価時代の

ことを、先生も恐らく労働運動を通じて大変御苦

労された時代じゃないかと思いますが、乗り越え

てきたわけですから、そのとき点は持たなきやな

らぬと思います。

しかし、同時に、日産に代表されるような形

で、国際化の中で経営を改善していくかなきやなら

ぬという一方の考え方もあるわけであります。し

かし日産とて、いわゆる生首を切るという、二万

一千人の生活を直ちにしていけないような、労働

者の生活を維持できないようなことにすると

言つてはおらないわけですから、そういう意味

で、徐々にやはり生活を安定させながら、そして

同時に企業の経営改革、改善も行ななきやなら

ぬ。その道をそれそれが真剣に今模索しながら努

めをしていくわけでありますし、それに対して政

府としては適切な援助その他をいたしてしていくとい

うのが今姿勢ではないか、こう考えております。

私は、昨年の七月十二日に当選させていただき

て以来、私のライフルワークとして、中小企業の皆

さんとともに歩く政治ということですと言ひ統

の御質問をさせていただきたいと思っております。

私は、昨年の七月十二日に当選させていただき

て以来、私のライフルワークとして、中小企業の皆

さんとともに歩く政治ということですと言ひ統

の御質問をさせていただきたいと思っております。

私は、私の地元が愛知県でございまして、敬愛する

計先生、こういった大変な方々の思いを継ぎながら

、自分としても中小企業政策を精いっぱいやつ

てまいりたいという、そういう思いで今日まで來

たわけでござります。

この一年四ヶ月の間に、私の住んでいる町の豊橋であるとか、そしてまた愛知県じゅう、そしてまた大田区、東大阪、そしてまた世田谷の商店街、そしてまた台東区、こういったところへいろいろ出向かせていただきながら、お手間をかけながら、いろんな方に御意見を承つてまいりました。

一言で申しますと、出会つてまいりました方が本当にその職を大職と思って生き生きとして暮らしていらっしゃる、そんな印象が強く残つたわけでございます。そしてまた、私もあきんどの息子でございますのですから、そういう意味も重ねまして、やはりやりがいのある、まさに元気な企業が残つていくことが本当に日本の将来のためであると強く思つておるわけでございます。

中小企業ということを考えますと、いろいろございますけれども、ちょうど一ヵ月ぐらい前に私は初めてぎっくり腰をやりまして、大きな体でぎっくり腰をやりますと歩けなくて、ああこれがぎっくり腰かと思ったわけでございます。そのときには思いつくのがやはり大病院でございました。大病院に行きましたし、レントゲンを撮つても、湿布を当てただけでございます。何もやることができないということでございます。そこで、私が日ごろから大変お世話になつておりますマッサージの先生に静岡から飛んできました。この先生に診ていただきましたら、たつた二回で多分完治するよと言われまして、なるほど二回で完全な今の原形に戻つたわけでございます。

まさにこういったものが技術の集積した中小企業という姿なのかなとちょっと思つたり、また町を歩きますと、最近少なくなりましたけれども、文房具屋さんというのがまだちらほらござります。文房具屋さんというのはどういうことかといふと、最近、私の子供でもそうでございますけれども、鉛筆を買うといったときにはコンビニエンストアとかそういう大手の量販店でござります。こういったところへ行きますと大体HBしか

置いておりません。せいぜい置いてあってHぐらでございます。ところが、文房具屋へ行きますと4Bから4Hぐらいまではざらに置いております。まさに町の教育力を高めている。こういったものが、商店街の、または個人商店の、そしてまたそこのおばちゃんが子供たちと話す中で教育力を高めている、それを私も自分で体験してきたものが、商店街の、または個人商店の、そしてまたそのおばちゃんが子供たちと話す中で教育者として、本当に大事だなと思つておるわけでございます。

そういう意味で、まず冒頭、そもそも論でございますけれども、小渕総理に中小企業というものは何であるかということをちょっと伺いたいと思います。

○國務大臣(小渕恵三君) どういう点からお答えしてよろしいかわかりませんが、俗に大企業と中小企業とも言われますが、日本の産業のそれこそ企業体としては九割以上あるところの企業でありまして、また今委員がお話しされましたように、事細かにいろいろなお仕事をきめ細かく対応したりしていくわけでありまして、昔は大企業に対する下請企業的なことが多かつたと思ひますけれども、これからは、先ほど来お話しのように、みずから新しい業を持こし、ベンチャーとして、その

規模は資本金といい従業員といい少ないかもしれないけれども、非常に特色のあるそういうものがこれからの中堅企業のあるべき姿でなければなりません。こういう趣旨で今回、基本法も三十八年以來新しくさせていただくことも今回の趣旨でございますし、新しいといいますか、日本の産業を支える中小企業が本当にみずから独立的にそれぞれ

生き残る。こういう趣旨で今回、基本法も三十八年以來新しくさせていただくことも今回の趣旨でございます。そこで、私が日ごろから大変お世話になつておりますマッサージの先生に静岡から飛んできました。この先生に診ていただきましたら、たつた二回で多分完治するよと言われまして、なるほど二回で完全な今の原形に戻つたわけでございます。

まさにこういったものが技術の集積した中小企業といふ姿なのかなとちょっと思つたり、また町を歩きますと、最近少なくなりましたけれども、文房具屋さんというのがまだちらほらござります。文房具屋さんといふのはどういうことかといふと、最近、私の子供でもそうでございますけれども、鉛筆を買うといったときにはコンビニエンストアとかそういう大手の量販店でござります。こういったところへ行きますと大体HBしか

に考えております。

御質問に十分お答えできたかわからんが、中小企業ということ、独自のものをしつかり持つていかなきゃならぬ、こう思つております。

○木俣佳丈君 ありがとうございました。

中小企業というのは、私は、簡単に言うと、大企業、中小企業というのは何で分けるかというと、要するに政策的な枠組みでしかないというところと思うんです。つまり、弱い立場の、資本力とだと思つうんです。つまり、弱い立場の、資本力や会社の経営体力というのが弱いものを見て区分けして、要は大企業と中小企業として、中小企業に対して政策を打つために名づけたのがまさに中小企業の名前の中身だと私は思つております。

ですから、今回、基本法が三十八年以來本当に久しくに変わるのでございますが、時折に変わつていかなければいけないものがまさに中小企業の名前の発祥だと私は思つております。政策があつて初めて中小企業という名前が出てくるものであるというふうに私は思つておるわけですが、確かに商工ローンのせいだとは思ひませんけれども、しかしその中に入つておると思いますし、そしてまた今苦しんでいる方々がいる。もし中小企業国会と言うのであるならば、そして準備費でが別に商工ローンのせいだとは思ひませんけれども、しかし中に入つておると思いますし、そしてまた今苦しんでいる方々がいる。もし中小企業国会と言つておられるならば、この倒産すればもう夏前ぐらいからしておられたのならば、なぜもつと早い時期にそういう対応をされないので、本当にこれは思つておるわけでございますけれども、いかがでございますか、総理は。

○國務大臣(小渕恵三君) 昨今、商工ローンをめぐりまして本院でも真剣な御議論が展開されております。

今、民主党の法律案についてのお話がありましたが、こうした法律案はたしか議員立法で成立をしておる法律かと存じておりますが、だんだんにいろいろ御議論があつたんだろうと思いますが、特に最近になりまして取り上げられるということについてはそれぞれ政黨においても十分検討をしておつたんだろうと思いますが、もし必要な法律であるという判断でありますれば、これは国會において恐らく御議論していくことになるんだろうと思います。

ただ、私自身も、不明を恥じるわけではありませんが、こうした必要性ゆえかと存じますけれども、日々、テレビのコマーシャル等を見ておりま三百七十二件、その前月が一千四百二件で、こと最も最高なんですね。昨年末の保証を「十兆やつて起こさなきやならぬ」という意欲を持ちつつあるや

ほとんど減っていない、件数が。

そういう中で、我が党では、六月になりましてから衆議院の上田議員が中心になりました出資法の改正、そして昨日は資金業の改正案というのを出しておるわけでございます。

出資法の改正につきましても、あれだけ強く

言つておいたときにそれを見もしないでおいて、今

ごろになつて自民党の方々が出資法のことについて考えられている。これはちょっとおかしいじや

ないです。昨年の今ごろから、いや、もつと言えば、遅くとも我々同僚議員が出たときから本当に抜本的に考えていただくなれば、この倒産すべてが別に商工ローンのせいだとは思ひませんけれども、しかしその中に入つておると思いますし、そしてまた今苦しんでいる方々がいる。もし

中小企業国会と言つておられるならば、そして準備費をもう夏前ぐらいからしておられたのならば、なぜもつと早い時期にそういう対応をされないので、本当にこれは思つておるわけでございますけれども、いかがでございますか、総理は。

○國務大臣(小渕恵三君) 昨今、商工ローンをめぐりまして本院でも真剣な御議論が展開されております。

今、民主党の法律案についてのお話がありましたが、こうした法律案はたしか議員立法で成立をしておる法律かと存じておりますが、だんだんにいろいろ御議論があつたんだろうと思いますが、特に最近になりまして取り上げられるということについてはそれぞれ政黨においても十分検討をしておつたんだろうと思いますが、もし必要な法律であるという判断でありますれば、これは国會において恐らく御議論していくことになるんだろうと思います。

ただ、私自身も、不明を恥じるわけではありませんが、こうした必要性ゆえかと存じますけれども、日々、テレビのコマーシャル等を見ておりまして、それぞれこの企業の広告その他がかなり積極的に行われておりますが、それだけの需要といいますか、必要性があればこそ、そういう広告そ

の他宣伝が行われておったのかなという気がいたしておりますが、特に最近は国会での御議論等注目しておりますが、今後どのように扱っていくかということにつきましては、政府としても十分関心を持つていかなきやならぬ、このように考えておる次第でございます。

○木俣佳丈君 本当に後手後手、そしてまた、きょう又足立同僚議員が申しましたように、やはりこの政権と云うのはどういう政権なんだろうか、介護保険も本当にすぐに変えてしまふ、こういう

は、今申しましたように「強力な救世主と神に導かれた立法者」であると、こういふうにプラトンは言つておるわけでござります。

私、この言葉を本当に感じたときには、これは高坂さんの「文明が衰亡するとき」という本の中の一節でござりますけれども、本当に今、日本が二十一世紀に差しかかる中で、これだけ大きな政策変更というのか質變というものを繰り返していくならば、我々の退廃というのかやる気というものはやはり失せます。

○木俣佳丈君 承継税のことを聞いているんで
す。
○国務大臣(宮澤喜一君) いや、基本的なことを
申し上げなきやなりません。変化するときに大事
だと思うので。

それで、承継税のこととを申し上げますが、承継
税で私がきのう申し上げましたのは、これはいわ
ゆる土地のアームのときに起こりまして、これが
一坪幾らということになりましたから、相続税で
承継ができなくなるという事態が起こりました。

えは、その一つが厚生税が導かれたと思わります。土地の問題については、今大蔵大臣が言われたとおり、一時と比べたら格段の前進をいたしたと私も認識しています。しかし、市場に出されていない株価についての評価が意外に高くついてしまうために次の継承が困難であるという点がありますので、私は、この株価を正当に評価するためには何らかの答えを出していかなければならぬ。それが承継税制の改正ということで、ぜひ大蔵大臣にも考えていただきたいということは強く申し上

ニーズに的確に対応できる政策体系を築いてまい
られるということで所信を述べられております。
本当にこういう政策体系ができるないかどうか
もないんだろうというふうに思うわけでございま
すし、まさに通商国家の日本としても変化に対する
対応性というのを強めなければ、つまり中小企業の業
が今まで弱かつた資本力とかそういうことではな
なくて、迅速性、スピードで、こういったもの
を利用しなければいけないということが日本の二
十一世紀の存続のかぎを握ると言つていいと思つ
ております。

そしてまた、そのときにやはり大事なこととい
うことでは、これはもういにしえの哲学者が言つて
いる言葉をちょっと引用させていただきたいと思
うのでございますが、これはブラントンが言つてい
る言葉でございます。通商国家をもじつて、「彼
は自給性に欠ける代りに、海辺にあり、自然の良
港に恵まれているが故に通商に適した国家は
「強力な救世主と神に導かれた立法者」が得られ
なければ「道徳的不均質性と道徳的腐敗」とを
えられない」と論じた。と、つまり、「絶え間なく動
かし方への確信が失われる危険がある。それに、通
商国家として成功して豊かになつたときに不可避
におこる煩悶が加わる。」、そしてこれを助けるの

歳ぐらい下のまさに大学を卒業したばかりの者が、十
二が今フリーターと称してうろうろせざるを得ない。将来どうなるかわからないんだから今楽しく
生きればいいじゃないか、まさに今ここに書いて
あるように退廃が国家の衰亡を招くということに
ほかならないと私は思うわけでございます。これ
についてはちよっと私申し上げたいだけでござい
ます。

大蔵大臣にお越しいただいております。昨日、
我が党の内議員の質問の中で、承継税のことでござ
りますが、承継税は、土地の値段が下がったた
め、もう済んだ話である、こういうような御答弁され
を大臣はされたやに私は伺いましたけれども、さ
ようでよろしくございますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 一九九〇年代になりま
して、アメリカがにわかによみがえったように強
い経済になりましたのは、御指摘のようにこれは
やはり中小企業のスピリットであったというふうに
に思つております。殊に変化のときにはどうして
もやはり大企業といふものは早くは即応ができま
せんで、中小企業のベンチャーというようなスピ
リットが今のアメリカをつくり、今日でも維持し
ているのは私は中小企業だと思うので、それは大
企業の方が名前が知れていますし、いろいろ報道
されますからそろ思われますけれども、我が国もこ
したがつて、今の状況を何か退廃というふうに言
われました、フリーターを。私はそう思つていなか
るので、やはり日本が変化するときに……

法をいただきまして、百坪ぐらいの土地でござりますと、今のところ評価額は八割軽減しております。ですから二割になつておる。そうしますと、大都會では大体百坪が標準と思ひますが、評価が二割であれば、今日これだけ土地が下がつてしまいましてから、この点の問題はほぼ済んだのではない。ほかにいろいろござりますけれども、その点に限つてそろ申し上げたわけです。

○木俣佳丈君 問題は、要するに株式の評価のあたりだと思うんですね。ですから、このあたりはどうお考えになるかということだと思うんです。

深谷大臣は、地元の後援会の皆様方にも、強く税制についてはかなり踏み込んでやられるという御決意を述べられておると私も伺つております。通産省の皆さんもこぞつてこれは絶対やるんだ、承継税制、そしてまた留保金に限つては廃止ということでよろしくござりますか、大臣。

○國務大臣(深谷隆司君) 木俣委員のいろいろな御意見の中で、地域の中小企業の皆さんに会う生き生きとしているというお話は大変うれしい話であります。中小企業が生き生きと生きられるように、画一的なとらえ方でなくて多面的にきめ細かい対応をしていこうというのが小渦整理の指示でありまして、それに基づいて基本法の改正その他を提案させていただいている次第であります。そして、その中小企業が次の世代へと承継されにくいということは極めて大事なことでございまして、その中で障害になつておるのは一体何かとい

あわせて、留保金の問題等については廃止の方に向に向けて私は全力を尽くすつもりであります。○木俣佳す君 最後にになりますが、時間がもうございませんが、特に是々我々でやつていただきたいなと思うんです。我が党も、若干条件はございますが、留保金課税については廃止の方向で法案をぜひ出ししたいと思っておりますので、ぜひ皆様の方の御賛同を得たいと思つておりますので、よろしくお願ひします。

ありがとうございました。
○足立良平君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党的山下芳生です。まず、基本法の政策理念がどう転換するのかについてただしたいと思います。

我が党は、改正案が中小企業全体の底上げ、これを放棄してベンチャーノーなど一握りの企業に支援を重点化する、その結果多数の既存の中小企業が切り捨てられ、見捨てることになると、こう今までの改正案を批判してまいりました。そのことを端的にあらわしたのが堺屋経済企画庁長官の二連の御発言だと思っております。

昨日も本会議での私の質問に対して長官は答弁されて、非効率、非能率な企業は保護しない、経営効率が悪くて、高い値段でしか商品、サービスを供給できない企業をすべて永久に保護、温存するとなると、消費者にも納税者にも多大の負担をかけることになる、こうおっしゃいました。私は、これはどう聞いても、非効率、非能率な中小

○木俣佳丈君 承継税のことを聞いているんです。
国務大臣(宮澤喜一君) いや、基本的なことを申し上げなきやなりません。変化するときに大事だと思うので。
それで、承継税のことを申し上げますが、承継税で私がのう申し上げましたのは、これはいわゆる土地のブームのときに起こりましたが、これが一坪幾らとということになりましたから、相続税で承継ができなくなるという事態が起きました。それはかなり前のことですが、今日の事態は、立法をいただきまして、百坪ぐらいの土地でございまして、今のところ評価額は八割軽減しておりますと、大都会では大体百坪が標準だと思いますが、評価が二割ですか二割になつておる。そうしますと、大都会では確かにいろいろござりますけれども、その点に限つてそう申し上げたわけです。
○木俣佳丈君 問題は、要するに株式の評価のあたりだと思うんですね。ですから、このあたりはどうお考えになるかということだと思うんです。
深谷大臣は、地元の後援会の皆様方にも、強く税制についてはかなり踏み込んでやられるという御決意を述べられておると私も伺つております。通産省の皆さんもこぞつてこれは絶対やるんだ、承継税制、そしてまた留保金に限つては廃止ということでよろしくございますか、大臣。
○國務大臣(深谷隆司君) 木俣委員のいろいろな御意見の中、地域の中小企業の皆さんに会う生き生きとしているというお話は大変うれしい話であります。中小企業が生き生きと生きられるように、画一的な考え方でなくて多面的にきめ細かい対応をしていくことが、それが小渦整理の指示でありまして、それに基づいて基本法の改正その他を提案させていただいている次第であります。そして、その中小企業が次の世代へと継承されにくくということは極めて大事なことでございます。その中で障害になつているのは一体何かといふと、その中で障害になつているのは一体何かといふと、

えは、その一つが厚生税制だと思います。
土地の問題については、今大蔵大臣が言われたとおり、一時と比べたら格段の前進をいたしました。しかし、市場に出されない株価についての評価が意外に高くついてしまったために次の継承が困難であるという点がありますので、私は、この株価を正当に評価するためには何らかの答えを出していかなければならぬ。それが承継税制の改正ということで、ぜひ大蔵大臣にも考えていただきたいということは強く申し上げているところでございます。

あわせて、留保金の問題等については廃止の方に向けて私は全力を尽くすつもりであります。

○木俣健丈君 最後にになりますが、時間がもうございませんが、特に是々非々でやつていただきたいなと思うんです。我が党も、若干条件はございますが、留保金課税については廃止の方向で法案をぜひ出したいと思っておりますので、ぜひ皆様方の御賛同を得たいと思っておりますので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○足立良平君 終わります。

○山下芳生君 日本共産党的山下芳生です。

まず、基本法の政策理念がどう転換するのかについてただしたいと思います。

我が党は、改正案が中小企業全体の底上げ、これを放棄してベンチャーノー握りの企業に支援を重点化する、その結果多数の既存の中小企業が切り捨てられ、見捨てることになると、こう今までの改正案を批判してまいりました。そのことを端的にあらわしたのが堺屋経済企画庁長官の連の御発言だと思っております。

昨日も本会議での私の質問に対して長官は答弁されて、非効率、非能率な企業は保護しない、経営効率が悪くて、高い値段でしか商品、サービスを供給できない企業をすべて永久に保護、温存するとなると、消費者にも納税者にも多大の負担をかけることになる、こうおっしゃいました。私も認識しています。しかし、市場に出されていない

ビジネスや新しい事業、こういうものが発展することが非常に重要である、そこに一つの力点がある。

そして同時に、現在ある中小企業に対しまして、先ほども通産大臣が答えられましたように、経営資源であるとか人材であるとか、あるいは今やつております信用保証であるとか、そういった意味での全体的な支援は十分行っていく。

しかし、それでも救い切れないものがやはり時代の変化、技術の転換あるいは人材の老化等で起こっています。それをあくまでも全部つながりないで永久に保護していくというのは、やはり社会の転換から見て困難な問題が余りにも大きくなつてくる。それは、消費者に対して高い商品、サービスを提供することになるのか、あるいは納税者の税金で補うことになるのか。いずれにしても、そういうものを無限に保護するわけにはいかない。

やはり社会は、経済は、技術の発展や世の中の変化、需要の変化によってダイナミックに変わっていくことを認めざるを得ない。これは中小企業の考え方で、決して弱者を切り捨てるというわけではありませんが、そういう時代の変化に対応していくこうというものですございます。

○山下芳生君 いろいろ言葉ではおっしゃるんですが、一番今度の基本法の改正による政策理念の転換の中心点は何か、これをはつきりさせないといけないと思うんです。

中小企業政策審議会の最終答申にはこうあります。「中小企業を画一的に『弱者』としてマイナスのイメージでとらえ、かかる中小企業像を前提に底上げ的な施策を一律に講ずるという現行基本法が基調とする政策アプローチは、改めて見直す時期にあると言えよう。」と。

ですから、もうはつきり言つてあるんです。これがベースになつて今度の基本法改正案というのが

つくられているわけですから、この考え方方が提案することがあります。そこで私は、やつぱり既存の中小企業の存在意義をしつかりとらえるということが大事だと思いますので、その点で中小企業の持つ多面的な機能について、これはぜひ總理に見解を

直すんだと、そうじゃないんですか。
○國務大臣(深谷隆司君) 委員のお話を承りながら、言葉の使い方によつては全く逆に伝わるものだなと思って大変私は心配しています。

率直に申しますが、この答申で書かれていること、私たちが考えていることは、中小企業を画一的にとらえて全体を底上げするという、そういう単純な発想でなくて、多面的なものとしてとらえて、中小零細ならばこういうところが足りないからそれを支えましょう、そのためには三百の支援センターをつくるとか、あるいは設備近代化資金でいうならば、小規模だけに限つて業種は指定しませんといった新たな力づけを行うようなやり方をしたり、一方においては、これから創業で頑張つていただくような中小企業には資金的な手当をついてや制度や税制を考えましょう、ベンチャー企業も大いに出ていかなければいけないからこれにも力を注ぎます。

多面的な中小企業をとらえながら、その一つにつきめ細かい政策を転換していくことが中小企業全体の前進になると考へておるわけです。

○山下芳生君 深谷大臣はそうおっしゃるんですが、堺屋長官ははつきり今度の転換点はここにあると繰り返しお述べになつておる。

○國務大臣(深谷隆司君) 所管大臣は私ですか、私が責任を持って進めます。

ますように、中小企業と一言で申し上げても画一的なものではありません。今までのとらえ方は画一的にとらえていた。そして、それを経済の二重構造と言つて、大企業対中小企業あるいは近代的な企業対非近代的な企業、そういうような分け方が今や時代には合っていないと思うわけで、それぞれの多面性に着目して、小さなところにはより温かい支援をしていくことで、これから伸びていくベンチャーエンタープライズ企業に対する体制をつくつていこうと、それの立場に応じた対応をしていくわけになります。そして、結果においてそのことが、中小企業が活力を増し、日本の経済を支える力になるであろう、そう考へておるわけです。

○國務大臣(堺屋太一君) 私と通産大臣に見解の差があるようにおっしゃいましたが、それはそういうものでございません。私は力点という言葉は言っておりませんが、それは比較の問題でございまして、多くの中小企業のそれぞれの個性、それぞれの立場というものを考へてきめ細かな施策をやつしていく、そしてその中に新しく成長する企業、そういうものも従来以上に重点を置いていくと、これを言つておるのでございまして、決して通産大臣と見解が違うわけではございません。

○山下芳生君 それだったら、わざわざ私が最初読み上げたところを削除する必要ないと思うんですね。ちゃんと立派なことをうたつてあるんだから、残すべきですよ。これをわざわざ削るというのは、やっぱり今苦境にある多くの中小零細企業を支援するということをもうこれはやめちやうと。だから結局、強者になつたりあるいは急成長したりしなければもう意味がないんだ、こう基本法がうつっているようなものだと、読んだら受けとめられるんですよ、どこが変わつたかを見ればね。そういうことでは私はおよそ中小企業政策と

そこで、具体的に私は、やつぱり既存の中小企業の存在意義をしつかりとらえるということが大事だと思いますので、その点で中小企業の持つ多面的な機能について、これはぜひ總理に見解を伺いたいと思うんです。

私は中小零細、商店街というのは地域の消費者に必要なものを供給する、これはもちろんですが、役割は決してそれだけじゃないと思います。お祭りなど地域の文化や伝統を担う役割を持つて、あるいはお年寄りや子供たちが安心して生活できる地域をつくる担い手としての役割を持つて、いろんな多面的な機能があると思っています。

總理はこういう中小零細、商店街の持つ多面的機能についてどう認識されているでしょうか。
○國務大臣(小淵惠三君) 商店街はこれまで地城住民の買い物の場、そしてまた交流の場、あるいは伝統文化の保存等を担う中核として、地域経済社会において重要な役割を果たしてきたものと認識をいたしております。

今後の役割につきましては、高齢化社会の到来のもとで、高齢者等の身近な購買機会や交流の場を提供するといった役割も大変重要なと考えております。この点については堺屋長官も常常、歩きながらいろいろ活動のできる町づくりということを主張されておられるわけでありますが、そうした役割を果たせるような町づくりを考えていかなきやならないと考えております。

こうした観点から、中小企業基本法改正法案におきましても、改めて商店街等の商業集積の活性化を図るために地域住民の利便の増進等の施策を講ずる旨の条文を規定しているところであります。このように考えております。

○山下芳生君 そういう商店街の多面的機能といふことはあるのか、それとも創業やベンチャーサポートを置くのか、堺屋さんがおっしゃつておるに、どっちなんですか。
○國務大臣(深谷隆司君) 何度もお答えしておりますが、これ以上これはやりません。

す。

ところが、その商店街のあるいは中小売業の大半が今危機に瀕しております。これはもう述べられていることです、九〇年代規制緩和で大店法が三回にわたって緩和され、とうとう昨年はこれを来年六月からもう廃止するということになつてしましました。

その間、例えば大型店は、八〇年代五千五百九十五店舗あったのが、九〇年代には一万七千三百三十六店舗へ三倍にふえております。しかし一方、同じ八年から九七年の十年間をとつてみると、中小の商店数は二十万店減少しているわけですね。二十万店といいますと、例えば東京都の九七年の全体の店舗数というのが十八万店舗ですから、もうこの十年間に東京都の全部の中売店が消えちゃつたというぐらいになっているわけですね。

私は、先ほど総理がおっしゃった、非常に大事な役割を果たしている、そういう商店街の持つて

いる機能というのは地域社会共有の財産だと、こ

う思いますが、これが今失われかねないゆきしき

事態になつていると思うんですが、この点での総

理の認識、いかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 確かに私自身の選挙区

を見ましても、中小都市におきまして町の中が空

洞化しつつあるというような問題が起つてきて

いることは事実です。でありますから、こうした

ことはなくしていかなければならぬという趣旨

から、今回いろいろの施策を講じていこうということだろうと思います。

大型店の問題等につきましても、これは長年の

いろいろな議論のあるところでありまして、そ

いつた点で、確かにいつときは世の中の習いで、

車で買物に行くために便利だということであ

りますが、最近住民の考え方もかなり変わつてま

りまして、先ほど申し上げたように、堀屋長官

のかねての主張でありますけれども、やっぱり町

うちを歩きながら、特に年寄りがそんな車で遠

くへ行くということはできないということで、そ

ると思うんです。

最近、全国小売酒販組合中央会、酒屋さんの組

合ですけれども、これが「酒販免許制度のこれ以

る

から精いっぱい努力し、またそのための協力は惜しまない、こういう考え方立つて、今回のこの基本法と同時に、これから各種の政策も講じてまいりたいというふうに思つておる次第でございま

す。

○山下芳生君 今のそれは、総理も御心配されてるということが書かれてあるわけです。私は、ここに先ほど来提起しております中小売業の担う社員が報道されております。会長には武藤嘉文元総務庁長官が就任されたと。武藤さんはこれまで規制緩和の旗振り役を自任され、実際に先頭に立つてこられた方ですが、その武藤さんはこうおっしゃつております。規制緩和に積極的に取り組んできたが果たしてそれが正しかったのか、私も反省していると。これは一部の報道では、今ごろそんなことを言つて何だと、露骨な選挙対策ではないのか、こういう批判もありましたが、私はこれは根拠のない動きではないと思つています。

総理は、こういう規制緩和を見直す会、御自身の総裁としての党内にこういう動きがかなり、百五十人ぐらいの議員が参加するのではないかと言ふられておりますが、こういう動きについてどういふ認識をされているでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 自由民主党は名のことくに自由にして民主主義な政党でございますから、大いにそれぞれの議員のお考えに基づいて自由な発言をして、時には議員が集まつていろいろの会をつくつて、そして提言をしていくことは、これにはあつてかかるべきものだというふうに思つておりまして、そういう意味で、党内にいろいろの考え方があり御議論されることについては、十分

この例ですが、こういう地域の中で果たしている中手入れているかという調査もありますが、高校三年男子の飲酒者の六割がコンビニエンスストアでお酒を買っている、「高校生ではコンビニエンスストアは比較的飲酒頻度が低い飲酒者にも利用しやすい入手経路である」というふうに報告されております。

これは平成六年、中央酒類審議会の中間報告で

すが、「一部のコンビニエンス・ストアにおいては、酒類の特性に関する理解が乏しい未成年者アルバイト等が未成年者に酒類を販売している事例があるとの指摘がなされ、諸外国においても、事業後継者を例外として未成年者による酒類の提供または販売を禁止している例がある。」日本は由民主党が自由だからということではないと思うんです。ちゃんとこういう動きの背景に根拠があ

るんじゃないか、これが問題点として提起されています。

そういう実態に対して、小売酒販組合の方は、私がお話を伺いましたら、町の酒屋さんはそんなことはしないとおっしゃるんです。もし近所の未成年者、子供たちがお酒を買いに来ても絶対売りません、それから、もし近所の御主人がかなり酔っぱらって、酩酊してお酒を買ひに来ても、これはやつぱり売りません、あるいは近所の奥さんは電話があつて、うちのだんながお酒を買ひに行つても売らんといねと言われたら、それをちゃんと守つて売りません、それが私たち酒屋の、地域で業を営む者にとっての社会的な責任、使命だと思つて、売つたらもうかるから売るということでは私たちはやらない、こうおっしゃつていました。これは私は非常に意味のある努力だと思うんです。

こういうことは、量販店でありますとかディスカウントショップでありますとか、あるいは先ほど紹介した、高校生がレジでだれが来てもすつとお酒も売つてしまうようなコンビニではやつぱりできないことだと思います。

そこで、総理に伺いたいんですが、これは一つの例ですが、こういう地域の中で果たしている中手入れしているかという調査もありますが、そういう小さく業の社会的な役割、これについて総理御自身の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 今、例として挙げられた酒類販売店の販売態度といいますか、そういうことは、これはいわば商業道としても大変ばらばらな態度だというふうに思つております。他の販売店のことについてコメントすることは控えます

が、古きその地域に密着をした酒類の販売店等に

おきましては、そういう態度で店主あるいはそ

のお店の方が対応しておられるといふことも知らぬではありませんで、それはそれなりに立派なことだと思っております。

○山下芳生君 私は、なぜ小売酒販組合を初めとする中小売業者の皆さんにこうした社会的役割、責務を担うことができるのか、これもたまた

まではない、ちゃんと根柢があると思うんです。

中小業者というのは、みずからが地域住民であります。地域社会に溶け込んでいなければ営業や経営ができない立場の人々であります。そして、地域社会が発展すればそれに伴ってみずからも発展できるし、生活の向上も期待できる。だから地域社会に愛着を持つて、その健全な発展にいわば常時心を碎いている人々だと言つてもいいと思うんです。

ですから、実際、多くの中小業者は町内会や地域婦人会の役員を進んでお引き受けになつたり、PTA等の地域の自治組織の役員におなりになつています。地域の祭りや文化行事の中心的な担い手になられている。地域に対する愛着、地域に溶け込んで地域の皆さんから信頼を得る、これがなかなかならないかその地域で商売がうまいことできな、これがそういう存在から出てくる私は社会的な責務であり機能だと思つんですね。私は、こういう役割というのは、堺屋長官が繰り返しおっしゃっている効率とか能率とか、そういう言葉でははかることができない機能だと思ひます。しかし、だれもが安心して生活できる地域社会にとつては私はこの機能というのはなくてはならない機能だと思うんですが、この点について総理の御認識を伺いたいと思います。じゃ、まず長官。

○国務大臣(堺屋太一君) 私は決してこの地域社会を効率一辺倒とは考えておりません。

ただ、先生のおっしゃるように、商店街というものが地域社会に對して大きな貢献をしていることは全く事実でございますが、その地域というのがずっと同じ商売がそのまま並んでいるのか、その

のなかで中小企業がどんどん入れかわって、今まで開していく。その中には商売がえをされる方もい

るいはお総菜屋になり、家のアパートソーシングになり、それで住民により便利な社会が次々と展開していく。その中には商売がえをされる方もい

れば、御老体になられた方の後にまた新しい意欲的な人が入ることもある、そういう入れかえの

中で日本の、世界の商店街、地域社会というのは発展してきたんだろうと思うんです。

したがつて、一つのものをじつと保護して、たとえ効率が悪くとも値段が高くともサービスが悪くとも保護していくというわけにはいかないといふことを繰り返し申し上げておるのでございまして、効率が悪くなつたらすぐやめるというわけではありません。その点、この地域社会というものは生きた社会としてとらえていただきたいと思います。

○国務大臣(小淵恵三君) 全く今、堺屋長官と同じ考え方でございます。

○山下芳生君 長官は、何も効率という物差しだけで商店街を見るものじゃない、こう言いながら、くるくる新しい店ができることが望ましいとおっしゃる。どうもそれがよくわからないんです。

それは、きちつと地域の中に中小小売業者や商店街が存在すること自身が私は社会的な機能を担つてきたと。これをそれとして評価しないと、それがわからぬ。それが何でそこに出でてくるんですか。それが

私はわからぬ。それが今度の基本法の basic concept の転換としてなぜ今、現に業を営んでいる既存の

中小企業の役割をそれとして評価しないのか、これがよくわからないんですね。

○国務大臣(堺屋太一君) 現にそこにある中小企業を評価しておりますが、すべて中小企業が十把

一からげに考えられるものならいいんですけれども、そうじやなくなつた。だから、それぞれその

まづ第一は、東海村のジェー・シー・オーの臨界事故についてであります。

この事故が発生したのが九月三十日の十時三十五分ですね。ジェー・シー・オーから科学技術

庁に通報が入つたのが十一時十五分あるいは十一時十九分とも言われております。ファクスで入つた。そして、ジェー・シー・オーの方から周辺住

民の避難命令を出したのが十五時。茨城県の十キメートル圏内の住民の屋内退避勧告が二十二時三十分。

今度の基本法から削除された部分が、今お話を聞いていましても、これから政府の中小企業政策

削除されたとして扱われるんだろうなと、こう思わざるを得ませんでした。

一連のILO、OECDの中小企業、自営業の促進に関する決議の中心眼目は、効率だけで見

ちやだめなんだと、やはり社会的な役割、機能なども大いに評価して中小企業を支援すべきだといふのが世界の流れであります。二十一世紀にぬくもりのある地域社会を築くためには、私は、現に

存在する中小企業を全体として支援することが不可欠だ、このことを指摘して質問を終わります。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほどから何回も繰り返したことありますが、削除削除と、全く基本法からなくなつたわけやありませんで、各所にきちんと書いてあるということは先ほど申し上げたとおりであります。もう一回よろしくお願いであります。

なお、堺屋長官の言われているのは効率一辺倒ということではございませんで、いろんな角度から議論を率直に申し述べさせていただいているだけでありまして、我々としては、総理の指示のもとで一体となって、同じ考え方で進んでいるといふことを念のために申し添えさせていただきま

す。

○国務大臣(堺屋太一君) 社会民主党の梶原です。

きょうは二十分の時間で、大変もう神経使つておりますが、四つのことを総理に質問をさせていただきたいと思います。

まず第一は、東海村のジェー・シー・オーの臨界事故についてであります。

この事故が発生したのが九月三十日の十時三十五分ですね。ジェー・シー・オーから科学技術

庁に通報が入つたのが十一時十五分あるいは十一時十九分とも言われております。ファクスで入つた。そして、ジェー・シー・オーの方から周辺住

民の避難命令を出したのが十五時。茨城県の十キメートル圏内の住民の屋内退避勧告が二十二時三十分。

何が言いたいかといいますと、十一時十五分に

科学技術庁にどうも臨界事故のようだというアクセスが入りながら、結局政府は避難に関しては何にもしていない。もしこれがもうちょっと事故が大きかつた場合には、これはもう取り返しがつかない。東海村が避難勧告を出したのが四時間半後ですね、事故が発生して、茨城県は十二時間後。

初動に対する国の対応のおくれを總理はどのように受けとめておられるのか、対策本部長として

も答えてください。

○国務大臣(小淵恵三君) 今回の事故に対しましては、事故現場の状況等について得られた情報をもとにいたしまして、政府としては可能な限りの判断と対応を行つてまいつたところでございま

す。

今回の政府の対応について、初動において事故

状況の正確な把握が十分でなく、東海村が独自に

住民の避難の判断をせざるを得なかつたこと等は

今回の事故の教訓を読み取り、今国会に原子力防災

対策強化のための法案を提出したところであり、

その成立により、事故の初期対応等について万全

を期してまいりたいと思っております。

まさに梶原先生御指摘のような経過で、刻々事態

に対処してきましたつもりであります。昼夜ごろ私の方にも刻々連絡がありましたときには、既に中性子も含めまして放射線、放射能が臨界状況は終息

しているような報告も実は得られておりまして、

そういった点では、それに対しきちんとした対応としては、政府としては二時三十分に科学技術

庁の本部をつくり、そして三時に科学技術庁長官

を本部長としての政府事故対策本部を設置し、そ

して九時に私を本部長としたこの政府対策本部の

第一回会合を開きました。

いろいろと御批判もあることは承知いたしておりますが、例えて言えば、その後十キロ圏内の住民に對する屋内避難を要請いたしましたが、これ

なども当初はその必要ないのではないかというような御議論もありましたが、時の野中官房長官等

からも、この際は向後いろいろな御批判はありま

しても、できる限り安全の確度の高いことを考え
て広い範囲での措置を講じたということでありま
して等々、いろいろと今から省みますすると反省を
しなきやならぬ点あるうかと思いますけれども、
政府としては時々刻々それに対応はいたし
てきた、こういうふうに考えておる次第でござい
ます。

○梶原敬義君 大変答弁不満でありますか、もう時間がないから要望だけしておきます。
科学技術のやつた技術的な対策、とつた対応

というのは非常に問題がある。第一、こつちから次長で現地に行つた人は文部省から派遣された方ですね、伊勢呂さん。ですから、そのところはなぜ、東海村の村長も大変不満を持っておりますが、なぜそういう状態だったかというのは、結理、一回、答弁は答弁でいいですから、検討させさせてください。よろしいでしょうか。検討してください。それで、はつきり問題がここにあるという

ことをやつぱり出していただきたい。よろしくお願いします。

次に、中小企業政策で、本法案にかかる問題でございますが、先ほど同僚議員から次々に質問がありておりまして、私も同様な感じを持っておりますが、中小企業というのは日本の大企業を入れ

業者数では七七%、七八%近い。従来ました企業者数でいつても大体九〇%近い、従
そういう状況の中ですが、問題は全法人に占め
る赤字法人率です。これの傾向を見ますと、やつ
ぱり景気がいいときは五〇%を切っているんです
ね。赤字法人率というのは五〇%を切っておる。
ところが、景気が悪くなるとこれはばつと上がつ
ております。ちょっと読んでみますと、平成七年
度は六四・五%，平成八年度も六四・七、九年度
が六四・八、十年度、これは新聞を見ますと、最
近出ておりましたが、六八・四%ぐらいになつて
おるんですね。赤字法人がそんなに激しくふえて
いる。これは景気によつて五〇%を下回る場合も
あるし、上に行く場合もある。

のことを考えると、やっぱりきめ細かい景気対策をすることが最大の中小企業政策だと思うんです。が、結論、この点はいかがですか。

○国務大臣（小沢恵三君） 結論を申し上げれば、まさに梶原委員御指摘の尽きるわけでありまして、何としても全体の景気をよくするということが必要であります。そのため昨年来いろんな施策を講じてまいりましたが、なお一層その努力をしていかなければなりませんことは事実でございま

委員会指摘のように赤字法人の納税にかかる比率につきましては、昨今五六%前後になつておるということはまことに残念でありまして、これができる限り高いものに、数字としていいものにしていかなければならぬ。こういうことを考えておきたいと思っております。

とか創業とか、これは大事なことで、それはそれですが、要するに枝葉の議論じやなくて大宗を占める部分を一体どうするかということを抜きに、手は打てないと思うんです。ですから、この大宗を占める部分を一体どうするかということをしっかりと考えて対策の手を打っていただきたい、私はこのように思います。

私もかわりました。宮澤さん、それから細川さん、村山さん、景気対策をやつた総理大臣を

ちよつと言いますとそれから橋本さんですね。景氣ないぞと言つて景気対策をやつたあるいは補正をやつた。そのときはいいんです、でも、また落ちている、四回ともですね。だから、これはまた引き締められないと。アメリカは、「一九二九年の恐慌の後、何をやつたか。やっぱり国策上、フーバーダムをやつたり、これからどうしても将来やらなきゃならないことについてはやつているんですね。

総理、そういう意味ではもつともつと私は今の景気対策は、もつときめ細かく本当に国民のため

になるお金の使い道、それが中小企業に対しても響いてくる、そういう景気対策を心がけていただきたいと思いますが、一分ぐらいの答弁をお願いしたいと思います。

○國務大臣（小淵惠三君）歴代の内閣が取り組んでこられました景気対策につきましては、いろいろと御意見があろうかと思いますが、その結果奈

落の底に落ちるようなことのない形で何とか経済を維持してきたというプラスの効果というもののがあってだと思っております。であります、それをしてはすべて満足すべきということでありまして、御指摘をいたしましたような諸点、きめ細かく対応していくなければならないというふうに考えております。

ちょっと寺間がありませんが、アメリカのフー

バーダー統領のTVA計画その他についての御指摘もありましたが、結局、あのときはいわゆる父上をもつて、ひょいと、百歩の道も見合ひで、

共事業としうのが中心で、此時の景気回復策を主に講じてきましたのであらうと思います。そういう意味では、公共事業の持つ意味合いも決してこれは

否定できないことであります。これも加えて、かつ同時に自立的な経営が成り立つような形でのおっしゃられるようなきめ細かい中小企業対策と

いうのももこれから大いに考えていかなきやならない。それはこれからの補正予算もそうした観点で対処させていただきたいと願つております。

○梶原敬義君 お願意であります、今どんどん首切りが発表され、人員整理が発表されております。されども、人を雇うときは一生懸命頭を悩ますね。

み込んで、人を雇つて、ばさばさ切つっていく」というやり方は、これは経営者の身勝手です。ですから、この「一念悟り」、生を因縁にして起つて、

ようなことをぜひ言つてもらいたいと思います。
ぜひお願ひをします。

資金調達の件です。
商工ローンが問題化されておりますが、商工

ローンの利用者というのは、銀行から見放され、信用保証協会も保証してくれない、やむを得ず高い利息の商工ローンに手を出してそして回していく、そういう状況だと思うんです。

地方の金融機関の経営者は、私たちには金を貸したいけれども、今のような金融監督庁の検査では、これはどうしても貸し渋りをやらざるを得ないと。健全性の原則なんか我々もタッチしてやりましたが、しかし今の状況では信用保証協会も銀行以上に厳しい地域があるんですね、御存じだと思いますが、こういう状況を何とか突破してやらないと、これはやっぱり解決にならぬ。商工ローン自殺者がいっぱい出る、そういう状況だらうと思ふんです。中小の地方の銀行の経営者たちと話をすると、もう今のマニユアルどおりやらねばなら、やっぱ貸し渋りをやる、選別融資をやらざるを得ないと。これが実情なんです。これは理解をしていただきたいと思います。

そこで、私は要請を四つしたいと思うんですが、一つは、国の貸し渋り対策は中小企業に有効に働くようにとにかく恩恵を出して指導していただきたい。地域の金融機関に行き渡るような政策をとっていただきたい。これが一つ。

それから、金融監督庁の検査マニユアルの一建適用を改めて、地場中小と非常に強い長年のかかわりのある中小向け融資を行う金融機関に対しては、実情に合った別の適用ができるのか、その検討をぜひしていただきたい。

それから三番目に、信用保証協会の審査をやっぱりもっと緩和する、そういうことができないのか。ぜひ緩和するよう指導していただきたい。

四番目に、二〇〇一年四月のペイオフ。これはもう非常にそういう地場の中小金融機関というの大変なことになると思います。今のように、大手の銀行が大合併をしている、そこならどんどん倒れる心配はない、ほら預けると。こういうことですから、このペイオフの解禁については延期をしますように内閣で検討してもらいたい。以上であります。

時間が、あと一つありますから、簡潔に。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、委員の御指摘は、貸し渋りに困っている中小企業の皆様をどうお守りするかということが基本的な問題点だろうと思います。

その中に、検査マニュアルについて、どうもそれを理由にして金融機関が貸さないのではないかという御意見もありました。実は、金融検査マニュアルの策定に当たりましては、私どもからもそれを理由として貸し渋りをしないようにと、それをきちっと話しております。そしてそこことで検査マニュアルを理由とした資金供給の拒否を行っていないかななどをチェックするような、そういう状態になつております。

当省としても、今後金融機関の融資姿勢についてはきっちと注目しながら、金融監督等の関係当局にも話を進めていきたいと思っております。

また、今般十兆円の積み増しをした信用保証協会の融資であります、一年延長いたしましたが、いわゆる最低の条件を備えて緊急避難的に貸し渉り対策を行うということになつております。

そういう意味では全般的にはかなり順調な貸し出しなつていて、これについては調査をしてみたいと

うふうに思つております。それから、ペイオフの問題につきましては、今ここで総理にしても私にしても延長する云々といふ話は全くできる話ではございませんで、御発言として承つておくることなどめさせていただきたいと思います。

○梶原敬義君 ゼヒ今のことについては内部で十分検討していただけたらと、私は現場を見て言つているわけですから、よろしくお願いします。

それから、ベンチャービジネスの育成について、法律や何かいろいろなことを書いておりましが、私はベンチャービジネスの育成について、取引金融機関がまず責任を持つてその企業に

金を貸し、そして情報を与える。企業の育成に昔はよくそういうことをしてきたものじゃないですか

か、そして銀行も貸倒引当金というのを持つておられます。ですから、何か政策的にやる以前に、大余はやっぱり金融機関がそういう新しい企業やベンチャービジネスを育てていくという風潮を、総理、ぜひつくっていくように。そこから議論をしないと、端からの議論、枝葉からの議論では私はだめだと思うんです。

ぜひお答えください。

○国務大臣(小淵恵三君) ベンチャーエンタープライズの創出に資する存在であり、その支援は中小企業政策の重要な柱の一つであり、全国各地において取り組むべき重要な課題と考えております。

こうした考え方のもとで、各県にあるベンチャーフィークを通じた資金供給の円滑化や、ベンチャーエンタープライズの各地域における開催など、ベンチャーフェアの現場を訪れ、こうした事業が企業間の情報の交流に効果があることを実感したところでございます。

今後とも、都道府県等と十分な連携をとり、各地区において有望成長分野におけるベンチャーエンタープライズの振興に努めることにより、ベンチャーエンタープライズが多く生まれる社会の創設を目指してまいりたい

と思つております。

金融機関におきましては、従来は土地を担保にしてお金を貸す、というのが一般的であります。が、そうした担保物件ということになりますと、ベンチャーエンタープライズのはなかなか大変だろうと思つうんです。したがつて、将来性とかそういうものをしつかり見据えながら、金融機関本来はそうした者に助成をすることによって大きく育てていく

くということがなければならない、そういう金融機関自身の発想も大いに転換していかなければなりません。そこで、私は自立意欲を喚起する視点が中小企業を育成する観点では最も重要なことだと思っています。

それと同時に、やっぱりお金を借りてやるといふことばかりじゃなくて、もちろん政府でも必要なものはお貸ししなきゃならぬと思いますけれども、やはりある意味ではこうした間接金融に頼ることなく、直接金融としてベンチャーエンタープライズを育てるといふことではな

くべき時代に来ておると同時に、そういう傾向にあることが新しい時代を迎える大切なことではないか、このように考える次第でございます。

○梶原敬義君 終わります。

○菅川健二君 参議院の会の菅川健二です。昨日の本会議での代表質問に関連して、若干補足の質問をさせていただきたいと思います。

まず、総理に、中小企業対策の基本的なスタンスについてお伺いいたしたいと思います。昨日も一応模範答弁はいたいたわけですが、私は自身も、一環として昨年十月東京で開催されましたベンチャーフェアの現場を訪れ、こうした事業が企業間の情報の交流に効果があることを実感したところでございます。

今後とも、都道府県等と十分な連携をとり、各地区において有望成長分野におけるベンチャーエンタープライズの振興に努めることにより、ベンチャーエンタープライズが多く生まれる社会の創設を目指してまいりたい

と思つております。

金融機関におきましては、従来は土地を担保にしてお金を貸す、というのが一般的であります。が、そうした担保物件ということになりますと、ベンチャーエンタープライズのはなかなか大変だろうと思つうんです。したがつて、将来性とかそういうものをしつかり見据えながら、金融機関本来はそうした者に助成をすることによって大きく育ててい

くことだつて、大変盛りだくさんで、いろいろな恵みを絞られたなということは十分察知できますが、それから具体的な中小企業政策について申しますのは、今回の中小企業関連の法制、これから基本法以外にもいろいろ出るわけでござりますが、それから具体的な中小企業政策につきまして幾つか既にいろいろな具体策が出ておるわけでございまして、大変盛りだくさんで、いろいろな恵みを絞られたなということは十分察知できますが、それから具体的な中小企業政策につきまして幾つか既にいろいろな具体策が出ておるわけでございまして、大変盛りだくさんで、いろいろな恵みを絞られたなということは十分察知できますが、それから具体的な中小企業政策につきまして幾つか既にいろいろな具体策が出ておるわけでございまして、大変盛りだくさんで、いろいろな恵みを絞られたな

でございますが、総理の御見解をお聞きいたしました

○国務大臣(小淵恵三君) お説のとおりと思つております。確かにいろいろと社説あるいは見解そのされておられまして、単に優遇措置だけやっておつてみずから立つ意欲を失わせるようなことがあつてはならぬという御指摘はまた全くそのとおりでございました。やはり起業というものは、業を起こす者は、まず起業精神がなきやならぬということです。しかし最終的には自己責任、自分の発想、新しい発想やそういうものによって努力をして業を起こしていくという形のものがなければならぬ、こう考えております。

○菅川健二君 基本的な考え方は一致しております。総理が、ここで若干気になりますが、ここでお伺いいたしたいと思います。昨日も一応模範答弁はいたいたわけですが、私は自身も、一環として昨年十月東京で開催されましたベンチャーフェアの現場を訪れ、こうした事業が企業間の情報の交流に効果があることを実感したところでございます。

今後とも、都道府県等と十分な連携をとり、各地区において有望成長分野におけるベンチャーエンタープライズの振興に努めることにより、ベンチャーエンタープライズが多く生まれる社会の創設を目指してまいりたい

と思つております。

金融機関におきましては、従来は土地を担保にしてお金を貸す、というのが一般的であります。が、そうした担保物件ということになりますと、ベンチャーエンタープライズのはなかなか大変だろうと思つうんです。したがつて、将来性とかそういうものをしつかり見据えながら、金融機関本来はそうした者に助成をすることによって大きく育ててい

くことだつて、大変盛りだくさんで、いろいろな恵みを絞られたな

でござりますが、それから玉石混交の中小企業政策とか、そういう面で新聞等におきまして若干の批判等もあるわけでござります。

たた中には、ほとんど無審査であつたために計画倒産に利用されたり、あるいは優良企業に無理やり貸すことによつてそこは使い方に困つてゴルフの会員権に化けたとか、いろいろ企業のモラルハザードを生んでおるという、これはうわざでござりますので、それは事実かどうかはつきりいたしませんが、そういうわざも生んでおるわけ

そこでまず、従来の二十兆円の保証枠の保証実績は現段階でどのようになっているのか。あるいは事故率、代位弁済の状況、これはこの十月から本格的に始まりますのでほとんど数字という数字は出でないかと思いますが、とりあえずの状況がどうなつておるかということをお聞きいたしました。

○政務次官(細田博之君) 特別保証制度は、菅川委員御承知のとおり、我が国の金融システムの変革、民間金融機関の不良債権処理の過程で発生いたしました未曾有の信用収縮に対する緊急避難的措置として実施しているものであります。これまでの保証実績は先週末現在で百三万件弱でございまして、そろしてとうとう十八兆円を超える額になつておるわけでございます。本制度発足後一年間の代位弁済につきましては、保証承諾全体に対しまして金額ベースで〇・三八%、件数ベースで〇・三四%となつております。本制度はもともと事故率一〇%という高いリスクを許容する設計となつております。これとの比較で見ますと比較的低い水準で推移しております。すけれども、これはまだ制度適用以来短時間でございませぬので、この数字で推移するとはもちろん考へておらないわけでございます。過去の例でももつと高い事故率が発生しておるということから見て、一〇%の安全率で見ておるわけございます。

それから、来年度への——来年度の話はまたでいいですか。

○菅川健二君 はい、またでいいです。

○政務次官(細田博之君) それでは、以上でございます。

○菅川健二君 今、段階ではまだ本格的な返済が始まつておりますので、事故率等につきましては正確に判断することは不可能だうとは思うわけございますが、巷間、果たして一〇%でどどまるであろうか、あるいはその回収率が、通産省の方は五〇%、半分は回収できるというふうに判断しておるようございますが、これは信用保証

協会当局に聞きますと、とても五〇%回収というのは不可能だよというのが実情のようございまして事故率、代位弁済の状況、これはこの十月から本格的に始まりますのでほとんど数字という数字は出でないかと思いますが、とりあえずの状況がどうなつておるかということをお聞きいたしました。

そこで、これから枠の拡大が計画されておりませんが、そのためには、やはりこれまでの保証実績を十分分析していただきまして、そこで從来のネガティブなリストによる審査といふことでなくして、意欲のある中小企業に向けてよいことだなつておるわけございます。昨日も申し上げましたけれども、雇用の拡大とか構造改善に結びつくような施策を打つかどうか。

ただ、この場合やや心配になりますのは、いつも通産省の政策というのは、こんな分厚い経営改善計画をつくらせてお役人が厳密に審査するというやうなやり方をおやりになるんですが、これはやはり裁量行政に飛びつくわけござりますので、こういったことだけでなく、客観的な審査基準をお示しになつて、その基準に該当するかどうかというのを申請企業がみずから判断して申請できるというような審査基準の明示をお願いいたしました。

すけれども、これはまだ制度適用以来短時間でございませぬので、この数字で推移するとはもちろん考へておらないわけでございます。過去の例でももつと高い事故率が発生しておるということから見て、一〇%の安全率で見ておるわけございます。

それから、来年度への——来年度の話はまたでいいですか。

○菅川健二君 はい、またでいいです。

○政務次官(細田博之君) それでは、以上でございます。

○菅川健二君 今、段階ではまだ本格的な返済が始まつておりますので、事故率等につきましては正確に判断することは不可能だうとは思うわけございますが、巷間、果たして一〇%でどどまるであろうか、あるいはその回収率が、通産省の方は五〇%、半分は回収できるというふうに判断しておるようございますが、これは信用保証

来年度の制度の延長に当たりましては、これまで貸し済りを受けております中小企業を広く対象にするとの基本的な考え方方に立ちつつも、要件を少し上げております。雇用の拡大とか販売、生産、仕入れ面における改善等の建設的な努力の計画を有するということを一つの基準として考えていかないか、またさらにベンチャーや創業者についても前向きに考えていくうではありませんか。それで同時に、私どもが特に考

わけでございますが、そのためには、やはりこれまでの保証実績を十分分析していただきまして、そこで從来のネガティブなリストによる審査といふことでなくして、意欲のある中小企業に向けてよいことだなつておるわけございます。昨日も申し上げましたけれども、雇用の拡大とか構造改善に結びつくような施策を打つかどうか。

ただ、この場合やや心配になりますのは、いつも通産省の政策というのは、こんな分厚い経営改善計画をつくらせてお役人が厳密に審査するというやうなやり方をおやりになるんですが、これはやはり裁量行政に飛びつくわけござりますので、こういったことだけでなく、客観的な審査基準をお示しになつて、その基準に該当するかどうかというのを申請企業がみずから判断して申請できるというような審査基準の明示をお願いいたしました。

すけれども、これはまだ制度適用以来短時間でございませぬので、この数字で推移するとはもちろん考へておらないわけでございます。過去の例でももつと高い事故率が発生しておるということから見て、一〇%の安全率で見ておるわけございます。

それから、来年度への——来年度の話はまたでいいですか。

○菅川健二君 はい、またでいいです。

○政務次官(細田博之君) 委員御指摘のように、この保証制度は両様の問題点を持つわけでございまます。あるいは、金融機関はまだ貸し済つておるから中小企業のこれから景気浮揚に向かつて経過的な措置として大いにまだ保証をすべきであるという御意見もござりますし、また、過剰な債務保証することによってむしろいろいろな問題点が出てくる、ここにモラルハザードが出てきて、いわばはじめでないような企業が出てきていろいろな事故率が高まるというようなことになつては税金のむだではないか、その点をどう考えるんだ

に全国に三百の支援センターを置こうとしているわけでございます。

この人員配置等についてのお話もございました。専任のコーディネーターを置くとかあるいは他の専門の人を待機させるとか、いろいろ構想はございます。それから同時に、私どもが特に考えていきますのは、センターの一部に専用回線を引くとかあるいはオーブンネットワークでつないでいくということで、そこに参りますとまさにワントップサービスという形で、あらゆるもののがそ

の回線の中で仕組まれていて、インプットされていてお答えできるような、そういう新たな方法も考えていかなければならないと思つています。

○菅川健二君 今、センターの設置形態ですけれども、私が聞いておるところによりますと、今年度につきましては国が試行的に全額国費で持つんだけれども、来年度以降は半額負担で、半額は都道府県に持つてもらいたいというような意向があつたこれが運用次第によつては大変後々に税金による穴埋めといいますかツケを残すということでもござりますので、ひとつ有効に活用されるように今後の運用を図つていただきたいと思うわけでございます。

次に、中小企業ソフト支援センターの件についてでございますが、今情報で伝わつておるところによりますと、全国三百カ所、しかも各県の広域市町村圏単位ぐらいまで拠点を設けるんだということがあります。大変壮大な計画だなというふうに思つてござります。大変壮大な計画だなというふうに思つてござりますが、その権限なり財源なりあるいは組織、人員はどうに考えておられるか、お聞きいたしたいと思います。

○國務大臣(深谷隆司君) 小規模企業の皆さん方が一体どういうよう健全な経営運営と前進を図ることによってむしろいろいろな問題点が出てくる、ここにモラルハザードが出てきて、いわばはじめでないような企業が出てきていろいろな事故率が高まるというようなことになつては税金のむだではないか、その点をどう考えるんだと。この両様の御意見がございまして、実際は、債務者といいますか保証申し込みの方々、金融機関とも相談しながら、この両様の観点から十分な施策を行つておりますが、それについて熟知しておりますけれども、逆に言えばどういう点が足らないのか。例えば、例を挙げますと、国がいろんな施策を行つておりますが、それについて熟知していないとか、あるいは会計だと法律だとかいる部分で小規模企業には、これがもし相談相手になる場所があれば大変いいのにという声があるわけでございますが、そういう声にこたえるため

のが現状だらうと思うわけでございます。したがいまして、そういう地方行政におきましては、むしろ整理合理化していく、効率化していくという流れの中で、また地方分散といいますか、広域市町村圏ということになりますと、標準県においても七つか八つぐらいの地域になるわけございまして、大変な分散という形になるわけでございます。

そうすることによりまして、果たしてそれでは分散された場合にそれだけの適当な人間がそれに配置できるのかどうか。もとより、その配置によりまして大変なお金がかかるわけでございまして、それよりもむしろ、通産省自身も指導しておられるわけでございますが、都道府県の拠点にプラットホームを設けて、そのプラットホームにおきまして、例えば資金面とか技術面とか情報面とか、いろいろな専門家を抱えていく、その専門家が必要に応じて地域にも出かけていき、それぞれの業態に応じて相談に応じていくという形が一つ考えられるのではないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 先ほど申し上げました

ように、これからはインターネットその他もろもろ情報機器というものをセットしていくことが大事だと思います。そして、今の御指摘の連携といふのがとても大事だし、また国にはナショナルセンターというのを設けますから、ここが有機的に活動していくといふ、そういう体制をつくること第一で、いつでも人がセンターで待機していくべきやらないというものでもありませんが、そこには相当な工夫を必要とすると思います。

○菅川健二君 それから、御案内のように、商工

会議所にそういう支援センターのような機能を付加するとか、あるいは経営指導員のレベルをアップするとか、いろいろな既存の組織なり人員なりを活用するということもこれから効率的な運

用では必要ではないかと思うわけでございます。

したがいまして、私自身としましての考え方を申し上げますと、全国一律的に一つの理念系でもつて箇所づけをするのではなくて、地域の実態に応じて都道府県なりそれぞれの商工団体の意見を聞きつつ、最も効果的なことについてそれぞれ地域に裁量をさせていくという方策が重要ではないかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 御意見はごもっともでございます。センターの設置場所の選定については、小規模企業とか創業者の利用のしやすいといふ点に配慮いたしまして都道府県が行うというこになります。したがいまして、地域の実情を踏まえた都道府県の彈力的な対応が可能になるようになります。制度運用に留意してまいりたいというふうに思っております。

また、今まで地域における中小企業の相談相手に商工会議所とか商工会等がございました。そのほかに地方公共団体が出資する機関等がございまして、この中からそれぞれのアイデアを出していただき、手を挙げていただいて、そういう中のどこかにお任せするというようなことなども配慮していきたいと思っております。

○菅川健二君 ゼひ地域の実情に合った効果的な指導体制を整えていただきたいというふうに要望いたしております。

最後に、起業家を尊敬する風土づくりについて、昨日も申し上げたわけでござりますが、大臣の表彰状をいたたくというのも一つの手でござりますけれども、かつての本田宗一郎さんにしてみるには相当な工夫を必要とすると思います。

○菅川健二君 それから、御案内のように、商工

会議所とか商工会とかいろいろお世話をされるわけでございます。そこには経営を指導する方もあるわけでございますので、基幹となる商工

会議所にそういう支援センターの機能を付加するとか、あるいは経営指導員のレベルをアップするとか、いろいろな既存の組織なり人員なりを活用するということもこれから効率的な運

用では必要ではないかと思うわけでございます。

したがいまして、私自身としましての考え方を申し上げますと、全国一律的に一つの理念系でもつて箇所づけをするのではなくて、地域の実態に応じて都道府県なりそれぞれの商工団体の意見を聞きつつ、最も効果的なことについてそれぞれ地域に裁量をさせていくという方策が重要ではないかと思うわけでございますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) 昨日も参議院の本会議場で委員が御指摘なさった御発言というのは、大変傾聴に値すると思っています。新しい企業を起

こすベンチャー企業に対する世間一般の評価といふのはまだ十分ではありません。逆に、新し

いベンチャーを起こす、そういう挑戦的な動きに

対してみんなが歓迎するようなムードがあること

は、これからそれらを伸ばしていくためのいわゆる環境という点では大事なことではないかと思う

のであります。

サクセスストーリーを広く伝えるということは

とても大事なことで、今年から通産省としては小

中学校で起業家教育のための教材の開発などとい

うのも行っております。こうした事業の中での起

業家のサクセスストーリーなどを学べる内容を盛

り込むとか、あるいはただいまのような伝記をつ

くることも大事かもしれません。文部省とよく相

談をしながら、お説のよくなしいベンチャー企

業に挑戦するような青少年の心構えとか国家的な

土壤をつくるために努力していきたいと思つております。

○西川きよし君 どうもありがとうございました。

○菅川健二君 どうもありがとうございました。

○西川きよし君 どうぞよろしくお願ひ申し上げ

ます。総理に御質問をさせていたくのは、娘よ

り三日間生きがしたいというあのとき以来でございますが、よろしくお願い申し上げます。

まず、私も中小企業政策における介護関連サー

ビスについて御質問をさせていただきたいと思う

のですが、それどころか、先月十月十六日の新聞を見せて

いただきました。総理が老人福祉の施設を視察な

どで、そして車いすに乗車になつた。

まず、この車いすにお乗りになつた感想からお伺いしたいと思います。

○国務大臣(小渕恵三君) 実は、私が参りましたのは国際福祉機器展という、それへ十年ぶりに参

りまして、その福祉機器あるいは介護用品、こ

ういうものを拝見いたしましたが、十年ぶりに見

てまいりまして、大変な開発をされておられました。その中で車いすに乗りましたが、車いすとて

まことに超自動的でございまして、操作が難しい

ぐらいい感じであります。

しかし、いずれにしても大変な開発がされておられまして、身体に障害のある方々にとりましては朗報だと思いますし、特に御両親が大変なつた。恐らく子供さんがそういう立場になつました。恐らく子供さんがそういう立場になつておるんだろうと思いまして、そういう意味では非常に关心が深くなつて、ますますこれは大いに開発、そして身体に合つたそういう機器を製造していかなきやならないんじやないか、それが実感でございました。

○西川きよし君 ありがとうございます。

我が家にも三人の親がいるんですけども、毎日の生活はそれは本当に大変でございまして、例えればベッドでありますとか歩行器でありますとか、体の状態に合つて、もう家内の母親なんかは二十九キロぐらいしかないんですけれども、例えばスリップパの下にちょっとゴムをつける、滑り止めをつけることによってかえつて危険になつたりもするんですけれども、それそれ本当に御本人に見合つた福祉用具を探して利用する、これがます

お年寄りの自立という観点からも大変大切なことだと私自身は実感をしております。

また、中小企業政策の中での介護関連市場、新しく創業される創業支援というところから、総理に改めて一言お伺いしたいと思います。

○国務大臣(小渕恵三君) 民間事業者などの参入を促進し利用者の選択の自由度を一層高めるとともに、新たな成長分野として期待される介護サー

ビス産業につきまして、経済支援性を実現するという観點からも、その振興を図っていくことは極めて重要だと考え、この点につきましても政府と

しても全力で努力したいと思っております。

○西川きよし君 ゼひよろしくお願ひいたしました。冷たい機械ではございません、福祉機器ではござりますが、本当に人間の利用の仕方によって随分温かく感じるものでございます。

次に、この分野におきまして、通産省で先月、民間介護・生活支援サービスに関する研究会が発足されました。改めて言うまでもないわけですが、それでも、介護保険の導入に当たると思うわけですけれども、この研究会の開催趣旨についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(横川浩君) 通産省といたしましては、介護サービス市場及びこれに関連をいたします生活支援サービス市場におきます民間事業者の参入、そしてまた活発な新規開業が、サービスの利用者や制度を運用する自治体の多様な選択肢の確保を通じまして介護保険法の実施円滑化に資するものである。そしてまた、あわせて地域経済の活性化や雇用の確保にもつながるものと認識をいたしております。

こうしたことから、本年十月に、学識経験者、民間事業者、地方自治体、NPOの方々等から成ります研究会を設置いたしまして、民間事業者の動きを促進するための市場環境・情報インフラの整備、新規開業に対する政策支援のあり方等につきまして検討を行つておるところでございます。

○西川きよし君 そこで、少し読ませていただきたいんですけども、

介護保険の導入を契機に市場拡大が期待される介護関連ビジネスに、民間事業者が参入しやすい環境を整えるため、生活産業局が研究会を設けて検討を始めた。介護保険制度スタートが目前に迫った時期での検討開始だが、サービス産業課は「制度自体をどうかと言つつもりはないが、民間事業者の参入を考えたとき、今のままでは問題が多過ぎる」と強調する。問題とするのは、例えば、要介護者のための介護プランを立案するケアマネジャー(介護支援専門員)の独立性が十分に確保されていない点。同課は「ケアマネジャーの資格を持つ人には、看護婦

や介護福祉士、医師などが多く、既にどこかの組織に属しているケースが多い。しかも横のネットワークがあまりないから、民間事業者のサービスを把握し切れないので、利用者のニーズを十分吸い上げられる条件が必ずしも整つてゐるとは言えない」

というようなことが指摘されているわけですから、通産省といたしまして、このケアマネジメント、こういう部分の問題意識というのはどういうところにあるんでしょうか。

○政務次官(細田博之君) 委員御指摘のように、

介護保険法の実施によりまして、在宅サービスは利用者によつて選択される、そして今後健全な競争を通じて適切かつ多様なサービスが提供されるような市場環境の整備を行つていく必要があるわけでございます。

そして他方、通産省はやはり産業を育成し、ま

た経済発展に貢献する官庁であるという側面もあ

るのですから、もちろん福祉の面では厚生省さ

んにいろいろお願いしながらも、サービス産業と

して見たときにさまざまな問題点は解決していくか

なきやいけない、こういう観点から研究を深めて

いるわけです。

この介護サービスのアレンジを行いますケアマ

ネジャーは、利用者の適切な選択を支援する者と

して非常に重要なものであると考えております。

で、ケアマネジャーが実際にそうした機能を的確に果たしていくためには、サービス提供事業者を評価選別し、すぐれた相当数の事業者との連携が図れるかどうかが課題である。また、多様なサービスが市場において提供されていくために

度のかなめとなる役割を担う人材でございます。

○政府参考人(堤修三君) ケアマネジャー、介護

支援専門員というのが正式の名称でございます。

利用者の希望をお聞きしながら適切な介護サービ

スを組み合わせたケアプラン、こういうものをつ

くるのが大きな仕事でございます。介護保険制

度のかなめとなる役割を担う人材でございます。

○西川きよし君 よろしくお願い申し上げます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

○委員長(陣内孝雄君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

マネジャーとの連携を図つていく所存でございます。

○西川きよし君 ありがとうございました。

本当に不安な声ばかり聞くわけですね。

私たち

は、お世話になる側は、通産省でも厚生省

でもそうした垣根を越えて皆さんに安心して

いただける、本当にそういう介護保険のスタートをよろしくお願い申し上げたいと思います。

○通産業大臣、そして総理からも一言よろしく

お願い申し上げます。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、委員御指摘の御意

見は全く同感でございます。

介護の問題に関しての国の対応としては、これ

は通産省だ、これは厚生省だ、そういう縦割りの

ものではなくて、垣根を越えて、どうやつたら喜んでいただけるか、どうやつたら本当の介護ができるのか、その点を真剣に考えながら共同して作業していきたいと思っております。

○国務大臣(小瀬恵三君) 政府一体となりまし

て、少なくとも省庁間にそこのあるようなことの

ないように万全を期してまいりたいと思っており

ます。

○西川きよし君 よろしくお願い申し上げます。

○委員長(陣内孝雄君) 午前の質疑はこの程度に

とどめ、午後一時四十五分まで休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後一時四十五分開会

○委員長(陣内孝雄君) ただいまから中小企業対策特別委員会を開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

○委員長(陣内孝雄君) 本日、釜本邦茂君が委員を辞任され、その補欠

として木村仁君が選任されました。

○委員長(陣内孝雄君) 休憩前に引き続き、中小企業基本法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。
○保坂三藏君 自由民主党の保坂三藏でございます。

深谷通産大臣、また細田、茂木両政務次官、御苦労さまでございます。WTOの本交渉を控えて大変タイトな日程の中で激務をこなされておりまして、心から敬意を表する次第でございます。

日本経済の骨格をなす中小企業の将来をすべてかけて、小渕政権の看板であります中小企業育成、そして新しい概念のもとで二十一世紀を迎えるという決意のもとで、今国会、中小企業国会と銘打つての国会でございます。その意味におきまして、まさしく主役であります通産大臣を初め両政務次官、どうぞこれからも頑張っていただきたいと思っておる次第でございます。

それにつけても日本経済、バブル経済破綻後九年、その間には経済曲折、回復の糸口がなかなか解消できていません。そこで、特にこの兩三年は日本経済にとって時代を画すというぐらいに厳しい状況であったと考えております。

一昨年の七月には、日本経済のまた日本の最もよきパートナーである世界の成長セントラルアジアが、タイのバーツの下落から始まりまして、インドネシア、マレーシア、そしてフィリピン、韓国へと飛び火して、激しい金融不安の中で経済は急速し、失業者が町にあふれたわけでございます。こういう状況の中で、日本はなかなか立ち上がりませんが、力を持つ立ち上がりたいという実感を見て、通貨統合を直前にしたEU、あるいはまたアメリカ、ユーロコノミーの中でも发展を続けるけれども、早く日本が景気を回復してくれないと世界恐慌が日本発になってしまいうとうな、そういう懸念が内外から寄せられていたわけでございます。しかし、そうはいいながらも日本の状態はまことに厳しい状況であり、最も痛手を

こうむった金融機関がその過剰債務から抜け切れないので、しかも迎え撃つピックパンの準備の中で極めて厳しい状況下に置かれ、言ってみれば金融の破綻まで起きていたわけでございます。

一昨年の暮れには、思い浮かびますが、山一か

関係の企業の倒産が続きました。そして、倒産なども一千二百件から一千八百件へともう毎月激増しているような厳しい状況下でございましたから、そういう言つてみればデフレスパイナルに片足を突っ込んだような状況で、しかも動脈たる金融界が破綻をしているわけですから、まさしく日本経済は機能を喪失したのではないだろうかと言ふべきでございます。

われ、またこのことに勢いに乗つて野党の攻勢が

済も日本国民も自信を喪失してしまった、こうい

う状況下にあった。そこで、その翌年の選挙を通じ財運の責任者の交代がありまして、小渕総理大臣がスタートしたわけでございます。

小渕再生内閣は、文字どおり三年連続でマイナ

ス成長にしない、そしてアジアを救おう、同時に

雇用不安をこれ以上来さない、こういう命題を掲げて経済再生内閣としてスタートしたわけでござ

ります。

特に、私ありがたいと思いましたのは、確かに

ハードルを低くして信用保証協会の保証承諾を与

えていたわけでござりますけれども、利用され

た方々が五千万無担保無保証で借りて、しかも五

年、一年据え置きといいういわゆるチャンスを与え

た中で、もう七五%以上の人が翌月から返済を始

めている。これは、モラルハサードを起こすん

じやないだろかなんていう心配をした方々、そ

して代位弁済が飛躍的にふえるんじやないかと言

われたような懸念を払拭するような日本の中小企

業の良心というのを見せていただいているよう

気がいたしまして、私は感激しているところでござります。

そして、そういう流れの中で、実は昨年の十二

月には、我が国のただいま申し上げた中小企業

特に新事業を起こしていくあるいは育てていかな

ければ日本の経済の活性化は起き得ない、こうい

うことで、新事業創出促進法が制定されたわけ

でございます。その中で、特に中小企業の研究開

発に力を入れなくちゃいけないと、いうことで、い

わば中小企業革新研究制度、アメリカのSBIIR

ですね、スマート・ビジネス・イノベーション・

リサーチですか、この日本版とも言える制度をつ

くった。これが十二月に制定されて、この四月か

らもうスタートして実効が上がっているわけ

です。

そしてさらに本年の三月には、今まで長い間中

小企業は二重構造の中で、大企業との格差を圧縮

する、そして近代化を図っていくということで支

援を受けてまいりましたけれども、それはグル

ープとして業界だとあるいは組合という形で支援

を受けたわけです。それを今度は思い切って

そういう法律で、いわば今まであった中小企業近

代化促進法、これは多くの国民がなれ親しんで頼

りにしていた法律ですが、これを思い切つ

て発展的に消して、新しい法律として中小企業

経営革新支援法を導入したわけです。この支援法

のコンセプトは、私の個人的な見解ではあります

けれども、今論議している改定中小企業基本法の

コンセプトを少なくとも先取りした、いやむしろ

そういう一連の中小企業対策にやつと中小企業基

本法が追いついてきた、こう言つても過言でない

けれども、今論議している改定中小企業基本法の

コンセプトを少なくとも先取りした、いやむしろ

大学等技術移転法の法律を通して産学官の一体的な中小企業バックアップ体制をとる。あらゆる今

までのシステムがここでパワーアップすべくこの国会に收められんされている、この中小企業国会に收めんされている、こう言つても決して私は過言ではないと思うのでござります。

そして最後に、来年の六月には大店法が廃止をされ、大店立地法、それから中心市街地活性化法、さらには新しい都市計画法、この町づくり三法が生きて、商店街も町づくりの中から守つていいこう、活性化をさせていこう、こういう嘗みが行われようとしているわけでござります。

今やこの中小企業団体は、しかも日本の中企業だけではなくて、日本の中小企業を元貢分として背中を見て育ってきたアジア各国はもとよりでござりますが、中南米の各国、そして欧米先進各國までがこの国会のありよう、そして日本の中小企業対策の抜本的な新しい姿でのリニューアルを注目している、こういうふうに私は総括的に受け取らせていただいたわけでございます。

前段が長くなりましたが、深谷大臣におかれましては、今度の中小企業基本法の改定に当たりまして、その意義をもう一回確認させていただき、さらに御決意のほどをお述べいただければ幸いでござります。

○国務大臣(深谷隆司君) 保坂委員から私が答弁申し上げるような内容をことごとくお話しいただ

いて、心から敬服して聞いておりましたたが、それ
ものははずで、前通産政務次官でおられて、与謝
野大臣とともにいわば今日の中小企業諸問題につ
いての改正を行う準備段階で参加なさつた方であ
りますから、そのような内容のお話をされるのは
むしろ当然でございまして、心からその御努力に
感謝しながらお話を承つておりました。その中
で、余り多くの方は御存じなかつた二十兆の保証
制度のありようについては、保坂政務次官が総務
会長室に何回か駆け込んで一绪に作業したこ
となども大変うれしく思い返してはいた次第であり

昭和三十八年でござりました中小企業基本法、これはもう既に申し上げておりますように、経済の二重構造という観点に立つて、大企業と中小企業、近代的な企業と非近代的な企業と対比を行つて、中小企業をしたがつて少しでも大きくしていき、大企業に近づけていく、そんな観点で基本法というものができ上がつていたわけであります。が、時代が変わりまして、中小企業はむしろ個々の能力を存分に生かして活力を持つてもらつて日本経済の再生のための先頭に立つていただこうと、そういう時代になつてきているわけであります。

そこで、この基本法のよどんでいた弊害からの問題点を改正して、時代にふさわしいものに転換していく。こうというのがこのたびの改正ということになつたわけでござります。

今までの、中小企業を画一的にとらえて、そしてそれを非近代的な企業集團という設定をもうやめまして、多面的に、いろんな形の中小企業がござりますから、そのそれぞれに対しきめ細かい対応をしていく。これがその一点でござります。

にかけることになっているわけございまして、そういう時代の変化とともに、中小企業の持てる力を、そしてその自助努力に対しあきらついたことをえていくような体制を国を挙げて進めていこうといふのがこのたびの我々の考え方であり、中小企業国会と言われるゆえんであると思つております。

○保坂三蔵君 よくわかりました。

衆議院また参議院の午前中の総理との質疑等々、私ども、野党の皆さんのお話を拝聴していました。今、大臣からお答えいただいたような疑念もあつたところであります。また、一方、与党の私たちでさえも、やはり大盤振る舞いじやないか、ばらまきの範囲の拡大ではないかといふような、内心じくじたるものがないものでもないわけです。一部ないわけではない。

ソニーや京セラあるいはまた本田、ダイエー、遠くをたとえば松下、そういうところもかつての零細企業であり、ベンチャーの出身であります。今日、そういう企業が決して厚い保護で守られて育つてきたとは思わない。むしろ逆風の中で自立して切り開いてきた。こういうところに成功がある。

今や日本のトレントは官から民へ、中央から地方へ、そして保護から競争へというトレンドは、やはりこれはグローバルなんという言葉をつけなくとも、私たちは事実として新しい時代を迎える中で認めざるを得ない。

そういう中でなければ、これからそういう反論に
対しても、現実的には、創業の促進をやる一方、
それじゃ既存の企業をどうするんだというとき
に、既存の企業を助ければ護送船団方式になる
じゃないかと言われるけれども、やはりやる気の
あるところを救っていくという点ではそこに手を
つけていく。これは決してアンバランスでもなけ
れば行き過ぎでもない。努力の芽を摘むどころ
か、やはり創意工夫だとか創造力を持った多面的
な中小企業を育てる中でチャンスを与えていく、
中小企業に。こういう仕組みではないかと思いま
して、これからどうぞ二十一世紀の中小企業像を

この国会を通じて明確にしていただければ幸いだ
と思う次第でございます。

この国会を通じて明確に
と思う次第でござります

両政務次官、大変なキヤリアをお持ちの両政務次官でございます。また、細田総括政務次官におかれましては、通産省の〇Bということで、平素通産行政に深い理解と御指導をいただいてまいりましたので、私たちも心から敬意を表しているところでございます。また、茂木政務次官は大変なアメリカでの御経験を含めて、御見識の高い両政務次官が、助さん、格さんと言うと大変失礼な言いでございますが、水戸黄門の深谷先生を助けさせていただいていることに力強さを感じます。

すが、その前に、深谷大臣におかれましては、小渕總理が東大阪市に行きました、あるいはまたそ
のほかにも行きましたけれども、大臣、就任
早々、すぐ、御地元とはいいながら、大田区のい
わば中小企業群に御視察入っていただいたわけ
でござります。あそこは京浜工業地帯の原点でござ
いまして、日本の近代産業の發祥の地でござい
ます。そこを見ていただきまして、海外に親会社
が転出した後の苦しみ、あるいは後継者のないと

ことなどが受注が不足しているとか、いろいろ懸念されることがあります。中小企業城下町御出身の深谷大臣におかれましては、この大田区の状況を御視察の後、どういうお考えをお持ちでお帰りになつたか、お

○國務大臣(深谷隆司君) 保坂委員のただいまお話のありました中小企業の視察をこの間行いました。去る十月二十一日のことであります。余り時間がそれなかったものですから、駆け足で回ったという点については残念に思つておりますけれども、それでも二軒参りました。

一つは、資本金が千二百万ぐらいの会社で社員は二十四人でござります。ここへ参りまして、強く感じましたのは、機械化ということとあわせて一方で職人技を残している、近代的な機械化と職人技を融合させてしっかりと頑張つていて、そして取

引先も四十社ぐらいに及んで、つまり多くの取引をつかんでいるために安定しているという、そういう現状でございました。少人数で鋭意工夫しながら頑張っている中小企業の姿をさまざまと見まして、大変心強く思いました。

もう一軒は、八千七百十五万円の資本金で現在は百五十名の社員がおります。ただ、これは九年前に社員は十二、三名しかおりませんでした。売上上げもせいぜい十億程度、まあ小さい割には強いでございますけれども、それが今や三十億円ぐらいの売り上げになつてます。

ここで特徴的なのは、例えばいろんなソフトの開発、いろんな機械の設計等を、工場は大田区にあるんですけれども、新宿のビルのワンフロアを全部借り切って、百人ぐらいで専門に毎日か

いているんですね。それが上がりりますとそのまま工場に流しまして、それが新たな製品や機械に変わつていく。そのたびごとに特許をとつて、それが海外の取引にまで広がつてていく。しかも、こここの平均年齢は二十四歳であった。八十キロぐらゐの重い機械を動かすのに、それこそ二十代の女性のアルバイトが動かせるようなそんな機械化なども進んでいます。ここは逆に熟練工よりもアルバイトでも即やれるようなそんな工夫をしているということで、大変伸びようでございます。ある意味でのベンチャーカー企業だと私は思つておりますが、この二つの中小企業を見てまいりました。

それぞれの特色を生かしながら頑張つていて、いう状態を見て、こういう自主的な、自助努力的な形に対し、我々が一層力を注ぎ込むことが経済が活力を増す原因になる、そのように感じて、非常に印象に残つた視察でありました。

○保坂三蔵君 私は東京出身でございますが、誇りにしてるそういう工業地帯を見ていただきました。

また、大臣は御就任早々、財界のトップとも何度もお会いになつておりますが、とりわけ早い時期に商工団体の代表ともお会いになつてます。

でございます。現下の経済情勢を通して、商工団体が深谷大臣に何を訴えられたか、できれば御紹介にあずかれば幸いでございます。

○國務大臣(深谷隆司君) 去る十月二十一日に日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会の四団体と懇談を持つことができました。私自身、中小企業の町に生まれ育つてありますので、経済の牽引力に中小企業はなつていただきたいという私どもの考えを強く申し上げたわけでございます。

そのときにこの四団体からいろいろな注文あるいは陳情、御意見が寄せられたのでござりますが、一々全部今申し上げることはできませんが、例えは信用保証協会の融資についてはこれを拡大し十分に貸し渡り対策に対応してもらいたいといふ強い意見がございましたし、中小企業の持つて

いる活力を増していくための制度あるいは資金や税の問題について積極的に取り組んでくれと。その税の問題の中には承継税制とか固定資産税の問題が入つてきました。

これは先ほど、委員会でも大蔵大臣のおられる前で私は通産大臣としての発言として承継税制について、特に市場に出していくない株価についての評価はこの際変えてもらうべきだということを申し上げたのでありますけれども、これらの陳情などがございました。

そして、小規模企業に対する対応がうつかりするとなおざりにされるという可能性もあるので、そこは十分に目配りを置いてくれという御意見もございました。

これは、小規模企業に対しての対応がうつかりするとなおざりにされるという可能性もあるので、そこは十分に目配りを置いてくれという御意見もございました。

これは私どもで既に関西、神戸に視察に参りましたときの記者会見で私から発表したことでありますが、設備近代化資金というものが今まであります。

○保坂三蔵君 私は東京出身でございますが、やはり買えばいいんだぐらいな時代がなかつたわけではないわけでございますが、ここへ来てかなり見直されていることは承知しております。

しかし、大臣が製造業のメッカの町に行かれました。これは、中小企業者全体に担保があるけれども無利子でお金をお貸しするという、そういう仕組みでございましたが、使い勝手が悪かつた。

つまり、中小企業全体でありますし、業種の指定がありますからなかなか活用する機会がないと、実は中小企業の大半は非製造業でございま

そのかわり業種指定はしない、約一千億程度の資金を用意すると。

したがいまして、例えばラーメン屋さんを開くにしてもこれが活用できるということでありま

す。担保がなければ、それではかかるべきところにその設備を購入させてリースで貸そうというよ

うなことも発表したわけであります。これなどは、小規模企業の方々に対しても我々は今まで以上に手を差し伸べて一緒に頑張つていくんだといふ強い意見がございました。

が、一々全部今申し上げることはできませんが、例えは信用保証協会の融資についてはこれを拡大し十分に貸し渡り対策に対応してもらいたいといふ強い意見がございましたし、中小企業の持つて

いる活力を増していくための制度あるいは資金や税の問題について積極的に取り組んでくれと。そ

の税の問題の中には承継税制とか固定資産税の問題が入つてきました。

これは先ほど、委員会でも大蔵大臣のおられる前で私は通産大臣としての発言として承継税制について、特に市場に出していくない株価についての評価はこの際変えてもらうべきだということを申し上げたのでありますけれども、これらの陳情などがございました。

そして、小規模企業に対する対応がうつかりするとなおざりにされるという可能性もあるので、そこは十分に目配りを置いてくれという御意見もございました。

これは私どもで既に関西、神戸に視察に参りましたときの記者会見で私から発表したことでありますが、設備近代化資金というものが今まであります。

○保坂三蔵君 私は東京出身でございますが、やはり買えばいいんだぐらいな時代がなかつたわけではないわけでございますが、ここへ来てかなり見直されていることは承知しております。

しかし、大臣が製造業のメッカの町に行かれました。これは、中小企業者全体に担保があるけれども無利子でお金をお貸しするという、そういう仕組みでございましたが、使い勝手が悪かつた。

つまり、中小企業全体でありますし、業種の指定がありますからなかなか活用する機会がないと、実は中小企業の大半は非製造業でございま

しろこのサービス分野の生産性を上げることの一 点に尽きるのではないか、こういう見解があるわけです。

私が最近読んだ、吉川洋さんという東大の教授の中でございますが、「転換期の日本経済」とい

う中で、七〇年代以降の需要が物からサービスにシフトする中でGNPに占める三次産業の比率は大幅に高まつた、しかし、皮肉なことに非製造業の労働生産性はこのころから伸びが低下してい

る、製造業よりはるかに低くなつてしまつたと、これをどう見るか。いろんな見方はあらうかと

かかりの多くの部分を今国会の出しました法案や制度の中で吸収できると考えています。

○保坂三蔵君 細田総括政務次官にお尋ねしたいと思います。

今、大臣から現場の生々しいライブの報告がありました。聞いていて深く感銘を覚えました。同

じラーメン屋さんでも、ビルの谷間のラーメン屋さんもこのところは人気が出てきておりますの

で、そういう点では励みになるんではないかと思つておりますが、実は、産業再生法などを通じまして一部国民の層から出来たのは、昨今の経済対策、少しくものづくりに傾注し過ぎていないかという一部の御意見がございました。

なるほど、ものづくりをおろそかにして第三次産業、第三次産業といふうに安易に走ってきた反省はあります。そしてまた、市街地の密集の度合いから、工場三法を初め、追い出していったと

か、そういう歴史から、どうも物は外国から買えばいいんだぐらいな時代がなかつたわけでもないわけでございますが、ここへ来てかなり見直されていることは承知しております。

○政務次官(細田博之君) 保坂委員の御質問、まことにごもっともございまして、基本法上、製造業その他と書いてござりますのは、製造業、建設業、運輸業という範疇ですね、それからこのた

びは卸売業、小売業、サービス業と分けると。中でも小売業、サービス業、卸売業というのはそれ大きな問題を抱えております。

卸売業につきましては、製造業から消費者に直結した流れ、大型店舗、大型卸、そういうこと

いるということも事実ですし、小売業におきましても、今委員おっしゃったとおり、大きな問題を抱えています。

そして、私どもは、小売業の問題などにつきましては、中心市街地活性化法等の新しい法律をつくりさせていただきまして、そして、今百七十六の地域から認定を受けて再生を図る計画が出ておりますけれども、これを全国に及ぼしていかなければならぬと考えております。

それから、サービス業につきましても、これは今創業・ベンチャー対策等と言つておりますけれども、例えばサービス業の中で最も先端的な情報処理サービス業、ソフトウェア業のようなこれら洋々とした前途のある産業もありますし、従来型の、それこそ理容、美容、クリーニングというような形のサービス業もたくさんあります。それらが苦労を重ねているわけをございますけれども、中小企業政策いたしましては、こういった方々を本当に大事にして、これまでどおり育成していくこうという考え方には変更がございません。

午前中にもいろんな議論がございましたけれども、五百七万、今度ふえてても五百九万の中、小企業の大半は、保坂委員おっしゃったとおり、在来型のそういう中小、小規模の企業でございます。特に、サービス業、小売業についてはそういう方ばかりでございますので、これからも引き続き適切なこれまでどおりの施策を充実してまいりたいと思っております。

○保坂三蔵君 ありがとうございます。

今お話をありましたように、午前中にもお話をありましたが、実はこういう中小企業、特に第三次産業などで昨今再び強い声が上がっています。したのは、規制緩和の行き過ぎなのでござります。このことに関しては、規制緩和というどうも英語はない、規制改革だという説もございますが、いずれにいたしましても行き過ぎがあつたんではないかと。例えば分野調整なんというのほど吹き出します。

く風、あるいはまた需給調整も廃止をされる、そして規制緩和三ヵ年計画の中で起きてきたことは、不当廉売であり、優越性、優位性の悪用だとしてしまった。言つてみれば、結果がよければいいというような優勝劣敗の世界をつくり過ぎていくんじやないか、こういう反省があるわけです。

例えば、本来飲み過され健康に害がある酒屋さんの問題も出ました。あるいはまた、タクシー業界を見てください。あれだけ同一地域、同一料金ということでやつていたのを、一たび崩せば、もうこの不景気の中で車が余っているのに増車を認めます。

会社の創設は認め、そして料金は自由にするというのが一体最終的にエンドユーザーだととかコンシユーマーの役に立つんだろうか、こういう意見もあるわけでございまして、規制で栄えた産業はないなんという言い方もありますが、しかし、現実に我々は、そうはいながらもう世界を相手に取引し、やっぱりステージが世界ということになれば、この規制緩和はやらざるを得ない。

そういう中で、規制の見直しをやつていこうと、いう議員連盟が自民党の中にできまして、武藤嘉文先生といいうわば規制緩和を進めていく先生が、反省をしてこれは行き過ぎたという部分はしっかりと見直していかなければ中小企業は生きていけないということを訴えたところ、二百名を超える議員の皆さん方が集まつた。こういう実態がありまして、このあたりは、きょうは御答弁は要りませんが、今後のテーマではないかと思いまして、ひとつよろしく御検討いただきたいと思います。

○政務次官(細田博之君) 一口で創業・ベンチャー対策と言いましても、いろいろなタイプがあるわけでござります。例えば、今までサラリーマンだったけれども脱サラをして、それじゃ何をやろうか、コンビニでも大いにやろうかといふのも創業でございます。その商売あるいはいろんなサービス業の機会を見つけて業を始めるというのがまず第一の創業でございます。

それから、深谷先生がお会いいたしました日本

シアメリカを見てもらいたい。アメリカは、少なくとも雇用なき回復、ジョブレスリカバリゼーションなんて言われた世界を経て、そして現実にSMEあるいはベンチャーを中心に雇用の拡大につなげるためには五年から十年かかっているんですね、アメリカは、やっぱりこの時間はどうしても必要だと。手を打てばあしたからカラスがカラアと鳴いてすぐくなるということではなく、努力の継続が必要だ、そういう意味を私は、稻葉会頭の五年間は支援継続が必要だと訴えている言葉と聞いたわけでございます。

そこで、そういう言葉を前提にして、そうなつくるといよいよもつて創業とベンチャーの支援というのは大事になつてくる、こう思います。同じく両政務次官、どちらでも結構でござりますが、ベンチャーの基本対策と、この中で日本人が考えているベンチャー、千三つ企業だ、千個事業が起きれば三つ当たればいい、九百九十七失敗してもいいんだと。そうすると、敗者復活もできないうような状況の日本の風土の中で一本本当にベンチャーが育つのか、あるいは雇用の受け皿になり得るのか、こういうことを言う人が大勢おいでござりますけれども、創業・ベンチャー基本対策について教えていただきたいと思います。

また、こういった施策と並びまして、国民意識の喚起というのも必要でございます。先ほど申しましたように、フロンティアスピリットというものは、生まれながらにして養成していかなきやいに、寄らば大樹の陰、同じ農耕民族で隣の人と同じ田植えをするという習慣から抜けられない日本民族とも言われておりますので、こういったことは、生き抜いていくことでは二十一世紀、日本が生き抜いていくことは大変でございますから、通産省としても、小中高生あたりから起業家精神を涵養するための教材開発などを積極的にやっていきたいと思つております。

総合的に各委員のお知恵をまた賜りたいと思っております。

○保坂三蔵君 日本人の源流にまで触れていたたいて、興味のあるお話をございましたが、できることならば、東大御出身の五十番目ぐらいまでは、中小企業に行かれ、そういう時代が来るようになります。

アメリカはディスカバリーやぶち上げて、日本

言つておるわけでございますが、残念ながら、この日本の金融体系とか企業人に対する信用の問題というのがもう牢固たものがございまして、なかなか見ず知らずの人、あるいは新しい人、小規模の企業の人は金融もつかないし、保証もつかないし、出資をする人もなかなか出でこないといふさまざま障害がある。このことがフロンティアスピリットのメッカでありますアメリカ合衆国に比べると非常に劣るところがあつて、それがまた新しい産業の発展を妨げている。

こういうことから、通産省を中心といたしまして、これまでも創業者向け資金供給を円滑化する、ベンチャー企業等へ投資を行う投資事業組合への公的機関による出資の拡充を図るとか、人材、技術等のソフトな経営資源の円滑な確保をきめ細かく支援できるワンストップサービス型の支援体制の整備など、創業者やベンチャー企業のニーズに合った総合的な支援を進めていくという考え方でございます。

は自動販売機をぶち上げた。ロボット産業を非常に高く評価する、あるいは自動販売機文化を興味本位に見てまいりました日本の社会を、治安のよさだとか、一日に一本しかバスが通らないところに自販機があつて衛生管理された飲み物がある。これを驚いている人たちがいるそうですが、昨今、韓国の五百ウォンが物すごい勢いでそこに悪用されている。十分の一ですからね。それで、おつりは出てくるんですが、使えないようになっている。お金を集めるアルバイトというのがあるんです。お金というのは集金ですね、自販機から。そういう人たちが五百ウォンが入つてしまふと、親方が受け取らない、それで自分が五百円玉を立てかえておいて、どうするかというとほかで使う。こういうことをやっているというんですが、二千円札が出る時代でございますから、五百円玉の何かデザインを変えるという話がありましたが、どうか思い切って形まで変えていただいだけれども、費用対効果という点でもいろいろあれども、思い切った施策をひとつ深谷通産大臣の時代に提言していただければ幸いと思います。これは望んでございます。

ここで景気問題を一応確認させていただきたいと思います。

大分よくなってきたと、しかしぬかるみの中で

という堀屋長官のお話がありました。しかし、通産省頑張って〇・五のとき一%と言いましたけれども、その中間の〇・六ぐらいまで来たというの

がかったと思うのでございますが、気になるのは最近の倒産なんでございます。

確かに最悪の事態ではないにしましても、実はさつきもお話をありましたとおり、件数がふえて

まいりました。一千三百、一千四百というところまで来ましたが、不況型倒産の割合が七五%、こ

ういうような報道がございました。一方では、東京のデパートが四ヶ月ぶりに売り上げが対前月比

でよくなった。何か高級品も火がついてきたとい

ます。

○政府参考人(村田成二君) まず、経済の現状でござりますけれども、まさしく先生おっしゃいま

したように、結して申し上げれば少しずつ明るさ

が出てきたという感じかと思ひます。御案内によ

うに、GDP五期連続マイナスの後、ことしの一

一三月期、四一六月期と二期プラスを記録したわ

けでござります。これも各種の政策効果の浸透と

いうことによって改善してきた面が大きいと思ひ

ます。

ただ、内訳を見てみると、やはり民間需要の

回復力がいま一つのところがある、むしろ弱いと

いう感じがいたしております。特に、設備投資関

係はなかなか水面上に顔を出すという兆候が出て

きていません。それからまた、個人消費につきまし

たところ、少なくともこのリストラ、これはもう

リストラチャーリングですから、指名解雇でもな

く、こういう意見なんですね。それじゃ悪いリス

トランクといいリストラとはどう違うんだと言いまし

たところ、少なくともこのリストラ、これはもう

一四

しようから、それは政策的に配慮していかなきやならない、そういう考え方をしっかりと確立すべきだと私は考へております。

○保坂三蔵君 私もそのとおりだと思います。固定費に手をつけるのが一番早い、固定費の大半は人件費だ、こういう一連のイメージーゴーイングでやられては困ることはわかります。

しかし、されどこういう時代、企業体質を強化しようというときに、民主党さんが御用意されているとうわさがある労働者保護法みたいながんじがらめもどうかなと思いつつも、しかしその御提言は決して軽いものではない、こう思つております。

そこで時間がございませんので、中小企業界で
とりましてはやつぱり何といいましても命綱は資
金調達と税金であります。私は、先ほど申し上げ
た例の大盤振る舞いじゃないかと言われた今度の
十兆円追加の特別保証制度、このことをちょっと
だけ分析させていただきたいと思つんです。
ここ十年、日本の企業の実情を冷静に見てまい

りますと、やっぱり土地本位制の発想のもとで、
バブル経済のときとにかく土地と有価証券に化け
ていったわけですね。数字を見てみると、土地の
に関するいいますと、これは大蔵省の法人企業の
統計年報なんですが、八八年が八十一兆円の評
価、九七年には百六十二兆、八十一兆が百六十二
兆。有価証券が三十九兆九から七十八兆。要する
に、百二十兆円の有価証券や土地の資産が二百四
十兆、倍になつていてるんです。この間、長期借入
金も六五%ふえているが、売上高の増加はわずか
一五%，十年間で。そして、逆に営業利益は実は
減つていてるんです、四十三兆九から三十三兆に。
して、失業率も残念ながら二・九から五%近いと
ころまで来ている。こういうふうな、実際にはも
う肥満体质の経済成長の中での企業の体質になつ
ている。そこで九七年の後半から、先ほど申し上
げたように倒産が起きてきた。大企業も倒産し

れたこれは、決して大盤振る舞いでもなければ、中小企業の特別保証枠設定というのはどうんな批判があるとも現実に百万の企業が助かったわけです。さらに継続してくれという声がある中で、失業や倒産への恐怖が国民の間にいつまでもついていたらば、これはもう内需は拡大するどころか失速が続いているくということを考えますと、まさしく経済のセーフティーネットの一環を特別保証制度は十分に担つたんじやないかということを私は評価したいと思います。

マクロの姿では確かにプラスに成長してまいりましたけれども、私たち、町の中、ちまたを歩きますと、町や生活の目線で見ますとまだ景気が肌でわかるところで回復しないければ、中小企業を守っていくという姿は決して大盤振る舞いでもなければやり過ぎでもない。むしろ今回の場合は、多少アグセントをつけてやろうといふしっかりした基本的なコンセプトがあることに関しても、私は高い評価をしたいと思つております。

最後に、東京都がベンチャーやベンチャーファンドあるいはまた直接金融を意欲的に手がけようとしております。石原新知事のイニシアチブで、すぐれた発想力や技術力を持つた中小企業の資金調達の多様化を直接金融への道を開いていくことで、自治体としては初めて、信用保証協会による保証がついた中小企業への融資権を多数集めて、これはCLOと言つてゐるらしいんですが、債券を今年度内にも発行すると、積極的な準備を進めております。

実はこの仕組みについては、融資債権の譲渡について保証がどうなのがという点については現行法上明らかになつていないんです。そこで債権流動化の二一ツにこたえられない面が出てきてしまふことは明らかでありますし、東京都も、現行法上で疑義がある以上、種々のスキームをなかなか突破していくことになつております。

また、ベンチャーキャピタルファンドなんですが

ざいますが、これまでも民法上の投資事業組合であるベンチャーキャピタルファンドを中心に資金供給を行ってきてるんです。しかし、これまでの公開間際の企業、いわゆるレーティステージといいましょうか、これを対象としたケースが多く、必ずしも本来のベンチャーコンセプトとして十分に機能していなかつた。その反省に基づいて、今度東京都が検討しているのは、昨年十一月に施行されました投資事業の有限責任組合法に基づいてベンチャーキャピタルファンドをやってみよう、将来有望なアーリーステージであるベンチャーエンタープライズも投資対象とする、こういう支援策を積極的にやろうとしているんですね。こうした自治体の試みをどう御評価されるか。

そして、与謝野大臣の時代に石原知事がお会いいたしまして、国も、東京都の債券市場参加については、投資家が安心して債券を購入できて債券市場の創生へつながる、また融資の債権を譲渡しても保証協会の保証が有効であることを明確にする所要の法改正を行うとともに、投資事業有限責任組合についても国として何とかしてやりたいなと言つてくれたそうですが、東京都と歩調を合わせて積極的な出資を行うべきであると考えておりますが、御見解を承りたいと思います。

○政務次官(茂木敏充君) 保坂委員御指摘のとおり、これから中小企業の金融、資金調達も私は今までの間接金融中心から直接金融、こういった方向に基本的にシフトしていくべきだと、このように考えております。

そんな中で、御指摘いたしました東京都における債券市場の活性化やベンチャーキャピタルファンドに対する支援など、最近地方自治体において中小企業の資金調達の円滑化、多様化を図るための取り組みが行われていることは、議員御指摘のように私も大変高く評価しているところであります。

具体的に申し上げますと、当省といたしましても、中小企業が発行する社債、主に私募債になつてくるわけであります。これに信用を付す制度

の創設、さらに信用保証協会の保証つきの融資や
社債が金融機関等に譲渡された場合にもその信用
保証協会の保証を譲渡先に対しても有効とする措
置を今までに準備させていただいているところで
あります。この国会でこれが成立できればと思つ
ております。これらの措置は東京都などによりま
す債券市場の活性化の実現に寄与する効果もあ
る、このように認識をいたしております。

またもう一点、御指摘いただきました中小企業
総合事業団等によります投資事業組合への出資事
業を実施しておりますが、本制度を活用して地方
自治体が計画しているベンチャーキャピタルファ
ンドへの出資を行うことも可能となつております
で、東京都とともにこの方向で実施していくた
い、このように考へておきます。

○保坂三蔵君 話を結ばせていただきます。

先ほどございました事業承継税制につきまして
は、深谷大臣が予算委員会で大分この問題を取り
扱つていただいて、相続税などでも大幅な前進を
見たところでございますが、今国会のテーマに
なつておるわけでございます。また、地方財政等
の絡みもございまし、また外形標準課税の絡み
もございますが、固定資産税、大都市ではもう悲
痛の声になつておりますとして、非住宅用の資産の固
定資産税についてもどうぞ御考慮いただきたい。

それから、贈与税、株式評価の問題、これも御
論議のあつたところで、前向きに今検討が進んで
いることに感謝しております。

それから、世界に類例のない同族会社の留保金
課税、これも何とか目鼻をつけていただいて、廃
止の方向に持つていていただきたいということ
が中小企業国会としてのお願いでございます。

それから、コンピューター一二〇〇〇年問題、こ
れはいいよいよあと一ヵ月です。しかし、まだ一ヵ
月あります。もうあとは危機管理計画だけと言わ
れますけれども、しかし何ができるかわからない
という現状の中で、アメリカでさえも中小企業の
対策が一番おくれていると言つておるんです。日
本の企業では既にアンケートと称して大企業が中

小企業に対する確認書をとらうとしているんですね。もうこういういわゆるインターネットでトラブルを起こしますとそれは全体に影響してライバル化しておりますから、一つのところが何らかトラブルを起こしますとそれは全体に影響してくるということで、どうも大企業は優越性を乱用したアンケートをとっているという声もござります。

アメリカでは対応策や関連情報をきちんと提供している場合には免責になる、法的な責任を制限できるというようないわば法案が既に通っております。これらを見ますと、日本ではこの部分がまして、これらを見ますと、日本ではこの部分が訴が今後急激に起きた可能性があるというような警告をしておりますので、代表訴訟など起こされないように、寄り寄り通産省を中心に御協議いただきたいと思います。

そして、きょう実は中小企業四団体の請願を自由民主党が受けました。大臣、両政務次官も御出席でございましたが、その中で、日本商工連盟、全国商工政治連盟、全国中小企業政治協議会、全国商店街政治連盟、読むと長くなりますが、いずれにいたしましても今国会を注目しております。そして、何としても本当に中小企業が日本の経済の骨格をなすというのならば、そのようにリードを願いたい、支援を願いたい、そして励ましてもらいたい、こういう声が満ち満ちておりましたことをお伝えし、今国会の成功をお祈り申し上げまして、私の質問を終わります。

○岩井國臣君 今、保坂先生が事業承継問題に少し触れられました。

昨日の本会議におきましては、須藤先生がその問題に触れられまして、宮澤大蔵大臣はまことに消極的な御答弁をなさいました。そしてまた、きょうの委員会におきましても、木俣先生がこの問題に触れられ、やっぱり宮澤大蔵大臣はまことに消極的なお答えをなさいました。深谷通産大臣から大変力強い前向きの御答弁をいただきましたので、少しほつとしておる、救われたような気持

ちでござりますけれども、少しこの点、私も意見を申し述べさせていただきたいと思います。

やはり事業には最も大事なものが当然あるわけですが、非常に多い。今度の基本法は農業は対象になつております。そういうことをやつておったんでは、要するに農業が成り立たなくなるわけです。そういうことを歴史的に、やっぱり田分けをしてはいけない、田分けはダメだ、こういうふうになつておるんです。

それで、こういうことは農業だけじゃなくて、やはり製造業、建設業あるいは流通業においても同じようなことがあるんですよ。たわしたことをしておつてはいかぬ、こうことでございまして、承継税制と遺産相続の問題ははつきり区別して考えていいかないといかぬのではなかろうかと思うんです。

○岩井國臣君 今、保坂先生が事業承継問題に少し触れられました。

昨日の本会議におきましては、須藤先生がその問題に触れられまして、宮澤大蔵大臣はまことに消極的な御答弁をなさいました。そしてまた、きょうの委員会におきましても、木俣先生がこの問題に触れられ、やっぱり宮澤大蔵大臣はまことに消極的なお答えをなさいました。深谷通産大臣から大変力強い前向きの御答弁をいたしましたので、少しほつとしておる、救われたような気持

十倍の評価額になつておるんじゃないかといつことなんですね。これを何とかしてもらいたいという声が非常に強いんです。

これに対しまして、午前中の質疑で、深谷通産大臣からまことに力強い御答弁をいたしましたので、ぜひ通産大臣に頑張っていただきたい、そのだけを申し上げまして、次の質問に移らさせていただきたいと思います。

さて、「二十一世紀日本の構想」懇談会というのがございます。小淵総理はその場で、いわゆる総理の持論、富国有徳のお考えをお示しになつておられます。それは、今後も豊かな中で、やはり有徳だと、こうおっしゃつておる中で、やはり有徳だと、こうおっしゃつておる豊かな中で我々の価値観、倫理観、宗教の中でも、やがておつてはいかぬ、こうことでございまして、承継税制と遺産相続の問題ははつきり区別して考えていいかないといかぬのではなかろうかと思うんです。

○岩井國臣君 今、保坂先生が事業承継問題に少し触れられました。

時代の流れは極端に言つてしまふとグローバル化の流れだと言う人もおります。国家に縛られない自由な企業活動というものが地方にいろいろ芽吹き始めている。スーパーリージョンズ革命といふようなことも言われております。結局は地域の問題であり、制度といいますか規制緩和の問題でもあるようござりますけれども、土地だけ盛んに百坪百坪とおっしゃるわけですから、そんなものはもう全然私の感覚からすると問題にならないんです。だから、たわけた話をするな

と、こう言いたいですよ。

高度情報化というものが大前提でござりますけれども、やはり地方は自然と歴史、文化の豊かなところでござります。価値観、倫理観、宗教観といふものを大切にしていく、いわゆる富国有徳といふことであれば、もっと地方にも優秀な人が集まるような大胆な政策展開というものがこれから必要ではないかなと思うんです。そうでないと、おられるのは、大体適正な価格の三十倍ないし四

地方において中小企業というものが、あるいはベンチャーやいうものが発展していくのがなかなか難しいように思うんです。

そういうことにつきまして通産大臣のお考えをお聞きしたいと思うのですが、さらについでにといいますか、ものづくりの重要性、先例にいたしましたと、やっぱり生産基盤の一一番大事な点は田んぼなんですね、農業は田んぼ。親が亡くなつて、遺産相続として長男に分け、長女に分け、次男に分ける、そういうことをやつておつたんでは要するに農業が成り立たなくなるわけです。そういうことを歴史的に、やっぱり田分けをしてはいけない、田分けはダメだ、こういうふうになつておるんです。

それで、こういうことは農業だけじゃなくて、やはり製造業、建設業あるいは流通業においても同じようなことがあるんですよ。たわしたことをしておつてはいかぬ、こうことでございまして、承継税制と遺産相続の問題ははつきり区別して考えていいかないといかぬのではなかろうかと思うんです。

○國務大臣(深谷隆司君) 委員御指摘のように、地方が活性化するということは大変大事なことであります。私はかつて自治大臣を務めておりまして、地方分権問題を担当いたしまして、できる限り、国に付随するのは地方とか縦のような位置関係でなくして、地方が自主的に政治を考え、行政を考え、最も身近な地域の文化を踏まえた政治や行政を行なうべきだということで、この点の推進に努力をしてまいりまして、現在では地方分権運動は着実に前進しているであると思つておりますが、御指摘のよう、地域の中小企業が活性化するかどうかということは地域の発展にとって大変大事なことがあります。そしてそれは同時に、雇用を創出するという意味でも非常に意味があるわけでござります。

そこで、地域経済を活性化していくために、自立的な発展を支援していく方向で通産省もしっかりと頑張つてまいる覚悟でござります。地域人材育成などを支援していくことになつておるわけでござります。そして、これらについては法律によって金融、税制、予算措置等を通じて地域の中小企業の技術開発とかあるいは販路の拡大、人材育成などを支援していくことになつておるわ

けでござります。そして、これらについては法律で定めましたので、ただいま具体的な推進方についての準備を着実に進めていけるところであります。同時に、地場産業の活性化補助金というようなことを含めて、地場産業の振興を図つていただきたいです。

いといふうに考えております。
また、今回の中小企業基本法では、第十七条に
地域の産業集積の活性化を基本的な施策として改
めて明記いたしたのもそのような方向で進みたい
ということでありまして、委員のお考えは全く同
感でありますし、一層努力する覚悟であります。
もう一点、ものづくりの問題でございまが、

製造業を支える機関としての重要性を通産省としては十分考えていまして、これまでもものづくり基盤技術の高度化のための支援とか、熟練技術者の確保育成のための施策を講じてまいりました。先般の通常国会で、ものづくり基盤技術振興基本法というのができまして、ものづくり基盤技術基本計画というものをただいま鋭意策定中でござります。ものづくり基盤技術の振興に関して講じた施策に関する報告書の作成も関係省庁と連携のもとで取り組んでまいっているところであります。

今後とも ものづくりの、つまり技術的な支援とか資金的なもの、制度の活用等々を十分に生かしていきたいと思います。
○岩井國臣君 私は国土づくりだと地域計画だとかそういうものが専門といえば専門みたいな話ですから、地方の振興あるいは地域の振興という観点でさらに今の問題を続けたいと思いますけれども、それぞれの地域に若い人が定着するには何が最も大事なのか。

私は、それぞれの地域に何といつても働く場で、うものがないとダメだと思います。しかし、地方には大企業がありません。あるところもあるわけですが、ございますけれども、全市町村にあるというわけじゃない。あるのは、やはり地場産業、中小企業ということになるわけです。ですから、地方のことを考えるのであれば、地場産業、中小企業というものをしっかりと育てていかなければならぬといい、そのための技能であるとか技術というもののもう育てていかなければならぬ、これは当然のことだろうと思うんです。

しかし、技能工とか技術者の教育訓練施設が、私の見るところ極めてお粗末ではなかろうかといふ

う気がするんです。お粗末というよりか、労働省は労働省で技能工のそういう教育訓練をやつておられますし、通産省は通産省でおやりになつておるし、文部省は文部省でおやりになつておるしてまた、それぞれ建設省は建設省、運輸省は運輸省、事業の実施官庁でもおやりになつておるいろいろとおやりになつておられるわけでござりますけれども、そのところが私の目にはばらばらのよう反映るんです。中途半端な面が非常に気になるのでござります。時間の関係でちょっと具体例を挙げることができませんけれども、所々方々でそういうことを感じるのでございます。小瀬内閣におきまして、バーチャルエージェンシー、タスクフォースというようなことが日玉になつておりますけれども、私は官邸主導のもと、横断的にそして総合的にそういうた 技能工だとか技術者の教育訓練に取り組んでいただく必要があ

るんじでないか そういう時期に今來でおるのではなかろうか、こんなふうに思うんです。

これはなかなかいいお聞きであります。しかし、
どうか。
○政府参考人(下矢雅美君) 御指摘のバーチャル
エンジンシーでございますが、これは推進する
プロジェクトごとに具体的な目標と使命を明確に
して内閣総理大臣直轄で設けられているものでござ
ります。

教育訓練につきましては、さまざまなものづくりがされることなどから、具体的的な目標や使命を一義的に設定することには困難な側面があること、また、プロジェクトは総理の御判断により決定されたものであります。現在のプロジェクトは行政事務のペーパーレス化プロジェクトなど複数省庁に関係する新たなシステムづくりなどについて検討を行つてあることなどから、教育訓練に係る問題につきましては、関係省庁がそれぞれの役割に応じ施策の実施に当たり連携協力を一層密にして推進していくことが適当であると考えております。

省あたりが中心になつていただくのがいいような感じもするのでござりますけれども、技能と技術、一応区別されて考えておりますけれども、かなり密接に関連しておりますし、中小企業の育成、しかも地方における、それぞれの地域における中小企業の育成ということを考えたとき、技能工あるいは技術者の教育訓練の問題は極

○國務大臣(深谷隆司君) 先生御指摘のように、
中小企業の育成ということになれば、当然のものづ
くりということが非常にウエートを置いてまいり
ます。そして、すぐれた技術を持つている人たち
が非常に多いわけであります。その技術者が尊敬
される社会をつくるということも非常に大事であ
りますが、同時にその後継者を育成していくとい
うことは、今一つ大事なことだらうと思ふ、ます。

御指摘のように、例えば労働省が卓越技能者の選定を行うといったような仕事をしたり、あるいは建設省が建設の技術者を養成する機関を持つているとか、それぞれ省庁によつて独自の色分けでそのような位置づけがなされているわけでありますが、さて全体を通して見詰めていくにはどうしたらいいかというテーマは、当然今日的に考えていかなきやならないわけであります。

そういう意味では、すべての経済を担当する通産省が各省庁の動きに気配り、目配りを持つといふことが非常に大事なことがありますから、委員の御指摘を踏まえて、この点について前向きに勉強していきたいと思います。

○岩井國臣君 それでは次に、基本法の今まで果たしてまいりました役割につきましてお聞きしたいと思います。

昭和三十八年、ちょうどそのころ我が国はガツトやIMFに加入いたしまして、資本と貿易の自由化の道というものを歩むようになったわけでござります。そういう大きな流れというものがござりますけれども、そういう流れの中

○国務大臣(深谷隆司君) 昭和三十八年に中小企業基本法というものが生まれました。そして、それでは私は今までの基本法はそれなりに大変大きなかつたと感じておりますけれども、従来の基本法が果たしてきた役割を果たしておられるのか、その辺としてどのように認識しておられるのか、その辺を承りたいと存じます。

に基づきまして今日まで、例えば金融あるいは組織化、診断指導、小規模対策など数々の政策を進めてまいったわけであります。例えば、数字の上で具体的に出るもののが何かないかと考えた場合、生産性がどの程度向上したかというのが一つであらうと思うんですが、その場合に小売で大体生産性は二倍になつた、製造業で四倍になつたという数字が出ておりまして、それなりの政策的な効果というのは当然上がつてきたと思います。

しかし、その背景には嘗々と額に汗した中小企

業者の努力がおかとしないことを心にしなければならない。その中小企業者の皆さんに活力を持つていただき、新しい経済の牽引車となつていただこうというのが今日の私は課題だと心得ております。

午前中、山下先生からいろいろお話を出ておりまして、通産大臣、これは哲学の問題かなみたいなことをちょっとおっしゃったと思います。保護と競争といいますか、自立というものは一見相反するわけでございますけれども、実は個といふものと全体という問題もこれはなかなか難しい問題なのでござります。

先ほどちょっと申し上げました二十一世紀懇談会の座長をしておられます河合隼eteranganさんが、これから二十一世紀、矛盾システムを生きていかなければならない、こうおっしゃつておられます。日

本の歴史的な文化、伝統文化というものがござります。日本のやり方、日本のシステムというものが当然あるわけでございます。しかし、そういう動きの中、今どんどん、アメリカだけではございませんけれども、ヨーロッパ、アメリカの文化が入ってきておる。その真っただ中に今あるわけでございます。

そういった日本の伝統文化というものとヨーロッパ、アメリカの諸般の文化というのは、一見といいますか、じっくり考えてもそうなるかもしれませんけれども、百八十度違うような面があるんですね、矛盾する面がある。確かにあるんだと思うんです。しかし、二十一世紀においてはそういう矛盾システムを生きていかなければならない、そういうことをおっしゃっておられるわけであります。

先ほど保坂先生からも優勝劣敗みたいな話がございました。我々は、小学校の時代にダーウィンの進化論を習つておるわけでございますけれども、全く考え方の違う進化論として今西進化論というのがあるわけでございます。なかなか白か黒かつかけがたいようなところが実はあるわね。一見すると矛盾しておるようなことがあるわけです。

この中小企業基本法との関連でいいますと、保護などがあるのは自立なのか競争なのか、この辺はなかなか難しい問題でございまして、そのところを通産大臣はうまく御説明なさって、私はよくわかったわけでございます。画一的な物の考え方ではだめなんで、やはり中小企業の持つ、あるいはまたそれの地域の持つ多面的なものに着目して、いろんな政策あるいは施策というものを展開していく必要がある。これが今度の基本法なんだ、こういうことでございました。

諸般、これから二十一世紀において今までの我が国の伝統文化というものとヨーロッパ、アメリカの文化というものが矛盾するような形でぶつかり合いながら、しかしそういう中を我々は生きていかなければならないという、そんな意味でこの

問題というのがいろいろな問題になつておりますけれども、日本の従前の連携とか協調とか共同だと、そいつたものもなかなかやつぱり捨てがたいものがある、そんなふうに思つておるんです。

そんなことを思いながら午前中の深谷通産大臣の御答弁をお聞きしておりますのでございますが、今申し上げましたようにについてのちよつと感想めいたお話を結構でございますので、お聞かせいただければと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 中小企業に対する政策を保護政策というふうに表現をしたり思つたりすることは正しくないというふうに思います。本来、中小企業が持つている力というものが社会的に十分に通用できるように自主的に努力をしていただいて、それと四つに組んで支えていくというものが国の政治や行政でなければならぬと思つて、いわゆる福祉的な意味での中小企業の対応というのは頭に入れてはならないと私は思つておりますし、それは従前からの考え方だと、いふふうに考えます。

それから、事全体についてという大麥岩井先生

はそういう難しい話はわかりませんけれども、率直に申し上げて、今までの、つまり昭和三十八年景気が悪くなると云々ですが、時代が大変大きく変わらうとするとき、それぞれの企業は大変なのでござりますが、特に中小企業というのはやつぱり大変なんですね。どうでも弱いところにしわが寄つていく。そんなことでございまして、今中小企業というものは死ぬか生きるかの瀕戸際で七転八倒の苦しみをしておる、そう言つても言ひ過ぎじゃないように思うわけでございます。今中小建設業につきましては、本当に悲鳴にも似たような声が聞こえてまいります。

そこで質問でございますが、中小企業の中には不良不適格業者といいますか、いいかげんな業者も少なくはないのでござりますけれども、やはり災害時におきまして大活躍をすると、あるいは地域の雇用というものを大変大きく支えておると、地域と一体になつて、地域と運命共同体のような形になつて健全な中小建設業も当然少な

くないわけでございます。

そこで、今度の基本法の第三条、「基本理念」のところに、「中小企業については」、「地域における経済の活性化を促進する」云々と書かれてお

りますけれども、全くそのとおりでございます。

通産大臣は、地域経済とそして中小企業、建設業にちょっと限定させていただくのでございますけれども、中小建設業との関係についてどのように御認識なさつておるのか、お聞かせいただければありがたいと存じます。

○国務大臣(深谷隆司君) 私どもも東京の下町に住んでおりまして、その地域には中小建設業の皆さん方が非常におられまして日々と努力をされています。

○国務大臣(深谷隆司君) 私どもも東京の下町に住んでおりまして、その地域には中小建設業の皆さん方が非常におられまして日々と努力をされています。

ですからまたもう一つは、例えば一つの技術でも他に例が見られないような新しいアイデアを持ったベンチャー企業的なものが進んでいくと、どんな小さい個であっても世界はそれを受け入れてくれるという、そういうケースもたくさんあるわけでございますから、いわば個が大事なのが共通が大事なのか、あるいは地域的に固定して集積型がいいのか分散型がいいのかというのには、いずれをとっても正しいとは言えない。それぞれもどれをとっても正しいとは言えない。それぞれの状況を考えながらそれぞれにきめ細かく対応するということの一言に尽ざるのではないか、そんなふうに思います。

○岩井國臣君 ありがとうございました。

次に、中小建設業の問題について少し触れさせていただきたいと思います。

景気が悪くなると云々ですが、時代が大変大きくなつたとき、それぞれの企業は大変なことでござりますが、特に中小企業というの

は、その共同化という場合で言うと物理的なとか固定期的な、つまり同じ工場へみんな集まれど、そして大企業と同じような役割をその工場の中で果たしていくこうという面がありました。

これは今でももちろん必要なことでありますけれども、今日のように時代が情報化社会、そしてコンピューターで何でもできるような時代になつてまいりますと、何も一つの工場に全部集まれと

いうやり方でなくとも、例えばマーレーシアで部品を購入して、それで中国で、労働賃金の安いところに、「中小企業については」、「地域における経済の活性化を促進する」云々と書かれてお

りますけれども、全くそのとおりでございます。

通産大臣は、地域経済とそして中小企業、建設業にちょっと限定させていただくのでございますけれども、中小建設業を含む新技術の開発等さまざまな御支援をしておりますので御活用をいただきたいと思います。

○岩井國臣君 次は、自治政務次官に御質問をさせていただきます。

また、本年七月から施行しております中小企業経営革新支援法という法律がありますが、これも中小建設業を含む新技術の開発等さまざまな御支援をしておりますので御活用をいただきたいと思います。

そこで、今度の基本法の第三条、「基本理念」のところに、「中小企業については」、「地域における経済の活性化を促進する」云々と書かれてお

てもおわかりにはならない方がおられると思いますけれども、予定価格を何の理由もなしに勝手に切つちやうんです。これを歩切りと言つておるんですけれども、そういう歩切りが大変横行しております。

やはり歩切りというのは不良不適格業者をはじめらせることになりかねない、地域と運命共同体にある本当に健全ない建設業というものをつぶしてしまうようなことにもなりかねないです。

それを私は大変心配しておるわけでござります。

悪貨が良貨を駆逐するというようなことになりますかねないんじやないか、そういったことにつきましては、自治政務次官の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政務次官(橋康太郎君) お答えいたします。

先生御指摘のとおり、地方における中小建設業者が大変なことになつては、これはもう我が国が今経済新生策を発表して地方の経済もよくしなければならないという大事な時期にこういうことがあつてはいけない、全く私も先生のお考えと同様でございます。

したがいまして、建設省の建設経済局建設業課長殿より、自治省の行政局行政課長それからまた

二月六日に、「地方公共団体の入札・契約業務等の執行について」という申し入れ書がございました。

その中には、先生御指摘の「適正な積算の確保」という一項が入つております。「積算に当たつては、基準に準拠した適正な積算の徹底に努める」と、予定価格の設定に当たつては、設計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、厳に慎むこと」と、こういう申し入れがあるわけでございます。

我が自治省におきましては、直ちに、二月十日、同様の文書を地方自治体に発送いたしまして、今後、自治体が入札に当たつては地方公共団体における公共工事に関する入札契約業務を建設省の申し入れどおりきちっとやるように指示した

ところでございます。

全く先生と同様の考え方でございます。真剣に対応することをお答えいたしておきます。

○岩井國臣君 歩切りのほかに、実はダンピングまいの安値受注競争という問題がございました。

これが建設政務次官の方に御質問させていたります。

このダンピングまいの安値受注競争というのがこれまでの大変今横行しておりますので、その結果下請価格がべらばうに安くなつておりますし、零細業者、設備業者はもちろんのこと、建設資材関係の会社や大工、左官、鉄筋工などを抱えている専門工事業、みんな泣いてるんですね。

倒産もふえておるのはいかないと思います。下請価格につきましては、やはり適正なものでない

と、そういった中小企業、零細企業というものはやつていけないのではないかと思うんです。

余りにも下請価格がひどいものにつきましては、何らかの対応を考えるべきではないか、そういう時期に来たのではないかと思ひます。御見解をお聞かせください。

○政務次官(加藤卓二君) 岩井委員のおっしゃられるとおり、今中小企業は、特に建設業の中小企業者は本当に大変な思いをしております。

はつきり申しまして、行き過ぎた安値の受注競争の結果、そのしわ寄せが全部中小企業の下請業者のところへ来ているわけです。そういう意味で、建設業の設備業者も、またその関係している

設備資材を売る人たちも、専門工事をやっている人たちまでも大変な痛手を受けておるわけです。

私たち、そのやり方を見ておりまると、業者が受注を受けても仕事がないからお願いに行く。そ

うすると、元請の方で出すときに、ちゃんとされる歩切りについて、厳に慎むこと」と、こう

いう申し入れがあるわけでございます。

その中には、先生御指摘の「適正な積算の確保」という一項が入つております。「積算に当たつては、基準に準拠した適正な積算の徹底に努める」と、予定価格の設定に当たつては、設

計書金額の一部を正当な理由なく控除するいわゆる歩切りについては、厳に慎むこと」と、こう

いう申し入れがあるわけでございます。

我が自治省におきましては、直ちに、二月十日、同様の文書を地方自治体に発送いたしまして、今後、自治体が入札に当たつては地方公共団体における公共工事に関する入札契約業務を建設省の申し入れどおりきちっとやるように指示した

しかしもつと大事なのは、低い入札価格で入れた人は調査制度の中で調査しようじゃないかと。そういうことをすることで、適正な価格でない受注ができるようになる。不正な人たちが参入するチャンスを少なくしないと、その下請業者に全部負担が来てしまうんだ。

はつきり言いますと、資金繰りの悪い人が、四十%の先取り金があるので、手付金があるんだからというので、それで受注をするときには非常に低価格で受ける場合もあるでしょうから、こんなことがないようにするために、私、きょうもいろいろ話をする中で、建設省としては、元請と下請の取引の適正化について、元請業者に対して、書面による契約の締結、明確な経費の内訳による見積もり、協議等の徹底について指導しております。また、発注者が元請下請の契約内容を掌握し、その適正化を促進する観点から、下請契約書の写しを添付して、施工体制台帳について元請業者側から発注者へ提出することを義務づけるようにしております。

特に、地方公共団体の発注者に対してもこれを実行しているわけでございまして、今後とも、発注者との連携を強化して元請業者に対する指導を徹底するとともに、下請元請の間の取引の一層の適正化を図るようにいたしたいと思っております。

○岩井國臣君 ありがとうございます。

自治政務次官、建設政務次官双方から前向きな御答弁をいたいたんでございますが、実はこの問題は相当昔からございまして、一片の通達を出せば、あるいはその担当を集めて話をすればそれで解決するという問題ではないんです。具体的に

どういう対策を講じていくのか、具体的な対策といふものがやっぱりここで求められておるようになります。

○岩井國臣君 ただいまの御提案は、今この場所で承つたばかりでございますから、戻

りまして御意思を大切によく検討させていただきたいと思いますし、この件に関しては建設省とも連絡をとり合う必要があるかというふうに思いましたして、とりあえずはお聞きさせていただきました

が、いかがでございましょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) ただいまの御提案は、

今この場所で承つたばかりでございますから、戻

りまして御意思を大切によく検討させていただきたいと思いますし、この件に関しては建設省とも連絡をとり合う必要があるかというふうに思いましたして、とりあえずはお聞きさせていただきました

が、いかがでございましょうか。

○岩井國臣君 ただいまの御提案は、今この場所で承つたばかりでございますから、戻

りまして御意思を大切によく検討させていただきました

が、いかがでございましょうか。

○委員長(陣内季雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、前川忠夫君、足立良平君及び今泉昭君が

で市町村では監督体制が全く整つておませんので、例えば技術屋さんがゼロというところだつていっぱいあるわけでござりますから、そういううどんが低入札価格調査制度を採用したらだめなんですね。それが一つのターゲットになつてそれこそ

時間がございませんので、最後に通産大臣に御質問させていただきたいと思います。

安値受注がひどくなつていくんです。

そのほかにも問題はございますけれども、今一番気になつておりますのが歩切りとダンピングまがいの安値受注競争と云つてござりますから、これが建設政務次官としては、元請と下請の取引の適正化について、元請業者に対して、書面による契約の締結、明確な経費の内訳による見積もり、協議等の徹底について指導しております。また、発注者が元請下請の契約内容を掌握し、その適正化を促進する観点から、下請契約書の写しを添付して、施工体制台帳について元請業者側から発注者へ提出することを義務づけるようにしております。

特に、地方公共団体の発注者に対してもこれを実行しているわけでございまして、今後とも、発注者との連携を強化して元請業者に対する指導を徹底するとともに、下請元請の間の取引の一層の適正化を図るようにいたしたいと思っております。

○岩井國臣君 ありがとうございます。

自治政務次官、建設政務次官双方から前向きな御答弁をいたいたんでございますが、実はこの問題は相当昔からございまして、一片の通達を出せば、あるいはその担当を集めて話をすればそれで解決するという問題ではないんです。具体的に

どういう対策を講じていくのか、具体的な対策といふものがやっぱりここで求められておるようになります。

○岩井國臣君 ただいまの御提案は、今この場所で承つたばかりでございますから、戻

りまして御意思を大切によく検討させていただきました

が、いかがでございましょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) ただいまの御提案は、

今この場所で承つたばかりでございますから、戻

りまして御意思を大切によく検討させていただきました

が、いかがでございましょうか。

○岩井國臣君 ただいまの御提案は、今この場所で承つたばかりでございますから、戻

りまして御意思を大切によく検討させていただきました

が、いかがでございましょうか。

○委員長(陣内季雄君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、前川忠夫君、足立良平君及び今泉昭君が

田美栄君及び江本孟紀君が選任されました。

○渡辺秀央君 大臣、午前中から御苦労さまでござります。深谷大臣就任以来の、特に中小企業政策に対して各党から大変な期待、それからまたいろいろな機会における御要望が多々出されておりましたが、冒頭にぜひひとつ、この中小企業問題といふのはもう御案内のとおりで、極めて深く複雑な政策であるし、また行政もそうだと思います。先ほどから御自分の選挙区の状況、あるいはまた御体験等々の中でおっしゃつておられる基本的な中小企業に対するスタンスを何とぞひとつ持ち続けただいて、中小企業政策における新しい出発として大きな成果を上げていただくよう、政務次官とともに、御期待を申し上げたいと思います。

同時に、私も御案内のとおりで、商工関係の多少勉強を浅学ながらいたしてきた一人であります。私がここで今までの同僚議員の質問を多少なぞらえながら、あるいはまた角度を変えながらやつたのではとても、私の持つ時間はもう一分過ぎてしままして、質問あるいは質疑になりません。あるいはまた、私と大臣とここで話をすると、お互に一問で時間が終わってしまうみたいなことになりかねませんので、私も幾つかの問題点となるべく重複しないようにと思って、思いつきみたいに思われるところですが、多少感じてきたことをきよははちょっと問題点として投げてみたいというのが一、二点あります。したがつてみたいというのが、二点あります。

前段申し上げたことを削除いたしまして、平成五年に中小企業政策審議会の中で議論されて今日来たわけですが、そこで指摘されている問題として、施策の上位シフト問題、企業規模により事業活動の規制、調整を行っている法律との関係、税制との関係などがこの中に提起されています。先ほどから非常にいよいよ話を承つてしまります。私は、先ほどから申し上げているように、実は十五年前からこの中小企業基本法を見直すべきだということをかつて自由民主党の中にあつたときから言い続けた一人なんですね。それは今、前段申し上げた中小企業の政策というのが非常に多岐に

わたるものであるがために、しかもまた実際に再三本会議でもここでもまた大臣が答弁されておられるように、かつての状況とさま変わり、もう十五年前からそういう状態なんですね。なかなか中

小企業庁、通産省、私のごく親しい諸君たちも長官になつてきて、そのたびごとに言つてきましたが、手がつかなかつた。しかし、先ほどのお話のとおりで、去年の国会で私が中小企業基本法の見直しをやるべきだといふことを実は経済・産業委員会で当時の与謝野通産大臣に御提言を申し上げたのであります。かつて中小企業庁長官には相当厳しく当時申し上げました。必ず中小企業庁で長官の機関として早晚、国会に提出をして基本法の見直しを提案したいとうお話でありまして、心待ちをいたしておったのですが、私がここで今までの同僚議員の質問を多少なぞらえながら、あるいはまた角度を変えながらやつたのではとても、私の持つ時間はもう一分過ぎてしままして、質問あるいは質疑になりません。あるいはまた、私と大臣とここで話をすると、お互に一問で時間が終わってしまうみたいなことになりかねませんので、私も幾つかの問題点となるべく重複しないようにと思って、思いつきみたいに思われるところですが、多少感じてきたことをきよははちょっと問題点として投げてみたいというのが、二点あります。

前段申し上げたことを削除いたしまして、平成五年に中小企業政策審議会の中で議論されて今日来たわけですが、そこで指摘されている問題として、施策の上位シフト問題、企業規模により事業活動の規制、調整を行っている法律との関係、税制との関係などがこの中に提起されています。先ほどから非常にいよいよ話を承つてしまります。私は、先ほどから申し上げたように、実は十五年前からこの中小企業基本法を見直すべきだといふことをかつて自由民主党の中にあつたときから言い続けた一人なんですね。それは今、前段申し上げた中小企業の政策というのが非常に多岐に

から、その繊維産業が非常なさま変わりだといふことを申し上げたいのです。

繊維産業は、川上の生産部門から川中の紡績、織布、染色整理などの中間加工部門、そして川下の縫製を初めとする二次製品の生産部門、というようにピラミッド型の系列関係が構築されています。このような系列は繊維に限らず自動車、家電製品なども同じだったと思つてます。一九七〇年代の二度の石油ショックを契機とした低成長経済へ移行する中で、産業構造も重厚長大型から軽薄短小型へ変化してきました。それに伴つてピラミッド型の系列関係が一部崩れ、新たに複数の企業間での取引によるネットワーク型の生産形態が生まれました。

そこで、本題に端的に入っていきますと、私は、ピラミッド型とは異なつて、川上の部門に政策的支援、いわゆる川上川下理論ですが、川中そして川下の中小下請企業に政策効果が浸透していくものでは今日ではありませんですね。これはもう十分おわかりだと思つてます。そのため今日のこの基本法の変更がある、改革、改正があると企業、小企業、小規模事業者というように三段階の政策体系を構築し、各規模別に十分な財源をもつてきめ細かな政策が講じられてきたと思うことだと思つてます。これらの政策体系は中企業、小企業、小規模事業者というように三段階の政策体系を構築し、各規模別に十分な財源をもつてきめ細かな政策が講じられてきたと思うことだと思つてます。これらはもつてきめ細かな政策が講じられてきたと思うことだと思つてます。これらはもつてきめ細かな政策が講じられてきたと思うことだと思つてます。

○渡辺秀央君 ゼヒ御期待をいたしております。

今までの議論とちょっと角度を変えまして、ア

ジア諸国開発途上国に対する我が国の中小企

業の進出、特にアジアは御存じのとおり今大企

業に来てくれと言つてます。私はその観点からちょっと

質問をまとめてみましたので、お考えを聞いておきたいと思います。

一昨年の七月、タイのバーツ切り下げに端を発したアジア経済危機が発生してから既に二年が経過しております。最近ではアジア諸国の経済に明るい兆しが見え始めております。現実に、今アジア貿易で日本の貿易関係がある程度賄つてあると

いうこともよく承知をいたしております。

昨年、私は参議院の経済・産業委員会で小潤総理にお出し申します。現実に、今アジア

はだめなので、国際的視野あるいは国際的視点から、アジアの金融、経済の安定は欠かせない喫緊

の課題であるとして、小渕ファンドという骨太の

た。例えば、今言うような下請の関係あるいは自社製品の開発関係、あるいはそこまで到達しないところ、まさにいろいろあると思うんです。そ

う

正されるに当たつてどのようなメリットが担保さ

れるのかというようなことがもし一言で言えるな

らおっしゃつてみていただきたい。

○國務大臣(深谷隆司君) 久しぶりにかつて本當に御一緒した渡辺委員の御質問をいたして、昔

を思い浮かべております。今あなたのおつ

しゃつたのは、ほとんど答えも含めておっしゃつておられた、全く同感でございます。

まず、ただいまは基本法でございますが、これ

から具体的にどう行うかという点につきましては、二本の法律にまとめて出すわけであります。

その中に御指摘のよくなきめ細かい配慮が含まれておりますので、またその折に御審議いただけれ

ばありがたいと思います。

○渡辺秀央君 ゼヒ御期待をいたしております。

今までの議論とちょっと角度を変えまして、ア

ジア諸国開発途上国に対する我が国の中小企

業の進出、特にアジアは御存じのとおり今大企

業に来てくれと言つてます。私はその観点からちょっと

質問をまとめてみましたので、お考えを聞いておきたいと思います。

一昨年の七月、タイのバーツ切り下げに端を発したアジア経済危機が発生してから既に二年が経

過しております。最近ではアジア諸国の経済に明るい兆しが見え始めております。現実に、今アジ

ア貿易で日本の貿易関係がある程度賄つてあると

いうこともよく承知をいたしております。

昨年、私は参議院の経済・産業委員会で小潤総理にお出し申します。現実に、今アジア

はだめなので、国際的視野あるいは国際的視点から、アジアの金融、経済の安定は欠かせない喫緊

の課題であるとして、小渕ファンドという骨太の

政策を創設してアジアに対してアピールしたらどうかという提案をいたしました。総理もすぐに反応していただけ、その後、六千億の小額ファンド、あるいはまた三百億ドルの資金支援スキームというような官澤構想を、わざわざ御連絡もいただいたりして、非常に私も喜んで、かつたすばらしい決断だと思つたのであります。

今日のアジア諸国の経済回復は、当時とられたこれらの対応が功を奏してきていることは間違いない。また、我が國の進出企業も撤退することなく現地の雇用を維持してきていることに対するは現地からも感謝されている。これは貿易保険等のいわゆる担保だと思いますね。

ところで、アジア諸国においては、設備投資や技術移転を通じてその野産業を強化し、組み立て

産業から脱皮を図ることが中長期的に経済を発展させための課題となっている。そのためにはアジア諸国は日本の中小企業の進出を望んでいるといふことは先ほど申したとおりであります。これが要性は感じながらも、経営資源に乏しいことを理由に進出を断念しているようであります。特に中小企業が海外進出を行う場合、国内では予想もできないリスクが生ずるわけです。そういうおそれがあるわけです。このために多くの公的機関が中小企業に対してはいろんな国際化支援を行つてゐるようですが、アジア諸国は特にオーナー企業の進出を望んでいるのであります。今回改正された中小企業基本法にこのような要請にこたえられる面があるかどうか。

ついでにもう一点。

我が國の中小企業が海外進出した場合、その危険を担保するために貿易保険制度がありますけれども、先ほど申し上げた私の調べる限りでは中小企業の海外投資が特別に促進されるような措置は見られません。大企業も中小企業も同じになつてゐる、この貿易保険というのは、それはやむを

得なかつたと思います。大企業の貿易保険制度同様の扱いになつてゐるんですが、中小企業の海外

進出を支援する上で中小企業に対し特別の優遇措置を考え、開発途上国の期待にこたえ、さらにはひいては我が國の経済の活性化につながるようないわゆる担保だと思いますね。

ところで、アピールした時代は中小企業も海外に進出を希望するということは大事なことだらうと思いますし、とりわけアジアに進出するといふのは、地域的に考えても委員御指摘のとおりだと思います。

しかし、その際に一番問題なのは、申すまでもなくリスクの問題でございます。中小企業というものは海外の制度や経済状態に関する知識等はやや多くおられると思います。中小企業において、中小企業海外進出の必要性は感じながらも、経営資源に乏しいことを理由に進出を断念しているようであります。特に中小企業が海外進出を行う場合、国内では予想もできないリスクが生ずるわけです。そういうおそれがあるわけです。このために多くの公的機関が中小企業に対してはいろんな国際化支援を行つてゐるようですが、アジア諸国は特にオーナー企業の進出を望んでいるのであります。今回改正された中小企業基本法にこのよ

うな要請にこたえられる面があるかどうか。

ついでにもう一点。

我が國の中小企業が海外進出した場合、その危険を担保するために貿易保険制度がありますけれども、先ほど申し上げた私の調べる限りでは中小企業の海外投資が特別に促進されるような措置は見られません。大企業も中小企業も同じになつてゐる、この貿易保険というのは、それはやむを

ちょっと時間がなくなつてしまいまして、口早に恐縮なんですが、次に、さつきも話がありましたので、重複を避けたいので感じだけ私は申し上げておきます。

やつぱり年末の貸し済りが非常に心配なんですね。現実に、私、一部新聞記事の切り抜きを持つてきましたけれども、八月から九月にかけて大体三千二百七十社ぐらいを対象にした回答の新聞の〇国務大臣(深谷隆司君) 渡辺委員御指摘のよう

に、今日のよつたグローバル化した時代は中小企業も海外に進出するということは大事なことだらうと思いますし、とりわけアジアに進出するといふのは、地域的に考えてみましても、なかなか不容易でない。そして、特別保証制度、保証期間の延長、特別保証料の引き下げ、据え置き期間の延長等々、大変求めていますね。これは、今度の国会で十兆円と延長の問題は恐らく解決すると思うんですけれども、実際には大臣、保証協会の保証済りが始まつたんです。これはさつき大臣がけしからぬということを言つたんで、その余波が行くと思うから、ぜひそれはひとつ堅持していただきたい、現実に始まつてきり行政をやつていただきたい、現実に始まつてきりますから。

それから、貿易保険の適用についてももうあ

たの方が御存じでございますが、例えば中小企業への配慮等お話をありました。中小企業の利用が特に多い手形保険について、地方公共団体の協力を得つつ、付保率を高く設定するなどの配慮を従来から行つてきております。そして、現在はユーダーに対するよりきめ細かいサービスの提供を実現することを目的の一つとして、貿易保険の独立行政法人化に関する法律案をただいま国会に提出しているところでございます。

〇渡辺秀央君 これらのこととが、今大臣がおつしやられたことがこれから審議を促進される中で

でまことに恐縮なんですが、次に、さつきも話がありましたが、何もかもおんぶにだつてこといふ意味じゃありませんよ。しかし、そういう担保が必要ではないのか。そのためには中小企業が倒産したときのセーフティーネットが十分に整備される必要があると思うんです。

今国会には民事再生法が提出されておりますが、これは中小企業が再建しやすい法的枠組みを提供するもので、生活安定資金の面倒を見るものではありません。このことも御存じのとおり、生活安定資金の貸し付けに對しては、小規模企業が廃業した場合の小規模企業共済制度があります。そのほか、取引先企業の倒産によつて中小企業者が倒産や経営困難に陥るのを防止する倒産防止共済制度などもあります。みんなそれをお互いにやつてきました制度であります。

そこで提案でありますけれども、セーフティーネットの機能が適切に發揮されるよう、このようない共済制度を、今すぐじやないで、一本化するべく思いつつ、やつてみると、なかなかきめ細かく、しかもまたベースを広げてしつかりとした担保といふか、中小企業者を本当に育てようという、おまえら思つてやつてみると、言うなら政治の号令にならぬのではないかななどということを感じます。いかがでしようか。

〇国務大臣(深谷隆司君) 渡辺委員の御指摘の年

末融資の問題については、先ほどからお話をありましたように、このたび十兆円の保証協会の特別融資の枠を広げて、一年延長しました。現在、約十八兆が使われていて、あと二兆あるわけではありませんが、年末から来年にかけての資金需要をまつて、いかがでしようか。

昨日の中小企業基本法改正案に対する本会議の与党代表の須藤理事の質問の中で、大企業から中

小企業志向への社会経済の構築が求められるといふ主張については私も同感でありました。しかし、単に啓蒙運動をしただけで優秀な人材が中小企業に向かうという保証は何もありません。つまり、中小企业が倒産しても経営者や従業員もある

思います。

ただいまの共済制度の問題は、加入者の相互扶助の精神に基づいて運営されているんですが、委員はもう承知の上で言われているんですね。が、目的的、加入資格が全く違うものでありますから、ただいま直ちに一本化ということは考えておりませんが、セーフティーネットとして十分に役立つような体制は、委員指摘のとおり、これから一層充実させていきたいと思います。

○渡辺秀央君 ありがとうございました。

雇用の問題で私が一番懸念するのは、現在の労働者、労働力を持つておられる人たちの雇用も心配ですが、御存じのとおり、大卒の諸君たちが非常に厳しいです。約七十四万人の卒業生が六〇%

ぐらいの就職率しかない。やつぱりお互に学生時代も経験してみて、社会に巣立つときに大きく胸を膨らませて社会に出る。しかし、そこに生活の場があるのはまた新しい人生の場がないということは、これはやっぱり私は政治の問題だと思うんです。お互い政治を志してきている人間として、若い者に夢と希望を与えるということ、まずはそこからではないかという感じがします。

ベンチャード大事です。あるいはまた、今現在の就業者に対する保障も大事ですが、若い人たちに対する、大卒に対するおもんばかりは、文部省の問題じゃない、私は、産業を担当している通産省としてぜひ大臣から留意をいただいて御努力を期待したいと、こう思います。よろしくどうぞ。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

今の時代は大競争時代というふうに言われているわけでありますけれども、大企業においても中小企業においてもあるいは中堅企業においても、こういう時代を乗り越えていかなければいけない。そういう意味では、競争力というものをどうういうふうにどちらあるかということが極めて重要な家的な戦略を持つことが重要であると考えております。これまでの日本の産業の長所、あるいはこ

の長所をさらに強化していくべきだと考えているわけでありますけれども、この辺について、ますます大臣はどのようにお考えか、御見解をお示しいただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 加藤委員にお答えいたしました。

日本産業はいろんな意味で長所を持っております。例えば、従業員の高い参加意識などもその一つ、あるいは熟練した技術者がたくさんいた、それから柔軟に対応できる下請企業等がしっかりと大き企業を支えながら、高度な品質管理とか生産

技術に強みを持ち、これを生かして高品質の商品の提供を行ってきたといったようなことだと思います。

ただ、バブルが起きましたときに、多くの企業が絵画的に事業を広げてまいりました。そして、多大な債務や不採算事業を生み出して、企業全体としての効率性を著しく低下させてしまつた。現在は、こうした中で多くの強みを十分に發揮して再生していくべきならないという、そういう過渡期に来ているのではないかとうふうに思っています。

今後、経営者が事業分野の大膽な選択だと新分野への進出であるとか、需要構造の変化に対応できるようなどういう判断をしながら、日本の長所をより生かして伸ばしていくことが必要ではないかと思います。

○加藤修一君 我が国は、これまでに価格競争力

あるいは品質の面における競争力、そういった面

で国際市場で勝ち抜いてきたという部分があるわけですねけれども、大競争時代における今日においては、やはり多面的な競争力、そういうたるものも

中で力を増していく、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

さらにつけて加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、ソフトランダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた方向

の中で力を増していく、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

ささらにつけ加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、ソフトランダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

ほかに、何といつてもやっぱり生産性の向上だろうと私は思います。

我が国の生産性の伸び率は非常に低下傾向にござります、残念ながら。九〇年から九八年の平均一%を下回っております。だから生産性向上を図るために全力を挙げていくということは非常に大事なことではないかと思います。そして、その高い事業分野にシフトしていくということなどを大事だし、我が国経済をリードする生産性の高い事業分野の新たな創出を図つていくということが大事だらうと思います。

こうした認識に基づいて、政府としては、環境の整備とか活性化のための対応とかベンチャード企業の育成とかいったものを産業競争力強化対策として取りまとめたところでございます。

○加藤修一君 今、御答弁をいただいた内容については私もそのとおりだと思いますけれども、堺屋経済企画府長官なんかもおつしやっている部分に入るかもしれません、いわゆる知的な面での競争力、新しい発明とか発想、そういうたぐれたものを一つのコンテンツとして生かしていく、最終的にいわゆるデファクトスタンダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた方向の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

ささらにつけ加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、千年紀の始まりを目前にして新たな産業を生み出す大胆な技術革新を行っていくんだ、それに取り組んでいくことの二つの分野について大臣はどのようにとらえていらっしゃるかと、その辺についての御所見をいただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 小渕総理は、ミレニアムプロジェクトというのを提案して、多くの国民の皆さんに呼びかけております。

今、委員おつしやったように、千年紀の始まりを目前にして新たな産業を生み出す大胆な技術革新を行っていくんだ、それに取り組んでいくことの二つの分野について大臣はどのようにとらえていらっしゃるかと、その辺についての御所見をいただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 小渕総理は、ミレニアムプロジェクトというのを提案して、多くの国民の皆さんに呼びかけております。

ささらにつけ加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、ソフトランダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

ささらにつけ加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、ソフトランダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

ささらにつけ加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、ソフトランダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

ささらにつけ加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、ソフトランダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

ささらにつけ加えて、私は、今大臣の答弁の中にありましたように、ソフトランダードあるいはグローバルスタンダード、そういうた知識的な競争力

の中でもっとも考えられるんではないかなと思います。

けれども、大臣としてはどのように考えておりますか。

○国務大臣(深谷隆司君) 全く加藤委員のお考えと同感でございます。

特に、産業強化対策を取りまとめたんですけれども、その中で、迅速な対応が必要だと考える事項で、産業活力再生特別措置法を制定して、企業の戦略的な事業再構築を円滑にするための商法上の特例とか税制措置等を講ずるというふうにしていきたいと思っております。

○加藤修一君 小渕総理は、今回の予算の中でも、補正関係でも、ミレニアムプロジェクト、ミレニアムですか千年紀ということなんですか

ども、その中で環境の問題あるいは情報の問題と

いうことを取り上げているわけですから、この二つをあえて取り上げて、いわゆる国際市場に

おける戦略的な競争力の強化という点からは、こ

の二つの分野について大臣はどうにとらえて

どういう方向に伸ばしていくかと、その辺についての御所見をいただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 小渕総理は、ミレニアムプロジェクトというのを提案して、多くの国民

の皆さんに呼びかけております。

今、委員おつしやったように、千年紀の始まりを目前にして新たな産業を生み出す大胆な技術革新を行っていくんだ、それに取り組んでいくこと

の二つの分野について大臣はどのようにとらえて

いらっしゃるかと、その辺についての御所見を

いただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 小渕総理は、ミレニアムプロジェクトでございます。

この事業を推進していくためには、まず技術開発力を底上げして、それで国際的な競争力を強め

ていくという戦略的な観点が非常に重要でございます。

今委員は環境及び情報についておつしやられたのであります。それに対応するためには、まず技術開発力を底上げして、三分野を本事業の対象として選択しております。

具体的に申し上げると、環境対応であれば、例えばより高性能で低コストの燃料電池の開発などがその例であろうと思います。あるいは情報化対応であれば、現在の一萬倍の速度の超高速インターネットの開発などが今挙げられております。

○国務大臣(深谷隆司君) 今、加藤委員御指摘の

通産省いたしましては、これらの具体的なものについての積極的な支援を行つて、まさに總理のお考へを実現していこうという決意を持つておるところであります。

○加藤修一君 それでは、中小企業基本法等の改正の中身について入つていただきたいと思います。

私は、改正するという中で理念の転換、これは政党においても理念を転換するときには、それについて今までどういうふうに考えてきたか、さまざまことをやつてきたことについていわゆる総括をして評価するということになるわけでありますけれども、この理念の転換に至つた経緯を含めて、なぜこういうふうに転換をしなければいけないか。さまざまな委員の方が質問しておりますけれども、総括ですね、どういうふうに今までの中小企業の施策体系について評価をしていらっしゃるか、その辺について御提示いただきたいと思います。

○国務大臣(深谷隆司君) 昭和三十八年に中小企

業基本法というのが生まれまして、これに基づきまして通産省を中心に各般の努力をいたしてまいりました。具体的には、金融の対策であるとか中小企業の組織化、あるいは診断指導、小規模対策などなど、多くの政策を講じてまいりました。先ほども申しましたけれども、その結果として生産性の向上が具体的に数値であらわれているといったように前進をいたしてまいりました。そして、その背景には中小企業の皆さんの汗と涙の努力があつた、そのように思います。したがいまして、昭和三十八年の基本法に基づく今日までの対策は、それなりの前進をいたしたと評価しております。

しかし、あの当時に考えましたまさに三十年代の物の考え方というのは、経済の二重構造という形で、中小企業を小さいもの、数多いものと考え、しかも非近代的なものと位置づけて、だから共同化だと中小企業ができるだけ近づくような、そういうようなことを方向づけていたのであります、今の時代になりますと、中小企

業が持てる技術や能力を生かすことによって、つまり中小企業の活性化によつて、むしろ経済の積み重ねを実現していく、こういう考え方であります。

○加藤修一君 大臣の御答弁の中に、経済の二重構造というのがございました。それから、今まで聞いている範囲でも格差は正という言葉がございました。

二重構造についても格差は正についても、これが解消されたと私は考えていないわけですから、新基本法の理念で大臣は弱みを克服し強みを發揮すると答弁されております。格差は正の点は理屈から外してしまうということありますけれども、私は引き続き必要ではないかと思つています。

○国務大臣(深谷隆司君) 格差という意味の違いを私どもは申し上げているつもりであります。つまり大企業と中小企業、二重構造の対比の形において中小企業を底上げするという、そういう考え方の格差は正ではなくて、中小企業が持てる力を發揮できるための中小企業の経営基盤を強化する、そこに思いをいたすということでござります。

○加藤修一君 この創業・ベンチャーエンタープライズが御指摘なさつております、現実の例えは全くそのとおりでございます。それを大企業に近づけるという意味での格差のは正でなくして、中小企業の活力を押し上げる。経営基盤の強化を各般の政策によって進めていくということで変わっています。

○国務大臣(深谷隆司君) 現在、創業数というの

は年間十四万社ぐらいでございます。これを五年間で十万社ふやして二十四万社くらいにしていくたい、目標としては。その場合に、百万人の雇用創出を想定しております。そこで、百万人の雇用創出を想定しております。この創業・ベンチャーエンタープライズが御指摘なさつております、現実の例えは全くそのとおりでございます。それを大企業に近づけるという意味での格差のは正でなくして、中小企業の活力を押し上げる。経営基盤の強化を各般の政策によって進めていくということで変わっています。委員が御指摘なさつております、現実の例えは全くそのとおりでございます。それを大企業に近づけるという意味での格差のは正でなくして、中小企業の活力を押し上げる。経営基盤の強化を各般の政策によって進めていくということで変わっていますけれども、このSBI-Rの推進を図ることが重要だと私も考えております。

○加藤修一君 この中の説明を見てまいりますと、現在五省庁しか参加していないわけです。先ほどほかの委員の方が建設関係の話をされておりましたけれども、このSBI-Rを十分活用すべきでありますし、そのほかの省庁についても当然つながつてくる話があると思うわけであります。この辺については多くの省庁を参加させていただくことが非常に私は大切だと思っておりますけれども、どうでしようか。

○政府参考人(村田成三君) ただいま私どもで検討いたしております内容を御紹介させていただきます。この中の説明を見てまいりますと、現在五省庁しか参加していないわけです。先ほどほかの委員

の方が建設関係の話をされておりましたけれども、建設関係についてもこういうSBI-Rを十分

す。

○政府参考人(岩田満泰君) お答え申し上げま

え方というのは、多面性に思いをいたして、それ

の中小企業に合った対策をきめ細かく行つておるわけでございますが、今御指摘のございま

るところを設置いたしておりまして、特定補助金等に関する建設省を含めた九省庁で関係省庁連絡会議を設置いたしておりまして、特

別な連絡会議を通じまして各省庁と連携をして、省庁の拡大あるいは制度の充実強化

について努力をしていきたいと考えております。

○加藤修一君 ベンチャーエンタープライズが御指摘なさつております、現実の例えは全くそのとおりでございます。それを大企業に近づけるという意味での格差のは正でなくして、中小企業の活力を押し上げる。経営基盤の強化を各般の政策によって進めていくということで変わっていますけれども、やはり大臣の考へは違うということですか。

○政府参考人(村田成三君) ただいま私どもで検討いたしております内容を御紹介させていただきます。この辺については多くの省庁を参加させていたいと思いますが、まさしく先生おっしゃいますとおりのよう仕組みをどのように我が国で実施していくつもりか、その辺についてどうでしようか。

○政府参考人(村田成三君) ただいま私どもで検討いたしております内容を御紹介させていただきます。この辺については多くの省庁を参加させていたいと思いますが、まさしく先生おっしゃいますとおりのよう仕組みを特に民間の自立的な仕組みとしてどうつくり上げていくか、これが大事かと思っております。

○政府参考人(村田成三君) こうした観点から幾つか考えておりますが、一つは、やはり個々のベンチャーエンタープライズにきめ細かくどう対応して指導助言を行つていく、あるいは支援を行つていく仕組みをつくるかということが第一の点でございまして、かかる観点から、国あるいは都道府県それから全国約三百カ所の広域市町村圏、そういうたる各レベルにおきまして必要なソフト面の支援を提供する体制づくりをしていきたい、これが第一点考へておるところでございます。

また、第二点でござりますけれども、やはりこのういったベンチャーエンタープライズに対しまして、ある意味の目つきと育成と申しますが、有望な投資先を見分け、そしてまたそれに沿つて経営指導ある

制度のさらなる拡充、推進、強化ということでおこないますが、現在五省庁が具体的に参加をされ

ておるわけでございますが、今御指摘のございま

した建設省を含めた九省庁で関係省庁連絡会議を設置いたしておりまして、特定補助金等に関する

いろいろな議論、連絡調整を行つておるところであります。

○加藤修一君 時間の関係がござりますから、次に参ります。

創業・ベンチャーエンタープライズに対する強化していく、相当の押し上げを行つていくという話になつてゐるわけですから、どのぐらいの雇用創出を見込んでいらっしゃるか、その辺についてどうで

しょうか。

○国務大臣(深谷隆司君) は、さまである間に

間で十万社ふやして二十四万社くらいにしていきたい、目標としては。その場合に、百万人の雇用創出を想定しております。

○加藤修一君 この創業・ベンチャーエンタープライズが御指摘なさつております、現実の例えは全くそのとおりでございます。それを大企業に近づけるという意味での格差のは正でなくして、中小企業の活力を押し上げる。経営基盤の強化を各般の政策によって進めていくということで変わっていますけれども、このSBI-Rを十分活用すべきでありますし、そのほかの省庁についても当然つながつてくる話があると思うわけであります。この辺については多くの省庁を参加させていたいと思いますが、まさしく先生おっしゃいますとおりのよう仕組みをどのように我が国で実施していくつもりか、その辺についてどうでしようか。

○政府参考人(村田成三君) ただいま私どもで検討いたしております内容を御紹介させていただきます。この辺については多くの省庁を参加させていたいと思いますが、まさしく先生おっしゃいますとおりのよう仕組みを特に民間の自立的な仕組みとしてどうつくり上げていくか、これが大事かと思っております。

○政府参考人(村田成三君) こうした観点から幾つか考えておりますが、一つは、やはり個々のベンチャーエンタープライズにきめ細かくどう対応して指導助言を行つていく、あるいは支援を行つていく仕組みをつくるかということが第一の点でございまして、かかる観点から、国あるいは都道府県それから全国約三百カ所の広域市町村圏、そういうたる各レベルにおきまして必要なソフト面の支援を提供する体制づくりをしていきたい、これが第一点考へておるところでございます。

また、第二点でござりますけれども、やはりこのういったベンチャーエンタープライズに対しまして、ある意味の目つきと育成と申しますが、有望な投資先を見分け、そしてまたそれに沿つて経営指導ある

いは営業網の提供、紹介など経営支援が行われる、そういうた目書きと育業ができるようなベンチャーキャピタリスト、これを育てていくことが大事かと思つております。

そうした観点から、ベンチャー企業とこういつたキャビタリストを結びつけるような、そしてまたそういった人材がベンチャー企業で有効活用されるような、そういうたインセンティブといたしまして、例えばストックオプション制度の活用、そういうことを考えてまいりたいと思つておりますし、それからまた、こういつたベンチャーキャビタリストとして例えば中小企業等投資事業有限責任組合、そういうものが最大限活用されますように、例えば呼び水的な公的出資をこうした組合に出すとか、そういう仕組みを考えていりたいというふうに考えております。

○加藤修一君 アメリカの例ですけれども、二十五万人の個人がベンチャー・キャピタルに投資しているということがあります。金を持つている個人投資家、それはどこで探せるかというのが非常に私は大事だと思うんです。どういうところでそういう人たちを見つけ出すか、あるいはベンチャーキャピタル専門会社、これはどこで探せるか、そういうことも非常に大切である。

私は アメリカの例を考えてまいりますと、個人投資家はどこで探せるのかということで例えばベンチヤー・キャピタルのフォーラム、こういつたものがつくられている。そういうところで融資、教育、ネットワーク、そういう機会に触れることができる。あるいはベンチャーキャピタルクラブ、通称クラブと言っているようありますけれども、個人投資家によって構成されているグループで、いわゆるそこで起業家、業を起こしたいという方々が自分の事業の中身、プレゼンテーションをそういうところでやる、そういうクラブが形成されている。あるいは、プライベート・

キャピタル・ネットワークということ、電子ネットワークサービスということで、資本家と一緒にマッチングを探してくれる、そういう仕組みもつくれている。あるいは、ACEネットと

いうことで、いわゆるこれはプライベートの投資ネットワークでありますけれども、信頼の置ける投資家、それを探すためにこういつたプライベート・ベンチャーキャピタル・ネットワークというものが発展させられている。

あるいは、教育機関としては、先ほど答弁にございましたけれども、起業家育成プログラムのあるビジネススクール等々、あるいはプロフェッショナルなサービス会社、そういうたいわゆる環境整備が進んでいて、その結果二十五万人の個人がベンチャーキャピタルに投資するという話になつておられます。

日本はまだまだこの点については成熟どころかなかなか条件が整っていないということなんですが、こういつたことを加味した形で、もっと角度をつけた形でやっていくべきだと私は考えておりますけれども、その辺についてははどうでしょうか。

○政府参考人(村田成二君) まさしくおっしゃいましたおり、いろいろな形での出会いというのは大事だと思っております。

ちなみに、從来から例えばベンチャープラザ事業というのを通産省は展開いたしておりますけれども、これは各年度全国で大体二十カ所前後でござりますけれども、各種の経営資源、資金などとかを人材とか情報などを持つておられる方々と話を提供しておりますが、これだけではなかなかうまくいかない。

したがつて、先ほどちょっとお答え申し上げました中で触れましたけれども、例えば国、都道府県、全国で三百カ所の市町村レベル、そういうふうに形成されている。あるいは、

広範な支援システムをつくりたいと申し上げましたけれども、これもやはり情報ネットワークを有機的に組みまして、多種多様な組み合わせでいろいろな情報が利用できるように、そしてまたベンチャーエネルギーの要望に的確にこたえていけるようになります。いろいろな工夫が必要かと、かよ

いすれにしましても、おっしゃるとおり、我が国の場合はまだ立ち上がりかけたばかりでございません。いろいろな工夫がまだまだ必要かと、かよ

うに存じております。

○加藤修一君 三百カ所のいわゆるワンストップサービス施設の関係ですけれども、以前に中小企業の相談窓口を一本化しようとしたことがございましたよね。実際に中小企業総合指導所ができた。しかし、平成八年にはこれは廃止されているわけなんですねけれども、先ほどの答弁だけでは私は十分なものではないと思つてます。さらに、今御紹介申し上げましたけれども、当然知つてはいる話だと思いますが、こういつたことを加味した形で、もっと角度をつけた形でやっていくべきだと私は考えておりますけれども、その辺についてははどうでしょうか。

今回、全国三百カ所にワンストップサービスというそういう機能を持つ施設をつくるということなんですねけれども、これが十全に働くためにはどうも不都合が相当あつたから廃止したという話だと思うんです。

現在、ベンチャーキャピタル業界において成功している欧米諸国でさえもここまで到達するのに半世紀以上もかかっている。五十年以上かかるといふふうに紹介されているんです。相当な時間がかかつていて、それから私は、これは一九九八年十月の「通産ジャーナル」なんですか、そこで「ベンチャーエネルギー成功の要因」ということで紹介がありまして、日本の件についても触れております。

こういう紹介、説明、こういつたことに対し

所のワンストップサービスの関係について具体的に効果的にどういうふうにやるのかということをもう少し説明いただきたいと思います。

○政府参考人(岩田満泰君) 全国の身近な地点に三百カ所、あるいは県のレベルにおけるセンター、ナショナル支援センター、こういうものをネットワークして窓口を全国に、今申し上げたもの足し上げたほどの窓口をつくりたいというこ

とでございますが、その内容について中央総合指導所構想との関係も含めてお問い合わせでございますが、これは中小企業者が日々の日常事業活動の中で直面をしますさまざま課題と申しますが、これは中小企業者が日々の日常事業活動の中で直面をしますさまざま課題と申しますが、これは中央総合指導所のやる職員はすべてと申しましようか、少なくとも大宗は都道府県の職員がこれに当たるということになつておつたわけでございまして、端的に申し上げれば、都道府県職員の、地方自治体の職員の人事の問題と申しましようか、そういうものが極めて大きなネックになりまして、最終的にはこれがこういう形で続けることはできないというようなことになつたわけでござります。

そのために、総合指導所構想というものが結果的に終了させざるを得なかつた理由と申しますのは、この中央総合指導所のやる職員はすべてと申しましようか、悩みのようなものの解決に支援をしてお問い合わせでございます。

こういつた努力をすべきであろう」ということなん

考えられるわけですけれども、情報戦略産業と位置づけていく、そういうふうに考えるのも一つの大きな視点に立つものであろうと思ひますけれども、情報産業の人材の育成をどう図っていくかということも一つ大事な視点だと私は思つております。以前からスーパー・プログラマー・プロジェクト、スーパー・プログラマー制度、そういったふうにも言つておりますけれども、はしょりでまことに恐縮なんですけれども、こういった制度導入することも非常に私は大切な視点じゃないかなと思います。

インターネットを核にしてさまざまな展開を世界に向かつて発信していく、その前にデファクトスタンダードあるいはグローバルスタンダード、

そういうものをどんどん輩出できるというのが非常に理想的で望ましい形であるわけありますけれども、そのときにやはりプログラマーを超えるいわゆるスーパー・プログラマー、現代版でいい

ますと、現代というか昔の話を考へてみますと、昔、明治時代にはお雇い外国人制度というのがあつて、すぐれた外国人を招いて日本の近代化に貢献させたという経緯がござりますね。それと同じような形で、非常におくれている我が国の情報化の進展の中で、そういう面でのいわゆるスーパープログラマーを招いて、我が国の情報化の進展に大きなサポートとして考へていく、簡単に言いますとそいう制度なんですけれども、そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(深谷隆司君) 情報分野というのは、小渕總理提唱のミレニアムプロジェクトの中でも戦略的な重点分野と位置づけて、これは先生御指摘のとおりでございまして、その際に、優秀な人材の育成が不可欠だというふうに思つています。

画期的なプログラムの創出のためには優秀な技術者の存在が重要であり、私は、大学や企業の中に現在存在するすぐれたプログラマーを発掘して、その能力を發揮させる制度の創設に向けて検討していきたいと考えています。

○加藤修一君 関連して、電子商取引の関係がございますけれども、この電子商取引の中核の一つを占める技術というものは暗号技術がございます。

我が国の今後の暗号技術に関する事業に対しても今進めているかどうか、その辺についてもお願ひいたします。

○國務大臣(深谷隆司君) 電子商取引の発展のためには電子署名の基盤技術である暗号技術というものが大変大事であります。現在、世界市場では米国企業の暗号製品が事実上の標準であるというこ

とににはなつてゐるんですけど、日本の企業の暗号技術は諸外国と比べて遜色のないものというふうに私は報告を受けています。

暗号技術は、市場において利用者の自由な選択にゆだねるべきだということが九七年のOECDの合意でございます。したがつて、内外の市場において、技術水準においても遜色のない日本の暗号製品が普及されるよう各企業の努力を期待したいと思つてはいます。

○加藤修一君 この辺についてアメリカは戦略を私は変えたと思ひます。以前は輸出規制を相当

やつておりましたけれども、安全保障の視点から厳しく守つてきておりましたけれども、二〇〇〇年からはそうじやないと。戦略を変えて、いわゆるIT産業の興隆は安全保障をサポートすることにもなる、それからアメリカードのものがグローバルスタンダードになり得るということで、そういう戦略をえた。

しかし、日本の場合は、考へておきますと一九九六年にココムからワッセナー協約に切りかえたときには、非常に私は混乱が生じてゐると思うんであります。今まで輸出できた暗号技術でさえ輸出できな

いような状態になつてしまつておるわけですが、これにかかわつておるわ

る通産省、郵政省、警察庁がこれにかかわつておるわけですが、通産省はどちらかといふと

しかし、郵政省は通信インフラとしてこの暗号の

基礎研究をやつてゐる。一方、警察庁については暗号技術の規制に動いている。

そういうことを考へておきますと、ある意味でこれは省庁の間でもばらばらになつてゐる可能性があるわけです。そういう意味では、戦略的な政策としてきちっと私は位置づけるべきだと思います。

これを最後にして、質問は終わりたいと思ひます。

○國務大臣(深谷隆司君) この暗号技術というものは、今申したように、決して世界と遜色ないと言はれてゐるものであります。ただ、御指摘のようないい處でござります。したがつて、内外の市場において、技術水準においても遜色のない日本の暗号報関係でござりますので郵政省も大分力を入れて、警察庁も同様でありますが、横の連絡をとつていくことは御指摘のとおりでございまして、その努力はいたします。

○加藤修一君 終わります。

○委員長(陣内孝雄君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

平成十一年十一月二十九日印刷

平成十一年十一月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D